○糸魚川市建設工事成績評定実施要領

平成17年３月19日

訓令第42号

（目的）

第１条　この要領は、市が発注する建設工事の成績評定（以下「評定」という。）に関し必要な事項を定め、厳正かつ適確な検査を実施し、請負業者の適正な選定及び指導育成を図り、工事の質的向上に資することを目的とする。

（対象工事）

第２条　評定の対象とする工事は、原則として１件の請負金額が500万円以上の請負工事について行うものとする。

２　前項の規定にかかわらず、除却工事又は市長が認める工事については、この要領による評定を省略することができる。

（評定者）

第３条　工事成績の評定を行う者（以下「評定者」という。）は、建設工事請負基準約款第33条第２項で定める検査職員（以下「検査職員」という。）、同約款第11条に定める監督員（以下「監督員」という。）及び工事主管課長又は工事主管係長とする。

（成績評定の方法）

第４条　評定は、工事ごと、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

２　評定は、検査の結果、手直し等があった場合でも手直し前の状態を評定するものとする。

３　工事成績の採点は、次の各号に掲げる工事の区分に応じ、当該各号に掲げる表により行うものとする。

(1)　土木　工事成績採点表（土木）（様式第１号）

(2)　建築等　工事成績採点表（建築等）（様式第２号）

４　細目別評定点の算出は、次の各号に掲げる工事の区分に応じ、当該各号に掲げる表により行うものとする。

(1)　土木　細目別評定採点表（土木）（様式第３号）

(2)　建築等　細目別評定採点表（建築等）（様式第４号）

５　評定にあたっては、次の表の左欄に掲げる評定者及び中欄に掲げる工事区分に応じ、

同表の右欄に掲げる工事成績採点の考査項目の考査項目別運行表により行うものとする。

評定者	工事区分	工事成績採点の考査項目の考査項目別運行表の区分
監督員	土木	別紙1の1から別紙1の5まで
	建築等	別紙7の1から別紙7の12まで
工事主管課長又は工事主管係長	土木	別紙2の1から別紙2の4まで
	建築等	別紙8の1から別紙8の5まで
検査職員	土木	別紙3の1から別紙3の36まで
	建築等	別紙9の1から別紙9の8まで

６　前項の評定を行う場合は、次に掲げる留意事項等を考慮するものとする。

(1)　記入方法及び留意事項（別紙４）

(2)　施工のプロセスチェックリスト（土木）（別紙５の１から別紙５の８まで）

(3)　施工のプロセスチェックリスト（建築等）（別紙10の１から別紙10の３まで）

７　工事における「工事特性」、「創意工夫」及び「社会性」に関しては、受注者は、当該工事における実施状況を別紙６の１及び別紙６の２により提出できるものとし、提出があった場合は、工事の成績評定に当たって適切に反映させるものとする。

（評定の報告及び通知）

第５条　評定者は、評定を行ったときは、遅滞なく工事主管課長へ採点表を提出するものとする。

２　工事主管課長は、評定者から採点表等の提出があったときは、遅滞なく工事成績評定通知書（様式第５号及び別表）を当該工事の請負業者に通知するものとする。

（評定の修正）

第６条　市長は、前条の通知をした後、当該評定を修正する必要があると認められる場合は、修正しなければならない。

（説明請求等）

第７条　第５条又は前条の規定による通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日以内に、書面により評定の結果について、説明を求めることができる。

２　前項の規定による説明を求められたときは、説明請求を受理した翌日から起算して

１週間以内に書面（様式第６号）により回答するものとする。

（再説明請求等）

第８条　前条第２項の回答を受けた者は、説明に係る回答を受けた日から起算して14日以内に、書面により評定の結果について、再説明を求めることができる。

２　前項の規定により説明を求められたときは、糸魚川市請負工事成績評定評価委員会の審議を経て書面（様式第７号）により回答するものとする。

附　則

この要領は、平成17年３月19日から施行する。

前　文（平成25年５月１日訓令第16号）抄

平成25年５月１日から施行する。

附　則（令和５年４月14日訓令第５号）

この訓令は、令達の日から施行する。

別表（第５条関係）

項目別評定点（契約番号　　）

評価項目	細別	評定点／満点
１　施工体制	Ⅰ　施工体制一般	／　3.3 点
	Ⅱ　配置技術者	／　4.1 点
２　施工状況	Ⅰ　施工管理	／　13.0 点
	Ⅱ　工程管理	／　8.1 点
	Ⅲ　安全対策	／　8.8 点
	Ⅳ　対外関係	／　3.7 点
３　出来形及び出来ばえ	Ⅰ　出来形	／　14.9 点
	Ⅱ　品質	／　17.4 点
	Ⅲ　出来ばえ	／　8.5 点
４　工事特性（加点のみ）	Ⅰ　施工条件等への対応	／　7.3 点
５　創意工夫（加点のみ）	Ⅰ　創意工夫	／　5.7 点
６　社会性等（加点のみ）	Ⅰ　地域への貢献等	／　5.2 点
７　法令遵守等（減点のみ）		／　0.0 点
評定点合計		／　100.0 点

様式第1号(第4条関係)

工 事 成 績 採 点 表　(土 木)

年　月　日 作成

所属名

契約番号		工事番号			工 事 名							契約金額(最終)						円		
受注者名		工　期	年　月　日～　年　月　日									完成年月日	年　月　日							
考　査　項　目		監　督　員					工事主管課長・係長							検　査　職　員						
		氏名	印				氏名	印						氏名	印					
項　目	種　別	a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e
1 施工体制	Ⅰ 施工体制一般	1.0	0.5	0	△5.0	△10.0														
	Ⅱ 配置技術者	3.0	1.5	0	△5.0	△10.0														
2 施工状況	Ⅰ 施工管理	4.0	2.0	0	△5.0	△10.0								5.0		2.5		0	△7.5	△15.0
	Ⅱ 工程管理	4.0	2.0	0	△5.0	△10.0	2.0		1.0		0	△7.5	△15.0							
	Ⅲ 安全対策	5.0	2.5	0	△5.0	△10.0	3.0		1.5		0	△7.5	△15.0							
	Ⅳ 対外関係	2.0	1.0	0	△2.5	△5.0														
3 出来形及び出来ばえ	Ⅰ 出来形	4.0	2.0	0	△2.5	△5.0								10.0	7.5	5.0	2.5	0	△10.0	△20.0
	Ⅱ 品質	5.0	2.5	0	△2.5	△5.0								15.0	12.0	7.5	4.0	0	△12.5	△25.0
	Ⅲ 出来ばえ													5.0		2.5		0	△5.0	
4 工事特性	Ⅰ 施行条件等への対応 ※2						(　20　～　0　)				0									
5 創意工夫	Ⅰ 創意工夫 ※3	(　7　～　0　)		0																
6 社会性等	Ⅰ 地域への貢献等 ※4						10.0	7.5	5.0	2.5	0									
加減点合計(1+2+3+4+5+6)		±	点				±	点						±	点					
評定点(65±加減点合計) ※1		①	点				②	点						③	点					
評定点計							①点×0.4+②点×0.2+③点×0.4=	点												
7 法令遵守等 ※7							△点	点												
評定点計 ※8							評定点計－法令順守等=	点												
所　見 ※5		(監督員)					(工事主管課長・係長)							(検査職員)						

※1　1～3の評定(±加減点合計)＋4、5、6の評定(加点合計)＋65点＝評定点(65±加減点合計)各評定点(①～③)は小数第1位まで記入する。

※2　工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件(構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等)に対して適切に対応したことを評価する項目である。評価にあたっては、監督員から報告を受けて工事主管課長・係長が評価するものとする。

※3　創意工夫は、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき評価内容があった場合に評価する項目である。

※4　社会性等の評価では地域への観点から、加点評価のみとする。

※5　所見は、特筆すべきことがあった場合には記載するものとする。

※6　各考査項目ごとの採点は、検査職員に先立ち、監督員、工事主管課長及び係長が記入する。

※7　法令遵守の評価は、減点評価のみとし、工事主管課長及び係長が行う。

※8　評定点合計は、四捨五入により整数とする。

様式第2号(第4条関係)

工 事 成 績 採 点 表 (建築等)

年 月 日 作成

所属名

契約番号		工事番号			工 事 名							契約金額(最終)						円		
受注者名		工 期	年 月 日～ 年 月 日									完成年月日	年 月 日							
考 査 項 目		監 督 員					工事主管課長・係長						検 査 職 員							
		氏名	印				氏名	印					氏名	印						
項 目	種 別	a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e
1 施工体制	Ⅰ 施工体制一般	1.0	0.5	0	△5.0	△10.0														
	Ⅱ 配置技術者	3.0	1.5	0	△5.0	△10.0														
2 施工状況	Ⅰ 施工管理	4.0	2.0	0	△5.0	△10.0								5.0		2.5		0	△7.5	△15.0
	Ⅱ 工程管理	4.0	2.0	0	△5.0	△10.0	2.0		1.0		0	△7.5	△15.0							
	Ⅲ 安全対策	5.0	2.5	0	△5.0	△10.0	3.0		1.5		0	△7.5	△15.0							
	Ⅳ 対外関係	2.0	1.0	0	△2.5	△5.0														
3 出来形及び出来ばえ	Ⅰ 出来形	4.0	2.0	0	△2.5	△5.0								10.0	7.5	5.0	2.5	0	△10.0	△20.0
	Ⅱ 品質	5.0	2.5	0	△2.5	△5.0								15.0	12.0	7.5	4.0	0	△12.5	△25.0
	Ⅲ 出来ばえ													5.0		2.5		0	△5.0	
4 工事特性	Ⅰ 施行条件等への対応 ※2						(20 ～ 0)				0									
5 創意工夫	Ⅰ 創意工夫 ※3	(7 ～ 0)		0																
6 社会性等	Ⅰ 地域への貢献度等 ※4						10.0	7.5	5.0	2.5	0									
加減点合計(1+2+3+4+5+6)		± 点					± 点							± 点						
評定点(65±加減点合計) ※1		① 点					② 点							③ 点						
評定点計							①点×0.4+②点×0.2+③点×0.4= 点													
7 法令遵守等 ※5							△点 点													
評定点計 ※6							評定点計－法令順守等= 点													
所 見 ※7		(監督員)					(工事主管課長・係長)							(検査職員)						

※1 1～3の評定(±加減点合計)+4、5、6の評定(加点合計)+65点=評定点(65±加減点合計)各評定点(①～③)は小数第1位まで記入する。

※2 工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件(構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等)に対して適切に対応したことを評価する項目である。評価に際しては、監督員からの報告を受けて工事主管課長・係長が評価するものとする。

※3 創意工夫は、工事特性のような難度を伴わない工事において、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき評価内容があった場合に評価する項目である。

※4 社会性等の評価では地域への観点から、加点評価のみとする。

※5 法令遵守の評価は、減点評価のみとし、工事主管課長及び係長が行う。

※6 評定点合計は、四捨五入により整数とする。

※7 所見は、特筆すべきことがあった場合には記載するものとする。

※8 各考査項目ごとの採点は、検査職員に先立ち、監督員、工事主管課長及び係長が記入する。

様式第3号(第4条関係)

細 目 別 評 点 採 点 表(土木)

契約番号

項　　目	細　　目	① 監 督 員	② 工事主管課長・係長	③ 検 査 職 員	細目別評定点 (①+②+③)
1 施工体制	Ⅰ 施工体制一般	×0.4+2.9= 2.9点			／ 3.3点
	Ⅱ 配置技術者	×0.4+2.9= 2.9点			／ 4.1点
2 施工状況	Ⅰ 施工管理	×0.4+2.9= 2.9点		×0.4+6.5= 6.5点	／ 13.0点
	Ⅱ 工程管理	×0.4+2.9= 2.9点	×0.2+3.2= 3.2点		／ 8.1点
	Ⅲ 安全対策	×0.4+2.9= 2.9点	×0.2+3.3= 3.3点		／ 8.8点
	Ⅳ 対外関係	×0.4+2.9= 2.9点			／ 3.7点
3 出来形及び出来ばえ	Ⅰ 出来形	×0.4+2.8= 2.8点		×0.4+6.5= 6.5点	／ 14.9点
	Ⅱ 品質	×0.4+2.9= 2.9点		×0.4+6.5= 6.5点	／ 17.4点
	Ⅲ 出来ばえ			×0.4+6.5= 6.5点	／ 8.5点
4 工事特性	Ⅰ 施行条件等への対応		×0.2+3.3= 3.3点		／ 7.3点
5 創意工夫	Ⅰ 創意工夫	×0.4+2.9= 2.9点			／ 5.7点
6 社会性等	Ⅰ 地域への貢献度		×0.2+3.2= 3.2点		／ 5.2点
7 法令遵守等			×1.0= 0.0点		／ 0.0点
				評定点合計	／100.0点

様式第4号(第4条関係)

細 目 別 評 点 採 点 表(建築)

契約番号

項　　目	細　　目	① 監 督 員	② 工事主管課長・係長	③ 検 査 職 員	細目別評定点 (①+②+③)
1 施工体制	Ⅰ 施工体制一般	□ ×0.4+2.9= 2.9点			／ 3.3点
	Ⅱ 配置技術者	□ ×0.4+2.9= 2.9点			／ 4.1点
2 施工状況	Ⅰ 施工管理	□ ×0.4+2.9= 2.9点		□ ×0.4+6.5= 6.5点	／ 13.0点
	Ⅱ 工程管理	□ ×0.4+2.9= 2.9点	□ ×0.2+3.2= 3.2点		／ 8.1点
	Ⅲ 安全対策	□ ×0.4+2.9= 2.9点	□ ×0.2+3.3= 3.3点		／ 8.8点
	Ⅳ 対外関係	□ ×0.4+2.9= 2.9点			／ 3.7点
3 出来形及び出来ばえ	Ⅰ 出来形	□ ×0.4+2.8= 2.8点		□ ×0.4+6.5= 6.5点	／ 14.9点
	Ⅱ 品質	□ ×0.4+2.9= 2.9点		□ ×0.4+6.5= 6.5点	／ 17.4点
	Ⅲ 出来ばえ			□ ×0.4+6.5= 6.5点	／ 8.5点
4 工事特性	Ⅰ 施行条件等への対応		□ ×0.2+3.3= 3.3点		／ 7.3点
5 創意工夫	Ⅰ 創意工夫	□ ×0.4+2.9= 2.9点			／ 5.7点
6 社会性等	Ⅰ 地域への貢献度		□ ×0.2+3.2= 3.2点		／ 5.2点
7 法令遵守等			□ ×1.0= 0.0点		／ 0.0点
				評定点合計	／100.0点

別紙1の1

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表(土木)

［記入方法］該当する項目の・に○×マークを記入する。(※施工プロ)とは施工プロセスチェックでチェックされた項目である。　　（監督員）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細　別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td>1．施工体制</td><td>Ⅰ．施工体制一般</td><td>施工体制が適切である</td><td>施工体制がほぼ適切である</td><td>他の事項に該当しない</td><td>施工体制がやや不備である</td><td>施工体制が不備である</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="3">「評価対象項目」
・作業分担と責任の範囲が施工体制台帳・施工体系図(下請総額3千万円未満不要)もしくは施工計画書で確認できる。(※施工プロ)
・CORINSへの登録申請(請負金額2500万円以上)は、監督員の確認を受けた上で契約締結後10日以内に行われている。(※施工プロ)
・「建退共制度適用事業主工事現場」の標識を現場に提示すると共に、証紙購入が適切に行われ、配布が受払簿等により把握されている。(※施工プロ)
・施工体制台帳・施工体系図(下請総額3千万円未満不要)が整備され、施工体系図が現場に掲げられ、現場と一致している。(※施工プロ)
・「労災保険関係成立票」の標識が公衆の見やすい場所に掲示している。(※施工プロ)
・「建設業許可票」の標識が下請けを含め公衆の見やすい場所に掲示している。
・
・「施工プロセス」チェックで、指摘事項が無かった。または指摘事項に対する改善が速やかに(次回)実施された。
・その他　(理由　　)

●判断基準
評価値が90%以上・・・・・・・・・a
評価値が80%以上～90%未満・・・・b
評価値が60%以上～80%未満・・・・c
評価値が60%未満・・・・・・・・・d
※評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。

評価方法
①当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。~~○○○○~~
②項目数を変更する場合は、変更後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
③評価するもの　○　　評価できないもの　×
④評価値(　　%)＝該当項目数／評価対象項目数＝(　○　)／(　○　＋　×　)
以下同様省略</td><td>□ 施工体制が不備であり、監督員から文書により改善指示を行った。

上記該当事項があれば……e</td></tr>
<tr><td></td><td>Ⅱ．配置技術者
(現場代理人等)</td><td>a
技術者が適切に配置されている</td><td>b
技術者がほぼ適切に配置されている</td><td>c
他の事項に該当しない</td><td>d
技術者の配置がやや不備である</td><td>e
技術者の配置が不備である</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="3">「評価対象項目」
・現場代理人として常駐し(兼任は常駐免除)、工事全体の把握ができている。(※施工プロ)
・現場代理人として、監督員との連絡調整を「連絡」を除き書面で行っている。(※施工プロ)
・現場代理人は、受注者の現場代理人への委任事項について適切に処理をしている。(約款11条)
・作業主任者を選任し配置している。(※施工プロ)

・監理(主任)技術者が、明確な根拠に基づいて技術的な判断を行っている。(施工プロ)

・契約書、設計図書、指針等を良く理解し、現場に反映して工事を行っている。
・設計図書の照査が十分で現場との相違があった場合は適切に対応している。
・異常時、緊急時の対応・情報伝達・組織等が確立され現場の見やすい場所に掲示している。
・港湾工事等において潜水作業従事者を適正人員配置している。(※施工プロ)
・港湾工事等において海上起重作業船団長を配置している。(※施工プロ)
・「施工プロセス」チェックで、指摘事項が無かった。または指摘事項に対する改善が速やかに(次回)実施された。
・その他　(理由　　)

●判断基準
評価値が90%以上・・・・・・・・・a
評価値が80%以上～90%未満・・・・b
評価値が60%以上～80%未満・・・・c
評価値が60%未満・・・・・・・・・d
※評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする</td><td>・現場代理人等の技術者配置が不備で、監督員から文書により改善指示を行った。
・専門技術者が配置されていない。

1項目でも該当あれば・・・・d
2項目該当・・・・・・・・・e

＊安全管理が適切でなく、事故を発生させた場合は、a評価はしない。
(安全管理が適切であったかどうかは、事故報告を受けた工事検査監が判定する。)</td></tr>
</table>

別紙1の2

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表(土木)

［記入方法］該当する項目の・に○・×マークを記入する。(※施工プロ)とは施工プロセスチェックでチェックされた項目である。　　(監 督 員)

考 査 項 目	細　別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	Ⅰ. 施工管理	施工管理が適切である	施工管理がほぼ適切である	他の事項に該当しない	施工管理がやや不備である	施工管理が不備である
		「評価対象項目」 ・約款第19条第1項(1)から(5)に基づく設計図書の照査を行い、施工がなされている。(※施工プロ) ・施工計画書と現場施工方法・現場施工体制等が一致している。(※施工プロ) ・施工計画書の内容が設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっている。(※施工プロ) ・日常の出来形管理が適時、的確に行われている。(※施工プロ) ・日常の品質管理が適時、的確に行われている。(※施工プロ) ・現場内での整理整頓が日常的になされている。 ・工事材料等の品質保証等が適切に整理されている。(※施工プロ) ・立会確認の手続きが事前になされ、段階確認については書面で確認できる。(※施工プロ) ・建設廃棄物及びリサイクルへの取り組みが適切になされている。(※施工プロ) ・工事全体で、使用機械・車両等で低騒音、低振動、排出ガス対策機械を使用している。(※施工プロ) ・「施工プロセス」チェックで、指摘事項が無かった。または指摘事項に対する改善が速やかに(次回)実施された。 ・その他　(理由　　) ●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・・・・a 評価値が80%以上～90%未満・・・・b 評価値が60%以上～80%未満・・・・c 評価値が60%未満・・・・・・・・・d ※評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする			・設計図書と適合しない箇所があり、文書により改善請求を行った。 ・施工計画書が工事施工前に提出されていない。 ・定められた工事材料の検査義務を怠り破壊検査を行った。 ・契約図書に基づく施工上の義務につき、監督員から文書により改善指示を行った。 1項目でも該当あれば・・・・d 2項目該当・・・・・・・・・e	
	Ⅱ. 工程管理	a	b	c	d	e
		工程管理が適切である	工程管理がほぼ適切である	他の事項に該当しない	工程管理がやや不備である	工程管理が不備である
		「評価対象項目」 ・実施工程表の作成及びフォローアップを行っており、適切に工程を管理している。(※施工プロ) ・現場設計内容の変更への対応が積極的で処理が早く、また地元調整を積極的に行い円滑な工事進捗を行った。(※施工プロ) ・時間制限や片側交互通行等の各種制約条件への対応が適切であり、大きな工程の遅れがない。 ・工事の進捗を早めるための取り組みパーティ数の増加など)を行っている。 ・施工計画書に基づき休日の確保を行うとともに、計画以外の時間外作業がほとんど無い。 ・「施工プロセス」チェックで、指摘事項が無かった。または指摘事項に対する改善が速やかに(次回)実施された。 ・その他　(理由　　) ●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・・・・a 評価値が80%以上～90%未満・・・・b 評価値が60%以上～80%未満・・・・c 評価値が60%未満・・・・・・・・・d ※評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする			・受注者の責により工期内に工事を完成させなかった。(但し、改善指示による場合を除く) 上記該当あれば・・・・・・e ・自主的な工程管理がなされず、監督員から文書により改善指示を行った。 上記該当あれば・・・・・・d	

別紙1の3

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表(土木)

［記入方法］該当する項目の・に○・×マークを記入する。(※施工プロ)とは施工プロセスチェックでチェックされた項目である。　　（監督員）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td>2. 施工状況</td><td>Ⅲ. 安全対策</td><td>安全対策を適切に行った</td><td>安全対策をほぼ適切に行った</td><td>他の事項に該当しない</td><td>安全対策がやや不備であった</td><td>安全対策が不備であった</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="3">「評価対象項目」
・新規入場者教育を実施し、実施内容に現場の特性が十分反映され、記録が整備されている。(※施工プロ)
・安全教育・訓練等を4時間／月以上週時、的確に実施し記録が整備されている。(※施工プロ)
・安全パトロール、安全ミーティング(KY)等を実施し記録が整備されている。(※施工プロ)
・出社パトロールを1回／月以上実施し、記録が整備されている。(※施工プロ)
・災害防止(工事安全)協議会等を設置し、1回／月以上活動し記録が整備されている。(※施行プロ)
・各種安全パトロールで指摘を受けた事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正報告している。(※施工プロ)
・使用機械(港湾工事の場合は使用船舶)、車両等の点検整備等がなされ管理されている。(※施工プロ)
・重機操作に際して、誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置がなされている。(※施工プロ)
・仮設工(山留め・仮締切・足場・支保工等)の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。(※施工プロ)
・工事現場内・資機材置場・危険物置場の整理整頓がなされている。(※施工プロ)
・「施工プロセス」チェックで、指摘事項が無かった。または指摘事項に対する改善が速やかに(次回)実施された。
・その他　(理由　　)

●判断基準
評価値が90%以上・・・・・・・・・a
評価値が80%以上～90%未満・・・・b
評価値が60%以上～80%未満・・・・c
評価値が60%未満・・・・・・・・・d
※評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする</td><td colspan="2">・臨機の措置が不適切、または監督員の指示に従わなかったため、災害等の損害をうけた。
上記該当であれば・・・・・・e
・安全管理に関する現場管理または防災体制が不適切であり、監督員から文書による指示を行った。
上記該当であれば・・・・・・d
安全管理が適切でなく、事故を発生させた場合は、a評価はしない。
(安全管理が適切であったかどうかは、事故報告を受けた工事検査監が判定する。)</td></tr>
<tr><td></td><td>Ⅳ. 対外関係</td><td>a
対外関係が適切であった</td><td>b
対外関係がほぼ適切であった</td><td>c
他の事項に該当しない</td><td>d
対外関係がやや不備であった</td><td>e
対外関係が不備であった</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="3">「評価対象項目」
・関係官公庁などと調整を行い、トラブルの発生が無い。(※施工プロ)
・地元との調整を行い、トラブルの発生が無い。(※施工プロ)
・第三者からの苦情が無い。もしくは、苦情に対して適切な対応を行っている。(※施工プロ)
・関連工事との調整を行い、円滑な進捗に取り組んでいる。(※施工プロ)
・「施工プロセス」チェックで、指摘事項が無かった。または指摘事項に対する改善が速やかに(次回)実施された。
・工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分かりやすく周知している。
・その他　(理由　　)

●判断基準
評価値が90%以上・・・・・・・・・a
評価値が80%以上～90%未満・・・・b
評価値が60%以上～80%未満・・・・c
評価値が60%未満・・・・・・・・・d
※評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする</td><td colspan="2">・関連工事との調整に関して、発注者の指示に従わなかったため、関連工事を含む工事全体の進捗に支障が生じた。
上記該当であれば・・・・・・e
・受注者の対応による苦情が多い。または対応が悪くトラブルがあった
・関係法令に違反する恐れがあったため、監督員から文書により指示を行った。
上記該当であれば・・・・・・d</td></tr>
</table>

別紙1の4

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表(土木)

［記入方法］該当する項目の・に○・×マークを記入する。(※施工プロ)とは施工プロセスチェックでチェックされた項目である。　　（監督員）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="4">3. 出来形及び出来ばえ</td><td rowspan="3">Ⅰ. 出来形</td><td>・出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足し、バラツキが規格値の概ね50%以内であり下記全て該当する。
※ばらつきの判断は別紙―4参照</td><td>・出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足し、バラツキが規格値の概ね80%以内であり下記全て該当する。
※ばらつきの判断は別紙―4参照</td><td>・出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足し、a及びbに該当しない。</td><td colspan="2">出来形が、測定項目、測定基準及び規格値を満足せず、規格値を超えるものがあり，ばらつきが大きい。</td></tr>
<tr><td colspan="3">・出来形測定において不可視部分が写真で的確に判断できる。
・出来形管理基準で必要とされる管理項目を全て管理している。</td><td rowspan="2">・出来形の測定方法、又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。
上記項目に該当があれば・・・d</td><td rowspan="2">・出来形の測定方法、又は測定順が不適切であったため、検査職員が文書で修補(手直し)指示を行った。
上記項目に該当があれば・・・e</td></tr>
<tr><td colspan="3">①出来形の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。
②出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状・寸法である。
③出来形管理とは、「土木工実施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系であるが、当該管理基準によりがたい場合等については、監督職員と協議の上で出来形管理を行うものである。
④出来形管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">Ⅱ. 品質</td><td>・品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、バラツキが規格値の概ね50%以内であり下記全て該当する。
※ばらつきの判断は別紙―4参照</td><td>・品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足し、バラツキが規格値の概ね80%以内であり下記全て該当する。
※ばらつきの判断は別紙―4参照</td><td>・品質関係の試験結果が試験基準を満足し、a，bに該当しない。</td><td>・品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。</td><td>・品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず品質が劣る。</td></tr>
<tr><td colspan="3">・品質管理基準で必要とされる管理項目を全て管理している。</td><td rowspan="2">・品質関係の測定方法、又は測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。
上記項目に該当があれば・・・d</td><td rowspan="2">・品質関係の測定方法、又は測定値が不適切であったため、検査職員が文書で修補(手直し)指示を行った。
上記項目に該当があれば・・・e</td></tr>
<tr><td colspan="3">①品質の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。
②品質とは、設計図書に示された工事目的物の規格である。
③品質管理とは、「土木工事施工管理基準」の試験項目、試験基準及び規格値に基づく全ての段階における品質確保のための管理体系である。なお、当該管理基準によりがたい場合等については、監督職員と協議の上で品質管理を行うものである。
④品質管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。</td></tr>
</table>

別紙1のS

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表(土木)

［記入方法］創意工夫キーワードの該当する項目に○マーク、□にレマークを記入する。　　（監督員）

考査項目	細別	1．創意工夫キーワード一覧表(創意工夫が多く見られるリスト)	施工性	品質	安全性	作業環境	その他(項目記載)
5．創意工夫	1．創意工夫	【施工】					
		・1．施工に伴う器具、工具、装置等に関する工夫又は設備据付後の試運転調整に関する工夫。	□	□			□(　　)
		・2．コンクリート二次製品などの代替材の利用に関する工夫。	□	□	□	□	□(　　)
		・3．土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工に関する工夫。	□	□	□	□	□(　　)
		・4．部材並びに機材等の運搬及び吊り方式などの施工方法に関する工夫。	□	□	□	□	□(　　)
		・5．設備工事における加工や組立等又は電気工事における配線や配管等に関する工夫。	□	□	□	□	□(　　)
		・6．給排水工事や衛生設備工事等における配管又はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎ等に関する工夫。	□	□	□	□	□(　　)
		・7．照明などの視界の確保に関する工夫。	□	□	□	□	□(　　)
		・8．仮排水、仮道路、迂回路等の計画的な施工に関する工夫。	□	□	□	□	□(　　)
		・9．運搬車両、施工機械等に関する工夫。	□	□	□	□	□(　　)
		・10 支保工、型枠工、足場工、仮桟橋、覆工板、山留め等の仮設工に関する工夫。		□	□	□	□(　　)
		・11 盛土の締固度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫。		□	□	□	□(　　)
		・12 施工計画書の作成、写真の管理等に関する工夫。		□	□	□	□(　　)
		・13 出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫。		□	□	□	□(　　)
		・14 施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫。		□	□	□	□(　　)
		・15 ICT(情報通信技術)を活用した情報化施工を取り入れた工事。　(※本項目は2点の加点とする。)		□	□	□	□(　　)
		【新技術活用】					
		・1．NETIS※Made in新潟新技術普及制度等、国や地方自治体の新技術制度に登録された新技術を受注者からの提案により活用した。 (＊本項目は、1つの新技術の活用につき2点の加点とし、最大4点の加点評価とする。)	□	□	□	□	□(　　)
		【品質】					
		・1．土工、設備、電気の品質向上に関する工夫。	□	□	□	□	□(　　)
		・2．コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫。	□	□	□	□	□(　　)
		・3．鉄筋、PCケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫。	□	□	□	□	□(　　)
		・4．配筋、溶接作業等に関する工夫。	□	□	□	□	□(　　)
		【安全衛生】					
		・1．安全を確保するための仮設備等に関する工夫。(落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等)	□	□	□	□	□(　　)
		・2．安全教育、技術向上講習会、安全パトロール等に関する工夫。	□	□	□	□	□(　　)
		・3．現場事務所、労務者宿舎等の空調及び設備等に関する工夫。	□	□	□	□	□(　　)
		・4．有毒ガス並びに可燃ガスの処理及び粉塵防止並びに作業中の換気等に関する工夫。	□	□	□	□	□(　　)
		・5．供用中の道路等の事故防止、一般車両突入時の被害軽減対策、及び一般交通no安全確保に関する工夫	□	□	□	□	□(　　)
		・6．作業環境が厳しい現場での環境改善等に関する工夫	□	□	□	□	□(　　)
		・7．ゴミの減量化、アイドリングストップの励行等の地球環境への工夫	□	□	□	□	□(　　)
		【その他】					
		1．(　　)	□	□	□	□	□(　　)
	記述評価 (○マークを付したキーワード項目について評価内容を記述)	評点＿＿＿点	【創意工夫の詳細評価】				

※1．特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。評価に当たって、その効果を確認する。
※2．評価は各項目において1つレ点が付されれば1，2，4点で評価し、最大2点の加点評価とする。
※3．該当するキーワード数と重みを勘案して評定する。1項目1点を目安とするが、内容によってはそれ以上の点数を与えてもよい。
※4．上記の考査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体的内容を記載して加点する。なお、総括監督員が評価する「工事特性」との二重評価は行わない。

別紙2の1

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表(土木)

【記入方法】該当する項目の・に○マークを記入する。　　(工事主管課長・係長)

考査項目	細別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	Ⅱ. 工程管理	工程管理が非常に優れている	工程管理がやや優れている	他の評価に該当しない	工程管理がやや不備である	工程管理が不備である

・当該工事において、施工条件の変更等により工期的な制約がある中で余裕をもって工期内に工事を完成させた。
　・工期の1割以上の余裕をもって完了させた。
　・雪・波浪等の気象条件を考慮し、竣工検査を前提とした臨時検査等が、適切で、かつ現場確認が可能なように工程に配慮がある。
　・社会的な要請により竣工時期が限定されるものについて、発注者の意向に沿った工程で完成がなされた。
　・工事施工箇所が広範囲に点在している場合において、工程管理を的確に行い、余裕をもって工事を完成させた。

・隣接する他の工事等との積極的な工程調整を行いトラブルを回避した。
　・調整区間2つ以上、調整回数2回以上。(運搬路の利用調整など)
　・工事調整が工程短縮の要因となった。(調整機関・回数が1回)

・地元調整を積極的に行い、トラブルなく工期内に工事を完成させた。
　・道路利用、交通規制や工事の騒音などで地元調整を2回以上行った。

・代休等を確保するなど、適切な人員管理と工程管理が地域住民に好印象を与えている。
　・地域の行事、作業等に関連し、代休等を行って、地域からの苦情がなかった。

・配置技術者(現場代理人等)の積極的な工程管理の姿勢が見られた。
　・工程に空き、無駄がなかった。
　・資材搬入の時期と使用時期にずれがなかった。
　・現場代理人の指示が、作業員に正確に伝わっている。

・「施工プロセス」チェックで、指摘事項が無かった。または指摘事項に対する改善が速やかに(次回)実施された。

・その他(　　)

(採点指標)
＊複数のチェック項目がある場合、いずれかに該当すれば○評価とする。
＊評価項目が4項目以上・・・a　　2項目以上・・・b　　その他・・・c(該当項目がなくとも、工期内に工事を完成)
＊自主的な工程管理がなされず、主任監督員と協議の上で、改善指示の文書が出した場合・・・d
＊受注者の責により工期内に工事が完成しなかった場合・・・eで評価を行う。

別紙2の1

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表(土木)

【記入方法】該当する項目の・に○マークを記入する。　　(工事主管課長・係長)

考査項目	細別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	Ⅲ. 安全対策	安全対策が非常に優れている	安全対策がやや優れている	他の事項に該当しない場合	安全対策がやや不備である	安全対策がやや不備である

・建設労働災害、公衆災害の防止への努力が認められる。
　・当該工事における建設労働災害、公衆災害の危険性を承知している。
　・災害に対する防止対策が十分である。

・安全衛生管理体制を確立し、組織的に取り組んでいる。
　・会社全体で組織的に取り組んでいて、現場との連携がとれている。
　・現場に安全組織表が掲載され、担当者とその職務が明確になっている。
　（統括安全衛生管理者・元方安全衛生管理者・店社安全衛生管理者）

・安全管理に関する技術開発や創意工夫に取り組んでいる。
　・独自性がある。（現場条件に適した独自の安全管理を実施している）
　・低コストで、他の工事等への汎用が可能である。

・安全協議会活動に積極的に取り組むなど、リーダーシップを発揮している。
　・協議会の幹事等の役員として、月一回以上積極的に活動している。
　・その都度の開催の目的意識が明確化されている。

・安全職場実現への取り組みが地域全体から評価されている。
　・誘導員の適切な交通誘導や、室内対応が良い。
　・地域住民等から安全に関する苦情・トラブルがない。

・「施工プロセス」チェックで、指摘事項が無かった。または指摘事項に対する改善が速やかに(次回)実施された。

・その他(　　)

(採点指標)
＊複数のチェック項目がある場合、いずれかに該当すれば○評価とする。
＊評価項目が5項目以上・・・a　　3項目以上・・・b　　その他・・・c

ただし
＊安全管理が適切でなく、事故を発生させた場合は、a評価はしない。
（安全管理が適切であったかどうかは、事故報告を受けた工事検査監が判定する。）

別紙2の2

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表(土木)

［記入方法］該当する工事特性キーワード項目の□にレ点マーク、事例項目・に○を記入する。　　(工事主管課長・係長)

考査項目	細別	工事特性キーワード一覧表	【事例】具体的な施工条件等への対応事例
4. 工事特性	I 施工条件等への対応	1. 構造物の特殊性への対応 □ 1. 対象構造物の高さ、延長、施工(断)面積、施工深度等の規模が特殊な工事	(1. について) ・切土の土工量：20万m^3以上、盛土の土工量：15万m^3以上、護岸・築堤の平均高さ：10m以上、 ・トンネル(シールド)の直径：9m以上、ダム用水門の設計水深：25m以上、 ・樋門又は樋管の内空断面積：15m^2以上、揚排水機場の吐出管径：2,000mm以上、 ・堰又は水門の最大径間長：25m以上、堰又は水門の径間数：3径間以上、 ・堰又は水門の扉体面積：50m^2／門以上、トンネル(開削工法)の開削深さ：20m以上、 ・トンネル(NATM)の内空平均面積：100m^2以上、トンネル(沈埋工法)の内空平均面積：300m^2以上、 ・海岸堤防、護岸、突堤又は離岸堤の水深：10m以上、地滑り防止工：幅100m以上かつ法長150m以上、 ・波浪工の流速土量：100万m^3以上、流路工の計画高水流量：500m^3/s以上、 ・砂防ダムの堤高：15m以上、ダムの堤高：150m以上、 ・転流トンネルの流下能力：400m^3／s以上、橋梁下部工の高さ：30m以上。
		□ 2. 対象構造物の形状が複雑であることなどから、施工条件が特に変化する工事	(2. について) ・砂防工事などにおいて、現地合わせに基づいて再設計が必要な工事。 ・鉄道に隣接した橋脚の耐震補強工事又は河道内の流水部における橋脚の撤去工事。 ・供用中の道路トンネルの拡幅工事。
		□ 3. その他 ※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば4点の加点とする。	(3. について) ・その他、構造物固有の難しさへの対応が特に必要な工事。 ・その他、技術固有の難しさへの対応が必要である工事。 ・地山強度が低い又は土被りが薄いため、FEM解析などによる検討が必要な工事。
		2. 都市部等の作業環境、社会条件等への対応 □ 4. 地盤の変形、近接構造物、地中埋設物への影響に配慮する工事	(4. について) ・供用中の鉄道又は道路と交差する橋梁などの工事。 ・市街地等の家屋密集地での、鉄道又は道路をアンダーパスする工事。 ・監視などの結果に基づき、工法の変更を行った工事。
		□ 5. 周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を受ける工事	(5. について) ・ガス管、水道管、電話線等の支障物件の移設について、施工工程の管理に特に注意を要した工事。 ・地元調整や環境対策などの制約が特に多い工事。 ・そのほか各種制約があり、施工に特に厳しい制限を受けた工事。
		□ 6. 周辺住民等に対する騒音・振動を特に配慮する工事	(6. について) ・市街地での夜間工事。 ・DID地区での工事。
		□ 7. 現道上での交通規制に大きく影響する工事	(7. について) ・日交通量が概ね1万台以上の道路で片側交互通行の交通規制をした工事。 ・供用している自動車専用道路等の路上工事で、交通規制が必要な工事。 ・工事期間中の大半にわたって、交通開放を行うため規制標識の設置撤去を日々行った工事。
		□ 8. 緊急時に対応が特に必要な工事	(8. について) ・緊急時の作業があり、その作業の全てに対応した工事。
		□ 9. 施工箇所が広範囲にわたる工事	(9. について) ・作業現場が広範囲に分布している工事。
		□ 10. その他 ※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば6点の加点とする。	(10. について) ・施工ヤードの広さや高さに制限があり、機械の使用など施工に制約を受けた工事。 ・その他、周辺環境又は社会条件への対応が特に必要な工事。

別紙2の2

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表(土木)

［記入方法］該当する工事特性キーワード項目の□にレ点マーク、事例項目・に○を記入する。　　（工事主管課長・係長）

考 査 項 目	細　別	工事特性キーワード一覧表	【事例】具体的な施工条件等への対応事例
4. 工事特性	Ⅰ　施工条件等への対応	3. 厳しい自然・地盤条件への対応 □ 11. 特殊な地盤条件への対応が必要な工事	(11. について) ・河川内の橋脚工事において地下水位が高く、ウェルポイント工法などによる排水や大規模な山留めなどが必要な工事。 ・支持地盤の形状が複雑なため、深礎杭基礎毎に地質調査を実施するなど支持地盤を確認しながら再設計した工事。 ・施工不可能日が多いことから、施工機械の稼働率や台数などを的確に把握する必要が生じた工事。
		□ 12. 雨・雪・風・気温・波浪等の自然条件の影響が大きな工事	(12. について) ・海岸又は河川区域内のため、設計書で計上する以上に波浪等の影響で不稼働日が多く、主に作業船や台船を使用する ・潜水夫を多用した工事又は波浪や水位変動が大きいため作業構台等を設置した工事。
		□ 13. 急峻な地形及び土石流危険渓流内での工事	(13. について) ・急峻な地形のため、作業構台や作業床の設置が制限される工事。もしくは、命綱を使用する必要があった工事(法 ・斜面上又は急峻な地形直下での工事のため、工事に伴う地滑り防止対策等の安全対策を必要とした工事。 ・土石流危険渓流に指定された区域内における工事
		□ 14. 動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事	(14. について) ・イヌワシ等の猛禽類などの貴重な動植物への配慮のため、工程や施工方法に制約を受けた工事
		□ 15. その他 ※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば4点の加点とする。	(15. について) ・その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であった工事。 ・その他、災害等における臨機の措置のうち特に評価すべき事項が認められる工事
		4. 長期工事における安全確保への対応 □ 16. 12ヶ月を超える工期で、事故がなく完成した工事(全面一時中止期間	
		□ 17. その他 ※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば6点の加点とする。	
	評価	評点 ＿＿ 点	

※1. 工事特性は、最大20点の加点評価とする。
※2. 主任監督員が評価する「5. 創意工夫」との二重評価は行わない。
※3. 評価に当たっては、主任監督員等の意見も参考にする

別紙2の3

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表(土木)

[記入方法]該当する項目の・に○マークを記入する。　　(工事主管課長・係長)

考査項目	細別	a	a'	b	b'	c
6. 社会性等	1. 地域への貢献等	貢献が非常に優れている	b より貢献が優れている	貢献がやや優れている	C より貢献が優れている	他の評価に該当しない場合

1. 周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ。
・主体的に取り組んだ。
・地域の活動に積極的に参加した。

2. 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせる等、積極的に周辺地域との調和を図った。
・主体的に取り組んだ。
・地域の活動に積極的に参加した。

3. 定期的に広報誌や現場見学会等を実施する等、地域とのコミュニケーションを図った。
・主体的に取り組んだ。
・地域と合同で取り組んだ。

4. 道路清掃などを積極的に実施し、地域に貢献した。
・主体的に取り組んだ。
・地域と合同で取り組んだ。

5. 地域が主催するイベントへ積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った。
・主体的に取り組んだ。
・地域と合同で取り組んだ。

6. 災害時などにおいて、地域への支援又は行政などによる救援活動への積極的な協力を行った。
・主体的に取り組んだ。
・地域と合同で取り組んだ。

7. その他(　　)
・現場の交通体制を地域住民に周知していた。
・通学路に指定されている場合には、学校にも協力依頼がなされていた。
・休止中、及び中止期間中の対応が適切だった。(現場代理人が定期的に監視していた。)

(採点指標)
※:複数のチェック項目がある場合、いずれかが該当すれば評価(○)とする。
※:ただし、別紙6の提出内容により主体性、具体性等を前提にすることから、提出のない場合は、c。
※:評価項目が4項目以上・・a、3項目以上・・a'、2項目以上・・b、1項目以上・・b'、その他・・・c(別紙6提出のないものを含む)

※1. 地域への貢献等とは、工事の施工にともなって、地域社会や住民に対する配慮等の貢献について、加点評価する(該当工事以外の貢献は評価の対象としない)。

別紙2の4

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表(土木)

[記入方法] 該当する項目の・に○マークを記入する。　　(工事主管課長・係長)

<table>
<tr><th>考 査 項 目</th><th>法令遵守等の該当項目一覧表</th></tr>
<tr><td>7. 法令遵守等</td><td>
<table>
<tr><th>措 置 内 容</th><th>措置点数</th></tr>
<tr><td>・ 1. 指名停止3ヶ月以上</td><td>－20点</td></tr>
<tr><td>・ 2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満</td><td>－15点</td></tr>
<tr><td>・ 3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満</td><td>－13点</td></tr>
<tr><td>・ 4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満</td><td>－10点</td></tr>
<tr><td>・ 5. 文書注意相当</td><td>－8点</td></tr>
<tr><td>・ 6. 口頭注意相当</td><td>－5点</td></tr>
<tr><td>・ 7. 安全管理が適切でなく事故が発生したが、口頭注意以上の処分はなかった。</td><td>－3点</td></tr>
</table>
※1. 工事の施工にあたり、当該工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった場合に適応する。(適応事例がない場合は、該当なし)

※2. 竣工検査後に処分が出た場合は、速やかに評定を修正する。(建設工事成績評定実施要領第6条による)

【上記で評価する場合の適応事例】

1入札前に提出した調査資料等が虚実であった事実が判明した。

2承諾なしに権利譲渡等を第三者に譲渡又は承継を行った。

3産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。

4当該工事関係者が増収賄により逮捕又は公訴された。

5建設業法に違反する事実が判明した。例)一括下請け、技術者の専任違反等

6使用人等に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。

7下請代金遅延防止法第4条に規定する下請代金の支払いを期日内に行っていない。あるいは不当に下請代金を減じている。あるいはそれに類する行為がある。

8過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検された。

9受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟、暴力団関係者がいることが判明した。

10下請に暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力団対策法第9条に記されている、砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の購入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員の自動販売機の設置を行っている事実が判明した。

11施工体制台帳、施行体系図が不備で、監督員から文書等による改善指示を行ったが、これに従わなかった。

12安全管理が適切でなく、死傷者を生じさせた事故、又は重大な損害を与えた公衆災害を起こした。

(安全管理が適切であったかどうかは、事故報告を受けた検査監が判断する。)
</td></tr>
<tr><td>8. 総合評価
技術提案</td><td>・技術提案の履行が確認できない場合は、不履行を選択し、工事成績評定点の減点を行う。</td></tr>
</table>

別紙3の1

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表(土木)

［記入方法］該当する項目の・に○マークを記入する。　　（ 検 査 職 員 ）

考 査 項 目	細　別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	1．施工管理	施工管理が優れている	施工管理がやや優れている	他の事項に該当しない場合	施工管理がやや不備である	施工管理が不備である

【評価対象項目】

○　約款第20条第1項(1)から(5)に基づく設計図書の照査を確認できる。

・仕様書に記された設計図書の照査等・工事測量が実施され、結果をその不都合に関わらず、書面で監督員に提出し確認を求めている。(文書で整理されている。)

○　施工計画書が工事着手前に提出され、その記載内容と現場施工方法が一致していることが確認できる。
・施工計画書に所定の項目が記載され、概ね1ヶ月以内に提出されている。
・設計図書の条件明示を確実に反映した施工計画書になっている。
・施工計画が現場状況(地形、地質、周辺環境、交通量等)を反映した具体的な内容となっているか。
・安全対策が具体的・的確に記載され、実施されている。
・施工計画書に変更があった場合、当該工事着手前に監督員に変更計画書が提出されている。

・設計図書と適合しない箇所があり、文書により手直し指示を行った。

・契約図書に基づき施工上の義務につき、検査職員より指示を行った。

○　現場代理人、作業主任者等の作業分担と責任の範囲が書面で確認できる
・KY日誌で現場代理人の常駐状況が確認できるとともに、朝礼時において作業体制を的確に把握できる。
・施工計画書の現場組織表で、現場責任者が明記されている。
・施工計画書の安全管理組織表で、下請けも含め安全衛生責任者、作業主任者等が明記されている。

上記1項目該当事項があれば……d

2項目以上該当すれば……e

○　下請に関する手続き等が適切に行われ施工されていることが確認できる。
・施工体制台帳及び施工体系図が作成され、工事現場に備えるとともに、監督員に提出されている。
・施工体制台帳の記入が要領に基づき、適正に記入されている。(主任技術者の専任、非専任など)
・施工体制台帳による工事担当技術者(監理、主任、専門等)について資格、当事者確認の資料が整備されている。
・施工体制台帳及び施工体系図に変更がある毎に、監督員に提出されている。
・外注計画書が提出され、下請決定通知書が提出されている。
・下請関係が工事着手前に適正に締結されている。(注文請書の整備、金額など)
・下請に対する引き取り(完成)検査を実施していることが確認できる。

○　立会確認の手続きが事前になされていることが確認できる。
・段階確認について、監督要綱及び監督技術基準により、事前に立会願いが書面で監督員に提出されている。
・段階確認が適切に実施され、工程表と整合する。
・臨時検査が適切に実施され、工程表と整合する。

別紙3の1

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表(土木)

[記入方法] 該当する項目の・に○マークを記入する。　　(検 査 職 員)

考 査 項 目	細　別	a	b	c	d	e
		○　品質確保のための対策など施工に関する独自の工夫がみられる。(様式6―2の提出がある場合、評価の対象とする) ・材料(質)のチェック、材料の保管、事前の対応、品質を保つための現場条件、品質を保つための方策の徹底、事後の対応、出来形に評価される品質の各々の時点における工夫がある。 ○　工事の関係書類を不足なく簡潔に整理していることが確認できる。 ・工事記録等が目的別にインデックス等で分かりやすく整備されて、その整備資料全体がわかるように、総括表でまとまっている。 ・法的な手続き等が必要なものに提出の漏れがない。(休日・夜日作業、道路使用、港湾区域の使用、労働基準監督署、海上保安本部への提出書類など)整備資料でチェックする。 ・キャリブーレションの必要な機器は、その成績結果表が添付されている。 ・計算式等で算出根拠を説明するものがある場合、図表等を利用しわかりやすく整理されている。 (例、発注の注入量、該当がない場合は、削除) ・工事写真撮影時、黒板等を利用して写真撮影箇所の略図が撮影されており、的確に分かり易く表示されている。 ・写真帳の撮影箇所に略図等が添付され、把握しやすく見やすく整理されている。 (電子納品の場合は、写真帳の添付図または写真内の黒板等の略図、及び写真情報の記載により、該当位置・部分及び状況が明確に確認出来ること) ・説明のスムーズさから資料の整理、把握の良さがうかがえる。 ○　建設廃棄物及びリサイクルへの取り組みが適切になされている。 ・マニュフストが整理され、所要の数量と整合する。 ・施工計画書に再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画書が当初から添付されている。 ・再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画書(実施書)が添付されており、数量が確認できる。 ・建設副産物の最終処分地又は中間処理地が当初から計画されている。 ・産業廃棄物の処分について、委託が収集運搬業許可及び処分業許可を受けた会社と契約されている。 ・再資源化等の完了報告書が提出されている。 ○　建退共の証紙が適切に配布され管理されている。(中小企業退職金共済制度加入者は、これに読み替える。) ・建退共制度等に加入している。 ・建設業退職者共済証紙購入状況報告書を工事完成時に提出している。 ・建設業退職金共済制度適用事業主工事現場であることが表示されている。				

別紙3の1

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表(土木)

［記入方法］該当する項目の・に○マークを記入する。　　（検査職員）

考査項目	細別	a	b	c	d	e
		○　社内の管理基準等が作成され管理している。 ・県又は市の管理基準のない工種について、独自の管理基準を設定し管理していることが確認できる。 ・社内管理基準(目標)を設定するとともに、その運用方法(目標をオーバーした場合の検討体制や検討プロセス等の具体的な対処方法など)を定め、管理されている。 ・その管理基準により、社内検査(書類検査)が完了していることが書面で確認できる。 ・その管理基準により、社内検査(現場検査)が完了していることが書面で確認できる。 ○　品質証明体制が確立され、品質証明員による関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって行っていることが確認できる。(3億円以上の工事及び事務所長等が必要と認める工事) ・品質証明員届が提出されている。 ・品質証明員の資格は、一級土木施工管理技士又は技術士である。 ・品質証明員の現場経験が10年以上である。 ・適切な時期に現場の施工実態の確認を実施している。 ・検査前に工事関係書類等の事前確認を実施している。 ・品質証明書の書式が指定されたもので、証明者の押印及び受注者の社印がある。 ○　工事材料の品質を確保していることが確認できる。 ・工事材料の品質保証等が適切に整理されている。 ・JISマーク表示品については、JISマーク表示状態の確認ができる。 ・工事材料の品質に影響が無いよう保管している。 ○　その他(　　) ●判断基準 チェック着目リストの2／3以上が該当する場合に、評価項目を○とする。 評価値が90%以上……a 評価値が80%以上～90%未満……b 評価値が60%以上～80%未満……c 評価値が60%未満……d ※評価対象項目数が2項目以下の場合は、c評価とする。				

別紙3の2

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表(土木)

［記入方法］該当する項目の・に○マークを記入する。　　（ 検 査 職 員 ）

考査項目	細別	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	1. 出来形	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内で、下記の「評定対象項目」の4項目以上が該当する。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内で、下記の「評定対象項目」の3項目以上が該当する。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内で、下記の「評定対象項目」の3項目以上が該当する。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内で、下記の「評定対象項目」の2項目以上が該当する。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a～b' に該当しない。	出来形が測定項目、測定基準及び規格値を満足せず、規格値を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	
		【評価対象項目】 ○ 出来形管理図及び出来形管理表に創意工夫がある。 ・測定表に出来形寸法を測定した箇所の略図等が掲載されている。 ・管理表による傾向、課題等が一目で判断できる。 ○ 出来形測定において不可視部分が写真で的確に判断できる。 ・完成写真等に、不可視部分の参考写真が添付されている。 ・不可視部分の出来形寸法が確認できる写真が撮影されている。 ○ 社内の管理基準等が作成され管理している。 ・県又は市の管理基準のない工種について、独自の管理基準を設定し管理していることが確認できる。 ・社内管理基準(目標)を設定するとともに、その運用方法(目標をオーバーした場合の検討体制や検討プロセス等の具体的な対処方法など)を定め、管理されている。 ・その管理基準により、社内検査(書類検査)が完了していることが書面で確認できる。 ・その管理基準により、社内検査(現場検査)が完了していることが書面で確認できる。 ○ 写真撮影要領の撮影項目、時期、頻度を満足している。 ・県又は市の写真管理基準にないものは、社内管理の撮影工種、項目、頻度、箇所などについて、当該工事に即して施工計画書に具体的記述が補足されている。 ・写真管理基準の撮影頻度(時期)に基づき、撮影していることが確認できる。 ・工事写真帳は写真管理基準に基づき作成されている。 ・起終点の表示が写真上で明示され、着手前と完成時が比較できる。 ○ その他(　　) チェック着目リストの2／3以上が該当する場合に、評価項目を○にする。 ①出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状寸法である。 ②出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づく形状寸法を確保する管理体系である。 ③出来形管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。		・出来形の測定方法または測定値が不適切であったため、監督員が文書で改善指示を行い改善された。 上記項目に該当があれば……d	・出来形の測定方法または測定値が不適切であったため、検査職員が文書で修補(手直し)指示を行った。 上記項目に該当があれば……e			

別紙3の3

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表(土木)

［記入方法］該当する項目の・に○マークを記入する。　　（ 検 査 職 員 ）

考 査 項 目	細　別	a	a'	b	b'	c	d	e
3．出来形 及び 出来ばえ Ⅱ．品質	コンクリート 構造物工事	☆　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。＜判断基準参照＞ （関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験） ※ばらつきの判断基準は別紙―4参照 ☆　品質が、試験項目、試験基準及び規格値を満足する。					品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず、品質が劣る。
		【評価対象項目】 【共通・無筋】 ・設計図書に基づくコンクリートの配合試験または試験練りが行われており、適切なコンクリートの規格(強度・w／c・最大骨材粒径・塩化物総量等)が確認できる。(JIS　A―5308以外の生コンを使用する場合) ・コンクリート打設時の必要な供試体を採取し、強度・スランプ・空気量等が確認できる。 ・施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ、バイブレーターによる範囲、養生方法等、適切に行っている。(寒中及び暑中コンクリート等を含む) ・型枠、支保工の組立が適正で、コンクリート打設後、取り外し時期がコンクリート強度等で適正に管理されてれている。 ・コンクリートの打ち直しや補修の痕跡がない。 ・コンクリート打設時に雨水やわき水が適切に処理されている。 ・コンクリートの現場養生用の供試体が当該現場のものであることが確認できる。 ・コンクリート打設前に打継ぎ目処理を適切に行っていることが確認できる。 ・型枠の目違いがなく、型枠の破片等がコンクリート表面になく、丁寧な仕上がりが確認できる。 ・目地に挟む目地材や止水板等の設置が適切である。 ・コンクリート及びモルタルコンクリート製品の使用にあたりアルカリ骨材反応抑制対策の適合を確認している。 (高炉等級・C種のセメントを使用したコンクリートの場合は評価対象から除外する) ・コンクリート打設前に、単位水量試験または水セメント比試験を実施している。(平成20年3月14日付技第1037号) ・重要構造物について、非破壊試験による配筋状態及びかぶり測定・ひび割れ調査を行っている。(平成23年3月14日付技第1025号) ・有害なクラックが無い。 【鉄筋】 ・コンクリート打設までの鉄筋の保管管理が適正であることが確認できる。 ・鉄筋の組立・加工が適切であることが確認できる。 ・スペーサーを適切に配置し、鉄筋のかぶりを確保している。 ・鉄筋圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っている。 ・鉄筋の規格・引張強度・曲げ強度の試験値をミルシート等で確認できる。 ・重要構造物に係る主鉄筋について、引張試験曲げ試験を行っている。(平成19年6月12日付技第1007号) ・鉄筋の重ね合わせ長が、設計図書どおりであることが確認できる。					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 上記該当あれば……d	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補(手直し)指示を行った。 上記該当あれば……e

①「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②評価対象外項目の削除後は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値(評価値)で評価する。
③評価値(　　%)＝該当項目数(　　)／評価対象項目数(　　)
④なお、削除後の評価対象項目数が3項目以下の場合はcと評価とする。

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		ばらつきが小さい	ばらついている	ばらつきが大きい	
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。

別紙3の4

工事成績採点の考査項目別運用表(土木)

［記入方法］該当する項目の・に○マークを記入する。　　（検査職員）

考査項目	細別	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	コンクリート二次製品構造物工事	☆　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。＜判断基準参照＞ (国道基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験) ※ばらつきの判断基準は別紙一4参照 ☆　品質が、試験項目、試験基準及び規格値を満足する。					品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず、品質が劣る。
		【評価対象項目】 【共通】 ・材料の品質規定証明書が整備されている。 ・JIS規格外品について、仕様書の規定する規格、品質を満足している。 ・基礎地盤の整形、排除、湧水処理等が適切に実施されていることが確認できる。 ・二次製品の保管、吊り込み、据え付け等に十分注意を払っていることが確認できる。 ・主筋の、ウェルポイント等の仮設が設計図書に基づき適切に施工・管理されていることが確認できる。 ・二次製品の受け取りを現場代理人などの責任ある者が、製品を確認して受け取り、損傷等の無いもので施工されている。 ・施工基面は、平滑で、所定の強度が確保されている。(据え付け後に不等沈下で波打っていないこと) ・JIS製品について、JISマーク表示が写真で確認できる。 【擁壁類(補強土壁擁壁は除く)】 ・胴込コンクリート、裏込材の充填が十分で空隙が生じていない。 ・基礎コンクリート及び天端等の調整コンクリートにクラック等の欠陥がない。 ・材料の連結、またはかみ合わせが適切である。 端部における地山とのすりつけが適切である。 ・丁張りを2重、3重に設けるなど、法勾配、裏込め材の厚さの確保のため細心の注意をはらっている。 ・設置後の製品に有害なクラックや損傷が無い。 【用排水施設】 ・位置、方向、高さ、勾配等について前後の施設又は地形になじみよく施工されている。 ・不等沈下防止に配慮して、基礎地盤の締め固めが特に入念に行われている。 ・呑口、吐口、集水桝等の取り付けコンクリートにクラック等の欠陥がない。 ・施設の流水は浸食、滞留等が生じないよう処理されている。 ・不等沈下の発生がなく、基礎コンクリートの亀裂や嵌目地からの漏水も見られない。 ・嵌目地の目地モルタルが適切に施工されている。 ・製品周辺の盛土、埋戻土の施工にあたり、巻出し、転圧が適切に施工されている。 ・製品の嵌目地には隙間、ズレがなく、適切に施工されている。 ・設置後の製品に有害なクラックや損傷が無い。 【管水路工事】(一部合成樹脂管路も含む) ・中心線の通りがよい。 ・仕様書で示す条件により締め固めが実施されている。 ・管の両端が均等に埋め戻されている事が確認できる。 ・地盤面、基盤面に不陸が生じていないことが確認できる。 ・管からの漏水がない。 ・コンクリート構造物にさび鋼や小な施工がうかがえる。 ・合流、分流の接合部では、適切な施工が実施されている。 ・水路の流れに支障なく、平坦、勾配に細心の配慮がなされている。 ・打ち継ぎ目の処理が仕様書通りに適正に実施されている。 ・設置後の製品に有害なクラックや損傷が無い。 ①「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②評価対象外項目の削除後は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値(評価値)で評価する。 ③評価値(　　%)＝該当項目数(　　)／評価対象項目数(　　) ④なお、削除後の評価対象項目数が3項目以下の場合は○評価とする。					上記該当あれば……d	上記該当あれば……e

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		ばらつきが小さい	ばらついている	ばらつきが大きい	
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。

別紙3の5

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表(土木)

［記入方法］該当する項目の・に○マークを記入する。　　（　検　査　職　員　）

考査項目	細　別	a	a'	b	b'	c	d	e
3．出来形及び出来ばえ Ⅱ．品質	土工事 （切土・盛土・築堤等工事）	☆　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。＜判断基準参照＞ （関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験） ※ばらつきの判断基準は別紙―4参照 ☆　品質が、試験項目、試験基準及び規格値を満足する。					品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず、品質が劣る。
		【評価対象項目】 【共通】 ・雨水による崩壊が起きないように、排水対策を実施している。 ・筋芝又は種子吹付等を適切に行っている。 ・法面に有害なクラックや損傷がない。 ・建設発生土が適切に管理されている。 ・施工基面が平滑で、所定の強度が得られるように仕上げられている。 ・建設発生土の再利用が積極的に図られ、現場での放置がなく、時間管理の上で適切に管理されている。(現場での放置がない) ・伐開除根作業が設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。 【切土・掘削】 ・置き換えのための掘削を行うにあたり掘削面以下を乱さないように、かつ不陸が生じないように施工している。 ・余堀などによる地盤の強度低下を招かないように施工している。 ・切取法面において落石等の危険がないようにゆるんだ転石、岩塊等が除去されている。 【盛土・築堤等】 ・品質管理の基準、そのための施工方法が明確になっている ・良好な施工により盛土材の品質が設計図書に基づくものになっている。 ・段切り等が施工面に適切に行われている。 ・構造物周辺の締固め等の処理を適正に行っている。 ・締固めを適切な条件の基で施工している。(巻き出し厚が均一で、均等な転圧が) ・締め固め試験により管理され適正な品質となっている。 ・CBR試験等を行っている。 ・施工後の沈下量の測定が適正に実施されている。 ・土羽工の土質が適正である。 【補強土工】 ・基礎が沈下しないように充分な強度があるかが確認されて作業がされている。 ・盛土仕上がりの状態が変形のない、はらみのない状態で完成している。 ・補強材の施工にずれ、歪み、はらみ、損傷がないことが確認できる。 ・盛土の締固を適切な条件(人力機械別、巻出し厚、整き均し、転圧作業等)で施工されている。 ・プレキャスト製品・材料等の品質が工場管理資料により的確認できる。 ・現場条件に応じた排水対策が施工時を含め適切に講じられている。 ・盛土の締固め管理(密度等)が適切に実施されていることが確認できる。 ・構造物との取り合いがよく、排水処理が適切に実施されている。 ①「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②評価対象外項目の削除後は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値(評価値)で評価する。 ③評価値(　　%)＝該当項目数(　　)／評価対象項目数(　　) ④なお、削除後の評価対象項目数が3項目以下の場合は評価とする。					上記該当あれば……d	上記該当あれば……e

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		ばらつきが小さい	ばらついている	ばらつきが大きい	
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。

別紙3の6

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表(土木)

［記入方法］該当する項目の・に○マークを記入する。　　（ 検 査 職 員 ）

考 査 項 目	細　別	a　a'	b　b'	c	d	e
3．出来形及び出来ばえ Ⅱ．品質	護岸・根固・水制工事	☆　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。＜判断基準参照＞ （関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験） ※ばらつきの判断基準は別紙―4参照 ☆　品質が、試験項目、試験基準及び規格値を満足する。			品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず、品質が劣る。
		【評価対象項目】 【共通】 ・施工基面が平滑に仕上がり、所定の強度が確保されている。（出来上がりが波打っていない） ・二次製品の受け取りを現場代理人などの責任ある者が、製品を確認し受け取り、損傷のないもので施工されている。 ・二次製品規格の現場チェックがなされている。（土木部汎用二次製品は除く） ・基礎工において、掘り過ぎが無く施工していることが確認できる。 ・施工にあたって、床堀箇所の湧水及び濯水等は、排除して施工していることが確認できる。			品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補（手直し）指示を行った。
		【護岸】 ・裏込材、胴込めコンクリートが充てんまたは締め固めが充分で、空隙が生じていない。 ・緑化ブロック・石積み(張)・法枠・かごマット等で材料のかみ合わせ又は連結が適切で、裏込材の吸い出しの恐れがない。 ・護岸工の端部や曲線部の処理・強度・水密性が適切である。 ・遮水シートが上流側が上になるように所定の幅で重ね合わせられ、端部処理が適切である。 ・植生工で、植生の種類、品質、配合、施工後の養生が適切である。 ・矢板の品質がミルシート等で確認できる。 ・矢板打ち込みは、理材を設置し、ぶれ、よじれ、倒れがなく、かみ合わせが適切である。 ・材料の品質規格証明書等が整備されている。 ・製品の品質管理が適切に行われ、納入月日が確認できる。 ・ブロックマットのアンカーピンの配置、打ち込みが適切になされている。 ・ブロックマットは、所定の幅で重ねられている。 ・丁張りを2重、3重に設けるなど、法勾配、裏込め材の厚さの確保のため細心の注意をはらっている。 ・鉄線蛇篭工の使用では、詰め石のために籠が変形していないことが確認できる。 ・口締めの閉じ、鉄筋はよくねじれ型く締められている。 ・有害なクラックが無い。			上記該当あれば……d	上記該当あれば……e
		【かごマット工】 ・吸出し防止材の品質が確保され、護岸の下面に適切に設置されている。 ・護岸端部において、流水によるめくれを防止するために、必要に応じて対策を講じているのが確認できる。 ・中詰め材は、設計に対して、中詰石の量が適切であることが確認でき、できるだけ空隙を少なく施工されている。 ・かごマットの中詰用ぐり石には、かごの厚さが30cm未満の場合は15cm～18cm、かごの厚さが50cm未満の場合は、18cm～20cmのもので、網目より大きな天然石または割ぐり石を使用していることが確認できる。 ・蓋材は品質管理試験の確認を行い、網蓋材の端末は1.5回以上巻き式によって結束し蓋端末は内面に向け施工されている。 ・最上下流端の仕切網の枠縁と底網枠縁の結合示枠線全部にコイル掛けを行っていることが確認できる。(コイルを色で識別)（多段積タイプ） ・外周部は、接続長の全長を連結していることが確認できる。（平張タイプ）				
		【根固・水制】 ・根固工、水制工、沈床工、捨石工等で、材料の連結又はかみ合わせが適切である。 ・設置間隔、高さ等が設計図書どおりに施工されている。 ・鉄線等での結束では、ゆるみなく緊張していることが確認できる。 ・コンクリートブロックの転置、仮置に際し、強度確認を行っている。 ・設置されたブロックに破損や補修痕のないことが確認できる。 ・異形ブロック等を現場で製作のものは、型枠搬入時に仮組等を実施し、寸法・歪み・傷等をチェックしている。 ・異形ブロックの製作で辺板、かけ、型枠の目違いが規定の範囲であることが確認できる。				

①「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②評価対象外項目の削除後は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値(評価値)で評価する。
③評価値(　　%)＝該当項目数(　　)／評価対象項目数(　　)
④なお、削除後の評価対象項目数が3項目以下の場合は評価とする。

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		ばらつきが小さい	ばらついている	ばらつきが大きい	
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。

別紙3の7

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表(土木)

［記入方法］該当する項目の・に○マークを記入する。　　（検査職員）

考査項目	細別	a	a'	b	b'	c	d	e
3．出来形及び出来ばえ Ⅱ．品質	鋼橋工事 (RC床版工事はコンクリート構造物に準ずる)	☆　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。＜判断基準参照＞ (関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験) ※ばらつきの判断基準は別紙―4参照 ☆　品質が、試験項目、試験基準及び規格値を満足する。					品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず、品質が劣る。
		【評価対象項目】 【工場製作関係】 ・鋼材の員数照合がミルシート等(現物照合を含む)で確認されている。 ・塗装する面が乾燥状態であることが確認できる。 ・素地調整の場合、第1種ケレン後4時間以内に金属前処理塗装を実施していることが確認できる。 ・塗料の空缶管理が、写真等で確実に空であることが確認できる。 ・塗料の品質が出荷証明書、塗料証明書で確認できる。 ・塗装前の処理が適切に実施されていることが確認できる。 ・仕様書に定められた制限内の気温、湿度の条件下で塗装を行っていることが確認できる。 ・溶接作業にあたり、作業員の技量確認を行っている。 ・放射性透過試験又は超音波探傷試験により溶接箇所の試験結果報告書が作成され、適正に実施されたことが確認できる。 ・キャンバーが規格どおりに確保されている。 ・溶接作業にあたり、溶接材料の使用区分が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ・溶接施工に係る施工計画書を提出していることが確認できる。 ・孔空けによって生じたまくれが削り取られているなど、きめ細やかに製作していることが確認できる。 ・欠陥部の発生が見られないことが確認できる。					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補(手直し)指示を行った。
		【架設関係】 ・ボルトの締付確認が実施され、適切に記録が保管されている。 ・ボルトの締付機、測定機器のキャリブレーションを実施している。 ・支承の据付で、コンクリート面のチッピング及びモルタル付着が確認でき、仕上げ面に水切り勾配がついている。 ・ボルトの品質がミルシート等で確認できる。 ・架設の結果、塗装面を損傷していない。 ・現場塗装で塗り残し、たら等がない。 ・鋼材の保管にあたり変形及び塗装面に損傷を与えないように適切に管理されている。 ・トルシアボルトの締め付け完了がピンテールの破断により、目視によって確認できる。 ・支承製品の品質が証明書等で確認できる。 ・高力ボルトの締め付けを、中心から外側に向かって行っていることが確認できる。 ・架設にあたって、部材の応力と変形等を十分検討していることが確認できる。 ・架設に用いる仮設備及び架設用機材について品質、性能が確保できる規模及び強度を有して確認していることが確認できる。 ・現場塗装部のケレン及び膜厚管理を適切に行っていることが確認できる。 ・現場塗装において、温度、湿度、風速等の確認を行っていることが確認できる。					上記該当あれば……d	上記該当あれば……e

①「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②評価対象外項目の削除後は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値(評価値)で評価する。
③評価値(　　%)＝該当項目数(　　)／評価対象項目数(　　)
④なお、削除後の評価対象項目数が5項目以下の場合は c 評価とする。

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		ばらつきが小さい	ばらついている	ばらつきが大きい	
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。

別紙3の8

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表(土木)

［記入方法］該当する項目の・に○マークを記入する。　　（ 検 査 職 員 ）

考 査 項 目	細　別	a	a'	b	b'	C	d	e
3．出来形及び出来ばえ Ⅱ．品質	砂防構造物及び地すべり防止工事	☆　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。＜判断基準参照＞ （関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験） ※ばらつきの判断基準は別紙―4参照 ☆　品質が、試験項目、試験基準及び規格値を満足する。					品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず、品質が劣る。
		【評価対象項目】 【共　通】 ・地山との取り合わせが適切に行われている。 ・施工基面が平滑に仕上げられ、所定の強度が確保されている。(出来上がりが波打っていない) ・材料の品質規定証明書が整備されている。 【砂防構造物工事に適用】 ・設計図書に基づくコンクリートの配合試験または試験練りが行われており、適切なコンクリートの規格(強度・w／c・最大骨材粒径・塩化物総量等)が確認できる。(JIS　A―5308以外の生コンを使用する場合) ・コンクリート打設時の必要な供試体を採取し、強度・スランプ・空気量等が確認できる。 ・施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ、バイブレーターによる締固、養生方法等、適切に行っている。(寒中及び暑中コンクリート等を含む) ・型枠、支保工の組立が適正で、コンクリート打設後、取り外し時期がコンクリート強度等で適正に管理されている。 ・コンクリートの打ち直しや補修の痕跡がない。 ・コンクリート打設時に雨水やわき水が適切に処理されている。 ・コンクリートの現場養生用の供試体が当該現場のものであることが確認できる。 ・コンクリート打設前に打継ぎ目処理を適切に行っていることが確認できる。 ・コンクリート及びモルタルコンクリート製品の使用にあたりアルカリ骨材反応抑制対策の適合を確認している。 (高炉B種・C種のセメントを使用したコンクリートの場合は評価対象から除外する) ・コンクリート打設前に、単位水量試験または水セメント比試験を実施している。(平成20年3月14日付技第1037号) ・コンクリート打設までの鉄筋の保管管理が適正であることが確認できる。 ・鉄筋の組立・加工が適切であることが確認できる。 ・基礎地盤が確認され、適切に基盤面が仕上げられていることが確認できる。 ・組例法面勾配が、正確に施工されていることが確認できる。 ・排水パイプ、吸い出し防止材が適切に施工されていることが確認できる。 ・床固め及び帯工等との取り付け部が適切に施工されている。 ・流路工の付属物の施工が適切に施工されている。 ・リフトスケジュールが作成され、コンクリート打設時期・養生が適切に行われている。 ・有害なクラックが無い。 【組留め工】 ・かご工の積み方が適正で、変形がなく、垂直に立ち上がっている。 ・かごは平目地にならないよう交互に積み上げられている。 ・層積みの線が中だるみなく、水平に整っている。 ・口締めの閉じ、鉄筋はよくねじれ型く締められている。 ・かごマット・蛇篭の詰め石の施工が適切で空隙が生じていない。 ・かごマット・蛇篭の中詰め石が仕様書に定められた大きさで施工されている。 【集水井工(ライナープレート工法)】 ・地すべり状況を把握し、掘削中の地盤構造、湧水の記録が整備されている。 ・ライナープレート等の組立にあたり、偏心と歪みに配慮し、施工を行っている。 ・ライナープレート等と地山との隙間が少なくなるように施工を行っている。 ・ライナープレート等を確実に固定できるように掘削が入念に施工され、ライナープレート端に触れることなく、鉛直方向に正確に施工されていることが確認できる。 ・ライナープレート等が仕様書に示す深さごとに1枚ずつ実施されていることが確認できる。 ・ライナープレート等の接続(ボルトと締付)が仕様書に示すとおりに実施されている。 【集水井工(自重沈下工法・セグメント工法)】 ・地すべり状況を把握し、掘削中の地盤構造、湧水の記録が整備されている。 ・発進工の基本となる井筒発進工の底面は、水平かつ平坦に仕上げられている。 ・ブロックの組み立てにあたり、製品仕様のとおりボルト締めが確実に施工されている。 ・井筒内の掘削作業にあたり、不当沈下による緩きを防止するため、掘削は中心部から外側に掘り進み、掘りすぎないように注意して施工されている。 ・偏芯に配慮し、水平・鉛直に対する施工管理を常に行っている。 ・沈下作業にあたり、地山との摩擦力を軽減するための沈下砂利が均一に回るように施工されている。 ・縦方向接合鉄筋を挿入する際に鉄筋の所定ラップ長が取れているか確認できる。 ・縦方向接合鉄筋挿入孔に充填するセメントミルク施工に際し、所定の規格を満足しているか確認できる。 ・井筒頭部に施工する固定コンクリートについて、水平かつ平坦に施工されている。					上記該当あれば……d	上記該当あれば……e

別紙3の8

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表(土木)

［記入方法］該当する項目の・に○マークを記入する。　　（ 検 査 職 員 ）

考 査 項 目	細　別	a	a'	b	b'	c	d	e
3．出来形 及び 出来ばえ Ⅱ．品質	砂防構造物及び 地すべり防止工事	☆　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。＜判断基準参照＞ (関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験) ※ばらつきの判断基準は別紙―4参照 ☆　品質が、試験項目、試験基準及び規格値を満足する。					品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず、品質が劣る。

【抑止杭工】
・杭に損傷及び補修痕がないことを確認できる。
・既製杭の打ち止めの管理方法、又は場所打ち杭の施工管理方法が整理され、かつ、記録で確認できる。
・杭の偏心管理が確認できる。
・溶接の品質管理に関して、仕様書等に定められた事項が確認できる。
・杭の継ぎ手溶接、あるいは接続が丁寧に施工されていることが確認できる。
・グラウト及び中詰コンクリートが、丁寧に施工されていることが確認できる。
・グラウトの泥水処理において、的確に施工されていることが確認できる。

【承水路工、排水路工】
・施設の出来あがりに凹凸がなく、丁寧に仕上げられている。
・既設道路及び水路施設等との取付けがなじみが良く、施工されている。

【水抜きボーリング工】
・孔口開削が正確であり、孔口の接続が丁寧に仕上げられている。
・保孔管内部の洗浄作業が確認できる。
・保孔管のストレーナー加工が適切であることが確認できる。
・孔口部の土砂崩壊防止、排水口の流末処理、侵食防止が適切に施工されている。
・集・排水ボーリング工の方向、角度、及び長さが設計図書に示されたとおりに適正になるよう施工上の配慮がなされている。
・検尺について監督員の立合または、指示により確認されている。
・保孔管が掘削全延長に挿入されていることが確認できる。

【落石、雪崩防止工】
・材料の品質規格証明書等が整備されている。
・施工基面が乱さないように施工されている。
・設置位置、設置の方向などが適正に施工されている。
・基礎が堆山となじみよく施工されている。
・基礎周辺の湧水の処理、及び流水の洗堀に処理がなされている。
・ワイヤ式の防護工の場合は、張力にゆるみがないことが確認できる。

①「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②評価対象外項目の削除後は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値(評価値)で評価する。
③評価値(　　%)＝該当項目数(　　)／評価対象項目数(　　)
④なお、削除後の評価対象項目数が3項目以下の場合は±評価とする。

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		ばらつきが小さい	ばらついている	ばらつきが大きい	
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。

別紙3の9

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表(土木)

［記入方法］該当する項目の・に○マークを記入する。　　（ 検 査 職 員 ）

考 査 項 目	細 別	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形 及び 出来ばえ Ⅱ. 品質	舗装工事	☆ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。＜判断基準参照＞ (関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験) ※ばらつきの判断基準は別紙―4参照 ☆ 品質が、試験項目、試験基準及び規格値を満足する。					品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず、品質が劣る。
		【評価対象項目】 【路床・路盤工関係】 ・路床・路盤工のプルフローリングを行っており、沈下等の不具合があった場合は、良質の材料と入れ替えるなどの対策をおこなっている。 ・軟弱地盤など路床工にとって不適合なものに対し、対応策が取られている。 ・材料が分離しないようにおろす位置、方法が適正な方法で行われている。 ・路床・路盤工の密度管理が適切に行われている。 ・材料の品質証明書が整理されている。 ・掘削面の凹凸を除去し、均一な路床安定処理工が実施されている。 ・舗装の出来あがりを左右する路盤工が平坦に出来上がっていることが確認できる。 ・設計図書に基づき、所定の厚さ管理が行われ、かつ品質管理が実施されている。 ・構造物とのすり付けが適正に実施され、ゆるんだところがない。 ・設計図書通りの施工に、水溜まりなく、表面仕上げにキャタピラの跡がなく、平坦に仕上がっている。 ・構造物周辺の締め固め等で振動ローラ等による入念な施工が実施されている。 ・設計図書に定められた試験方法でCBR値を測定していることが確認できる。 【アスファルト舗装関係】 ・設計図書に基づく混合物の配合設計及び試験練りが行われており、適切な混合物の規格が確認できる。(アスファルト混合物の事前審査制度の適用工事は除く) ・混合物の温度管理が、プラント出荷時・現場到着時・舗設時等で整理・記録されている。 ・舗設後、直ちに供用する必要のある現場で、交通解放時の温度管理を適切に行っている。 ・舗設の各層の厚さ目が仕様書に定められた数値以上にすらしていることが確認できる。 ・目地の処理が仕様書に定められたとおりであることが確認できる。 ・気象条件に適した混合物の運搬方法、舗設作業(締め固め等)の配慮が行われている。 ・乳剤が均一に散布され、第3者への飛散防止対策、及び構造物への付着などに細心の注意が払われている。 ・アスカーブの施工において細かな配慮がなされ、丁寧に施工されている。 ・路肩処理、縁塊処理の施工において綺やかな配慮がなされ、丁寧に施工されている。 ・舗装工の施工にあたって、上層路盤面の浮き石などの有害物を除去していることが確認できる。 ・密度管理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ・アスファルト混合物の目視による外観検査を随時実施しており、記録に整理されている。 【コンクリート舗装関係】 ・設計図書に基づくコンクリートの配合試験または試験練りが行われており、適切なコンクリートの規格(強度・w／c・最大骨材粒径・塩化物総量等)が確認できる。(JIS A―5308以外の生コンを使用する場合) ・コンクリート打設時の必要な供試体を採取し、強度・スランプ・空気量等が確認できる。 ・施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ、バイブレーターによる締固、養生方法等、適切に行っている。(寒中及び暑中コンクリート等を含む) ・コンクリートの現場養生用の供試体が当該現場のものであることが確認できる。 ・コンクリート及びセメントコンクリート製品の使用にあたりアルカリ骨材反応抑制対策の適合を確認している。 (高炉B種・C種のセメントを使用したコンクリートの場合は評価対象から除外する) ・コンクリート打設前に、単位水量試験または水セメント比試験を実施している。(平成20年3月14日付技第1037号) ・コンクリート打設までのチェアー、タンパー等の保管管理が適正であることが確認できる。 ・コンクリート版の4隅、スリップバー、タンパー等の付近は、分離したコンクリートが集まらないようにしている。 ・コンクリート舗装の表面は粗面仕上げで、かつ平坦。緻密、堅硬な表面仕上げになっている。 ・コンクリート舗装の表面仕上げで縦方向に凹凸がない。 ・目地の隣り合わせの舗装面に段差がない。 ・舗装工の施工に先だって、上層路盤面の浮き石等の有害物を除去してから施工していることが確認できる。 ・材料が分離しないようコンクリートを整均していることが確認できる。					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 上記該当あれば……d	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修繕(手直し)指示を行った。 上記該当あれば……e

別紙3の9

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表(土木)

［記入方法］該当する項目の・に○マークを記入する。　　（検査職員）

考査項目	細別	a	a'	b	b'	c	d	e	
3．出来形及び出来ばえ Ⅱ．品質	舗装工事	☆　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。＜判断基準参照＞ (関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験) ※ばらつきの判断基準は別紙―4参照 ☆　品質が、試験項目、試験基準及び規格値を満足する。					品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず、品質が劣る。	
		【橋面舗装】 ・橋面舗装では、舗装に先駆け行う防水工においてわらがなく、橋面の防水前、及び施工後の測定を行っている。 ・水の浸入を防止する舗装端部の処理が適正に施工されている。 ・防水シートは、橋面部を洗浄し、水分計等で床版が十分に乾燥したことを確認した後に付着を適切に行っているわれている。 ・舗装コアを採取しない場合は、別途適切な方法で密度管理を行っている。 ・床版工のスペーサーは、本体コンクリートと同等の品質で㎡当たり4個以上の設置が確認できる。							

①「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②評価対象外項目の削除後は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値(評価値)で評価する。
③評価値(　　%)＝該当項目数(　　)／評価対象項目数(　　)

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		ばらつきが小さい	ばらついている	ばらつきが大きい	
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。

別紙3の10

工事成績採点の考査項目別運用表(土木)

［記入方法］該当する項目の・に○マークを記入する。　　（ 検 査 職 員 ）

考 査 項 目	細　別	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	海岸工事	☆　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。＜判断基準参照＞ （関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験） ※ばらつきの判断基準は別紙―4参照 ☆　品質が、試験項目、試験基準及び規格値を満足する。					品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず、品質が劣る。
		【評価対象項目】 【共通】 ・設計図書に基づくコンクリートの配合試験または試験練りが行われており、適切なコンクリートの規格(強度・w／c・最大骨材粒径・塩化物総量等)が確認できる。(JIS A―5308以外の生コンを使用する場合) ・コンクリート打設時の必要な供試体を採取し、強度・スランプ・空気量等が確認できる。 ・施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ、バイブレーターによる締固、養生方法等、適切に行っている。(寒中及び暑中コンクリート等を含む) ・型枠、支保工の組立が適正で、コンクリート打設後、取り外し時期がコンクリート強度等で適正に管理されている。 ・コンクリートの打ち直しや補修の痕跡がない。 ・コンクリート打設時に雨水やわき水が適切に処理されている。 ・コンクリートの現場養生用の供試体が当該現場のものであることが確認できる。 ・コンクリート打設前に打継ぎ目処理を適切に行っていることが確認できる。 ・コンクリート及びセメントコンクリート製品の使用にあたりアルカリ骨材反応抑制対策の適合を確認している。 (高炉B種・C種のセメントを使用したコンクリートの場合は評価対象から除外する) ・コンクリート打設前に、単位水量試験または水セメント比試験を実施している。(平成20年3月14日付技第1037号) ・施工表面が平坦に仕上げられている。 ・材料の規格・品質が試験成績表等で確認できる。 ・海岸部に保管する型枠のセパレート、鉛立の鉄筋等は、錆防止対策を行っている。 ・露り防止等環境保全に十分注意して施工していることが確認できる。 ・有害なクラックが無い。 ・工事期間中、1日1回は潮位観測を実施して記録していることが確認できる。(ブロック　のみ ・台風などの異常気象に備えて施工前に避難場所の確保及び退避設備の対策を講じていることが確認できる。					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補(手直し)指示を行った。
		【護岸・消波工事・離岸堤】 ・コンクリートブロックの転置、仮置に際し、強度確認を行っている。 ・コンクリートブロックの仮置きで転倒、崩壊等の恐れがない。 ・設置されたブロックに破損や補修痕のないことが確認できる。 ・砂地や岩盤への根入れが適正で、不等沈下や背後土砂のパイピング等がない。 ・上部構造物の躯体目から背後土砂の流出がないことが確認できる。 ・異形ブロック等を現場で製作のものは、型枠搬入時に仮組等を実施し、寸法・歪み・傷等をチェックしている。 ・異形ブロックの製作で豆板、かぶ、型枠の目違いが規定の範囲であることが確認できる。 ・乱積でコンクリートブロック相互のかみ合わせがよく、孤立したブロックがないことが確認できる。					上記該当あれば……d	上記該当あれば……e
		【突堤工事】 ・捨石基礎の均し面が平坦に仕上げられていることが確認できる。 ・捨石の基盤に敷設する帆布は、重ね合わせなどが適切に行われている。 ・方塊ブロックが垂直に据えられていることが確認できる。 ・捨石基礎は、大小の石でかみ合わせが良く、均し面にゆるみがないよう施工されていることが確認できる。 ・岩盤の基礎工は、岩の状態を把握し、表面の薬、砂などを除去した上で施工されている。 ・水中コンクリートの品質規格が確認できる。 ・水中コンクリートの打設に際し、海水混入の防止策を実施している。						
		【上部工】 ・施工の打ち継ぎ目では、位置が適正で、コンクリート打設前の清掃等が適切に行われている。						
		【中詰、被覆などの基礎工】 ・中詰めに使用する石の計量が適切であることが確認できる。 ・基礎工は、大小の石でかみ合わせ良く、均し面にゆるみがないよう施工されていることが確認できる。 ・基礎に敷設する帆布等の破れがなく、所定の重ねが写真記録等により確認できる。 ・捨て石基礎の均し面が平坦に仕上げられていることが確認できる。						

①「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②評価対象外項目の削除後は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値(評価値)で評価する。
③評価値(　　%)＝該当項目数(　　)／評価対象項目数(　　)

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		ばらつきが小さい	ばらついている	ばらつきが大きい	
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。

別紙3の11

工事成績採点の考査項目別運用表(土木)

［記入方法］該当する項目の・に○マークを記入する。　　（ 検 査 職 員 ）

考 査 項 目	細　別	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	法面工事	☆　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。＜判断基準参照＞ （関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験） ※ばらつきの判断基準は別紙―4参照 ☆　品質が、試験項目、試験基準及び規格値を満足する。					品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず、品質が劣る。
		【評価対象項目】 【共通】 ・施工基面が平滑に仕上げられている。 ・湧水、地表水の処理が適切で侵食、亀裂等がない。 ・ラス張工は、地山に均等になじむように張られ、浮いているところないように施工されている。 ・金網・ネット等が仕様書の通り施工され、仕上げ面から適正な間隔を保ち固定されている。 ・法肩の地山への巻き込みが適正に施工されている。 ・ネットの設置にあたり法面への固定方法が適切である。 ・地山表面の不純物の除去が確実に実施されている。 ・盛土の施工にあたり、法面の崩壊が起こらないよう締固めを十分行っていることが確認できる。					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補（手直し）指示を行った。
		【種子吹付工、客土吹付工、厚層基材吹付工関係】 ・土壌試験を実施し、施工に反映している。 ・ネット等の重ね幅が10cm以上確保されている。 ・吹付け厚さが均等である。 ・吹付け厚さによって必要な場合、2層以上の吹き付けは、層を分けて施工していることが確認できる。 ・繰ね返り材料が適切に処理されている。 ・厚さによる2層以上の吹き付けでは、剥離がないことが確認できる。 ・種子の品質が適正なことが書類等で確認できる。 ・施工時期が定められた条件を満足していることが確認できる。					上記該当あれば……d	上記該当あれば……e
		【コンクリート又はモルタル吹付工関係】 ・使用する材料の種類、品質及び配合が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ・金網等の重ね幅が10cm以上確保されている。 ・吸水性の吹付け面において、事前に吸水させてから施工していることが確認できる。 ・吹付け厚さが均等である。 ・吹付け厚さに応じて2層以上に分割して施工していることが確認できる。 ・繰ね返り材料が適切に処理されている。 ・法肩の吹付けにあたり、地山に沿って巻き込んで施工していることが確認できる。 ・金網が仕様書の通りに施工され、仕上げ面から適正な間隔を保ち固定されている。 ・金網等の設置にあたり、法面への固定方法が適切である。 ・水抜きパイプが適切に配置されている。						
		【現場打ち法枠工関係】 ・使用する材料の種類、品質及び配合が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ・アンカーの施工長さが確認できる。 ・現場養生が適切に行われていることが確認できる。 ・枠内に空隙がないことが確認できる。 ・隣接にはく離がないことが確認できる。 ・繰ね返り材料が適切に処理されている。 ・アンカーが確実に固定されている。						
		【アンカー工】 ・ボルトの締付確認が実施され、適切に管理されている。 ・ボルトの締め付け機、測定機器のキャリブレーションを実施している。 ・アンカー施工までの定着具、ワンドン等の保管管理が適正である。 ・アンカー等の組み立て、加工が適正で損傷、汚れがない。 ・グラウト注入のセメントミルクの品質、強度および充填確認が資料等により確認できる ・削孔の位置、削孔長、方向について確認できる記録が管理されている。 ・削孔内の洗浄が適切に施工され、スライムの除去が資料等で確認できる。 ・設計アンカーの耐力確保のためにジャッキの試験成績表に基づき、定着荷重の資料が整備されている。 ・材料・製品の品質・規格等がミルシート等により確認できる。						

①「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②評価対象外項目の削除後は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値(評価値)で評価する。
③評価値(　%)＝該当項目数(　)／評価対象項目数(　)
④なお、削除後の評価対象項目数が3項目以下の場合は c 評価とする。

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		ばらつきが小さい	ばらついている	ばらつきが大きい	
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。

別紙3の12

工事成績採点の考査項目別運用表(土木)

［記入方法］該当する項目の・に○マークを記入する。　　（ 検 査 職 員 ）

考 査 項 目	細　別	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形 及び 出来ばえ Ⅱ. 品質	基礎工工事	☆　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。＜判断基準参照＞ （関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験） ※ばらつきの判断基準は別紙―4参照 ☆　品質が、試験項目、試験基準及び規格値を満足する。					品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず、品質が劣る。
		【評価対象項目】 【共通】 ・水平度、安全度、鉛直度等が確認できる。 ・掘削深度、排出土砂、孔内水位の変動及び安定液を用いる場合の孔内の安定液濃度、比重が適切に管理されている。 ・ケーシングをはじめ、加工組立した鉄筋等について組心の注意で施工されている。(バランス良い吊り) ・重込材注入の圧力等が施工記録により確認できる。 ・測定機器のキャリブレーションを実施している。 ・強度確認、セメントミルクの比重管理などの品質に係わる事項の管理資料を整理していることが確認できる。 【深礎工】 ・ライナープレート等の組立にあたって、偏心と歪みが少なくなるよう配慮されている。 ・支持地盤の確認が、ボーリングデーター等により適格に実施されている。 【既成杭関係(コンクリート・鋼管・鋼管井筒等)】 ・杭に損傷及び補修痕がない。 ・杭の打止の管理方法が整備され、支持強度等の係る記録が確認できる。 ・溶接の品質管理に関して仕様書に定められた事項が確認できる。 ・打ち込み機械が堅固な足場に固定され、施工されていることが確認できる。 ・溶接作業にあたり、作業員の技量確認を行っている。 ・杭頭処理にあたり、設計図書に基づき適切な処理が実施されている。 ・杭先端の根固め工法において品質が確保されたセメントミルクにより施工され、打設量が確認できる。 【場所打ち杭関係】 ・杭の施工管理方法が整備され、かつ記録が確認できる。 ・場所打ち杭についてトレミー管をコンクリート内に2m以上入れて施工していることが確認できる。 ・鉄筋の加工組立、及び設置が適正に行われている。 ・スライム処理が適正に行われていることが確認できる。 【ケーソン】 ・ケーソンの位置、及び沈下速度が管理資料から適切であることが確認できる。 ・施工基盤が平板載荷試験で堅固であることが確認できる。 ・型枠は、表面がきれいになっているものを使うために適正に処理がなされている。 ・打ち継ぎ目の処理が適切に行われている。 【コンクリート工(場所杭の中詰め用等)】 ・設計図書に基づくコンクリートの配合試験または試験練りが行われており、適切なコンクリートの規格(強度・w／c・最大骨材粒径・塩化物総量等)が確認できる。(JIS　A―5308以外の生コンを使用する場合) ・コンクリート打設時の必要な供試体を採取し、強度・スランプ・空気量等が確認できる。 ・施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ、バイブレーターによる締固、養生方法等、適切に行っている。(寒中及び暑中コンクリート等を含む) ・コンクリートの現場養生用の供試体が当該現場のものであることが確認できる。 ・機器及び部品等で性能検査をするものは、製造者又は公的機関の証明書が整備されている。 ・コンクリート及びセメントコンクリート製品の使用にあたりアルカリ骨材反応抑制対策の適合を確認している。(高炉セメントB種・C種を使用したコンクリートの場合は評価対象から除外する。) ・コンクリート打設前に、単位水量試験または水セメント比試験を実施している。(平成20年3月14日付技第1037号) ・コンクリート打設までの鉄筋の保管管理が適正であることが確認できる。 ・鉄筋の組立・加工が適切であることが確認できる。 ・スペーサーを適切に配置し、鉄筋のかぶりを確保している。 ・鉄筋圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っている。 ・鉄筋の規格・引張強度・曲げ強度の試験値をミルシート等で確認できる。 ・重要構造物に係る主鉄筋について、引張試験曲げ試験を行っている。(平成19年6月12日付技第1007号) ・鉄筋の重ね合わせ長が、設計図書どおりであることが確認できる。					上記該当あれば……d	上記該当あれば……e

①「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②評価対象外項目の削除後は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値(評価値)で評価する。
③評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		ばらつきが小さい	ばらついている	ばらつきが大きい	
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。

別紙3の13

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表(土木)

［記入方法］該当する項目の・に○マークを記入する。　　（ 検 査 職 員 ）

考 査 項 目	細　別	a	a'	b	b'	c	d	e
3．出来形 及び 出来ばえ Ⅱ．品質	地盤改良工事 (サンドマットは 【盛土・築堤】で 評定)	☆　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。＜判断基準参照＞ (関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験) ※ばらつきの判断基準は別紙―4参照 ☆　品質が、試験項目、試験基準及び規格値を満足する。					品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず、品質が劣る。
		【評価対象項目】 【共通】 ・使用材料は、数量をはじめ、安全性が確認できる品質証明書が整理されている。 ・施工ポイントにロッドのセンターが合っているか、ロッドの寸法、及び残尺をもって確認できる。 ・機械の安定を確保し、垂直精度を確認し、孔曲がりの防止につとめ、水平度、鉛直度が確保されている。 ・注入量は、流量計を使用し、規定分の注入材を注入したことが確認できる。 ・改良地盤にあっては、改良開が規定通りに改良がなされ、強弱がないことが確認できる。 ・工事着手前に配合試験、一軸圧縮試験等を実施し、それに基づいた施工が実施されている。 ・セメントミルクの比重、スラリー噴出量、強度等の管理資料を整理していることが確認できる。 【薬液注入工】 ・薬液の配合は、常に設定されたゲルタイムになるように日々管理がなされている。 ・注入順序はステップアップ方式とし正規の間隔で引き上げ管理していることが確認できる。 ・注入は、突出量を一定に保つように圧力管理が実施されている。 ・注入状況を証明する記録用紙には、監督員の検印されたもので整理されている。 ・注入完了後は、設計を満足する結果かどうかを透水試験等により確認されている。 ・薬液注入箇所周辺の地下水及び公共用水域等の水質汚濁の状況を監視し、測定結果が水質基準に適合している。 【高圧噴射攪拌工】 ・噴射テストにより施工仕様の確認を実施している。 ・造成の際には、圧力、回転数などの施工仕様に基づき管理されていることが確認できる。 ・注入材の管理は、常に練り上がった注入材の比重をマッドバランスで管理し、日々測定の比重管理が実施されている。 ・規定の有効径が確保され、一軸圧縮強度試験により強度管理されている。 ・六価クロム溶脱に対する確認が実施され、本工事が実施されている。					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 上記該当あれば……d	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補(手直し)指示を行った。 上記該当あれば……e

①「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②評価対象外項目の削除後は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値(評価値)で評価する。
③評価値(　　%)＝該当項目数(　　)／評価対象項目数(　　)
④なお、削除後の評価対象項目数が3項目以下の場合は c 評価とする。

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		ばらつきが小さい	ばらついている	ばらつきが大きい	
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。

別紙3の14

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表(土木)

［記入方法］該当する項目の・に○マークを記入する。　　（ 検 査 職 員 ）

考査項目	細別	a	a'	b	b'	c	d	e
3．出来形及び出来ばえ Ⅱ．品質	コンクリート橋 (PC及びRCを対象)	☆　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。＜判断基準参照＞ (関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験) ※ばらつきの判断基準は別紙―4参照 ☆　品質が、試験項目、試験基準及び規格値を満足する。					品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず、品質が劣る。
		【評価対象項目】 【共通】 ・設計図書に基づくコンクリートの配合試験または試験練りが行われており、適切なコンクリートの規格(強度・W/C・最大骨材粒径・塩化物総量等)が確認できる。(JIS　A―5308以外の生コンを使用する場合) ・コンクリート打設時の必要な供試体を採取し、強度・スランプ・空気量等が確認できる。 ・施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ、バイブレーターによる締固、養生方法等、適切に行っている。(寒中及び暑中コンクリート等を含む) ・型枠、支保工の組立が適正で、コンクリート打設後、取り外し時期がコンクリート強度等で適正に管理されている。 ・鉄筋の規格・引張強度・曲げ強度の試験値をミールシート等で確認できる。 ・コンクリート打設までの鉄筋の保管管理が適正であることが確認できる。 ・スペーサーを適切に配置し、鉄筋のかぶりを確保している。 ・鉄筋圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っている。 ・鉄筋の組立・加工が適切であることが確認できる。 ・重要構造物に係る主鉄筋について、引張試験曲げ試験を行っている。(平成19年6月12日付技第1007号) ・鉄筋の重ね合わせ長が、設計図書どおりであることが確認できる。 ・コンクリート打設時に雨水やわき水が適切に処理されている。 ・コンクリートの現場養生用の供試体が当該現場のものであることが確認できる。 ・コンクリートの打ち直しや補修の痕跡がない。 ・コンクリート打設前に打継ぎ目処理を適切に行っていることが確認できる。 ・コンクリート及びセメントコンクリート製品の使用にあたりアルカリ骨材反応抑制対策の適合を確認している。 (高炉B種・C種のセメントを使用したコンクリートの場合は評価対象から除外する) ・コンクリート打設前に、単位水量試験または水セメント比試験を実施している。(平成20年3月14日付技第1037号) ・有害なクラックが無い。 【製作関係】 ・製品の員数をはじめ規格の照合がミルシート等(現場照合を含む)で確認できる。 ・作業実施前に装置(機器)のキャリブレーションが実施されている。 ・スペーサーの材料が適正で、品質が確認できる。 ・プレビーム桁プレクションで適正に実施されている。 ・緊張及びグラウト管理が適切に管理されている。 ・プレストレッシング時のコンクリート強度が最大圧縮応力度の1.7倍以上であることが確認できる。 【架設関係】 ・支承の据付で、コンクリート面のチッピング及びモルタルでの付着が確認でき、仕上げ面に水切り勾配がついている。					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 上記該当あれば……d	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補(手直し)指示を行った。 上記該当あれば……e

①「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②評価対象外項目の削除後は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値(評価値)で評価する。
③評価値(　　%)＝該当項目数(　　)／評価対象項目数(　　)
④なお、削除後の評価対象項目数が3項目以下の場合はc評価とする。

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		ばらつきが小さい	ばらついている	ばらつきが大きい	
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。

別紙3の15

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表(土木)

［記入方法］該当する項目の・に○マークを記入する。　　（検査職員）

考査項目	細別	a	a'	b	b'	c	d	e
3．出来形 及び 出来ばえ Ⅱ．品質	塗装工事	☆　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。＜判断基準参照＞ （関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験） ※ばらつきの判断基準は別紙―4参照 ☆　品質が、試験項目、試験基準及び規格値を満足する。					品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず、品質が劣る。
		【評価対象項目】 ・塗装する面が乾燥状態であることが確認できる。(重ね塗りの場合も含む) ・ケレンが入念に実施されていることが確認できる。 ・施工時の天候、気温及び湿度等の条件が整理・記録されており、適正な気象条件下で塗装をしている。 ・塗料を使用前に攪拌し、容器底部に顔料が沈殿していないことが確認できる。 ・塗料に有害な付着物がない。 ・塗料の空缶管理が、写真等で確実に確認できる。 ・上向きなど塗装しにくいところが入念に施工されている。 ・締め付けボルト、橋台と桁の間、及び隅の所で塗り残しがない。 ・仮設足場の跡などの塗り残し、色違いの塗装のないことが確認できる。 ・塗膜の表面に気泡、へこみがないことが確認できる。 ・設計図書に示された数量が、使用前後で資料により確認できる。 ・塗料の品質が出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 上記該当あれば……d	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補(手直し)指示を行った。 上記該当あれば……e

①「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②評価対象外項目の削除後は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値(評価値)で評価する。
③評価値(　　%)＝該当項目数(　　)／評価対象項目数(　　)
④なお、削除後の評価対象項目数が3項目以下の場合はc評価とする。

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		ばらつきが小さい	ばらついている	ばらつきが大きい	
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。

別紙3の16

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（土木）

［記入方法］該当する項目の・に○マークを記入する。　　（ 検 査 職 員 ）

考 査 項 目	細　別	a	a'	b	b'	c	d	e	
3．出来形 及び 出来ばえ Ⅱ．品質	トンネル工事	☆　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。＜判断基準参照＞ （関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験） ※ばらつきの判断基準は別紙―4参照 ☆　品質が、試験項目、試験基準及び規格値を満足する。					品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず、品質が劣る。	
		【評価対象項目】 【共通】【無筋】 ・設計図書に基づくコンクリートの配合試験または試験練りが行われており、適切なコンクリートの規格（強度・w／c・最大骨材粒径・塩化物総量等）が確認できる。（JIS　A―5308以外の生コンを使用する場合） ・コンクリート打設時の必要な供試体を採取し、強度・スランプ・空気量等が確認できる。 ・施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ、バイブレーターによる締固、養生方法等、適切に行っている。（寒中及び暑中コンクリート等を含む） ・鉄筋の規格・引張強度・曲げ強度の試験値をミルシート等で確認できる。 ・コンクリート打設までの鉄筋の保管管理が適正であることが確認できる。 ・日々計測管理を行っており、それに基づいた施工が行われていることが確認できる。 ・型枠、支保工の組立が適正で、コンクリート打設後、取り外し時期がコンクリート強度等で適正に管理されている。 ・コンクリートの打ち直しや補修の痕跡がない。 ・コンクリート打設時に雨水やわき水が適切に処理されている。 ・コンクリートの現場養生用の供試体が当該現場のものであることが確認できる。 ・鉄筋の組立・加工が適切であることが確認できる。 ・スペーサーを適切に配置し、鉄筋のかぶりを確保している。 ・鉄筋圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っている。 ・重要構造物に係る主鉄筋について、引張試験曲げ試験を行っている。（平成19年6月12日付技第1007号） ・鉄筋の重ね合わせ長さ、設計図書どおりであることが確認できる。 ・コンクリート打設前に打継ぎ目処理を適切に行っていることが確認できる。 ・コンクリート及びセメントコンクリート製品の使用にあたりアルカリ骨材反応抑制対策の適合を確認している。 （高炉B種・C種のセメントを使用したコンクリートの場合は評価対象から除外する） ・コンクリート打設前に、単位水量試験または水セメント比試験を実施している。（平成20年3月14日付技第1037号） ・施工中の地質・湧水の状況、支保工や覆工の変状等を観察・記録し適切な対処がなされている。 ・現場でのセメント及び混和剤等の保管管理では、防湿性の高いサイロ及び倉庫で管理されている。 ・有害なクラックが無い。 ・設計図書に定められた岩区分（支保工パターン含む）の境界を確認して施工を行っていることが確認できる。 【掘削】 ・掘削は、地山を緩ませないように、かつ出来る限り滑らかに仕上げ、支保工との間隙（余掘）が少ないように施工している。 ・爆破後の掘削面のゆるんだ部分や浮き石を丁寧に除去している。 【支保工】 ・金網の継ぎ目を15cm（1目）以上重ね合わせていることが確認できる。 ・吹き付けコンクリートは浮き石等を除いた後に、15cm以下の厚さで地山と密着するよう施工されている。 ・吹き付けコンクリートの打ち継ぎ面の施工では、清掃及び保潤状態が確認できる。 ・ロックボルト挿入面にくり粉除去の清掃がなされている。 ・ロックボルトの引き抜き耐力の確保のために乱覆れることがないように丁寧な施工が行われている。 ・ロックボルトの定着長が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ・吹付コンクリートの配合及びロックボルトの種別、規格が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 ・設計図書とおりに鋼製支保工の間隔が守られている。 ・鋼製支保工の立て込み設置が良好で、吹き付けモルタルとの隙間がなく、丁寧な施工がうかがえる。 【覆工】 ・逆巻の場合、側壁コンクリートとアーチコンクリートの打継目が同一線上にないことが確認できる。 ・防水シートの品質・形状が設計図書どおりになっている。 ・防水シートの溶着を確実にし、湧水やひび割れのないコンクリートの仕上がりが確認できる。 ・防水工に防水シートを使用する場合は、ロックボルト等の突起物にモルタルや保護マット等で防護対策を行っていることが確認できる。 ・インバートは、打ち継ぎ目に注意した施工が実施されている。 ・湧水処理対策として埋設される排水材が円滑に施工され機能している。 ・覆工コンクリートは打設時に型枠に変圧を与えていないことが確認できる。 ・巻き立て補強鉄筋は、所定のカブリが確保されている。					①「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②評価対象外項目の削除後は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値（評価値）で評価する。 ③評価値（　　%）＝該当項目数（　）／評価対象項目数（　）	上記該当あれば……d	上記該当あれば……e

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		ばらつきが小さい	ばらついている	ばらつきが大きい	
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

別紙3の17

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表(土木)

［記入方法］該当する項目の・に○マークを記入する。　　（ 検 査 職 員 ）

考 査 項 目	細　別	a	a'	b	b'	c	d	e
3．出来形 及び 出来ばえ Ⅱ．品質	公園・植栽工事	☆　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。＜判断基準参照＞ (関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験) ※ばらつきの判断基準は別紙―4参照 ☆　品質が、試験項目、試験基準及び規格値を満足する。					品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず、品質が劣る。
		【評価対象項目】 【共通】 ・材料の規格、品質が適正であり、証明書等が整備されている。 ・路床・路盤工のプレフローリングを行っている。 ・石積み、二次製品側溝等の材料のかみ合わせ又は連結が適正で、裏込め材料等の沈下、崩壊又は漏水のおそれがない。 ・雨水等のたん水が生じないように排水対策を実施している。 ・盛土材の品質、形状が設計図書に基づくものになっている。 ・締め固めを適切な条件で施工している。 【舗装工・表層工】 ・設計図書に基づく混合物は、配合報告書により適切な配合規格が確認できる。 ・クレー(混合土)表層材料の混合が入念に行われ、品質が均一であることが書類等で確認できる。 ・平板、レンガ、タイル舗装等の目ずれがなく、共通仕様書等に定められたとおり処理されていることが確認できる。 ・排水勾配が適正に守られ、水溜まりが生じていない。 【植栽工】 ・土壌硬度試験及び土壌試験(PH)を実施し施工に反映している。 ・活着管理が適正に行われている。 ・樹木等に損傷、はちくずれ等がなく保護養生が適切になされている。 ・樹木等の生育に害のあるものは除去されている。 ・余剰枝の剪定、整形その他必要な手入れが行われている。 ・肥料が直接樹木の根に触れないよう均一に施肥されている。 ・植生する樹木に応じて、余裕のある植穴を掘り植穴底部を耕していることが確認できる。 ・土壌改良においては、設計に基づく改良深さ、改良材の添加量が確保され、均一に混合されている。 ・日焼け、病害虫を防止するため幹巻きなどが適切に行われている。 ・添木をぐらつきがないよう設置していることが確認できる。 ・鳥居は、全体的な美観を考慮して、高さ、方向など統一されて施工されている。 ・高木は、バランスよく支線が張られ、緩みなく施工されている。 ・樹木・地被類、つる性植物等には樹幹のわれ、病虫害などないことが確認できる。 ・現場に搬入された芝は、速やかに植え付けられ枯死しないように養生されている。 ・樹名板を視認しやすい場所に据付けていることが確認できる。 【付帯設備工】 ・製品・機器の機能、性能が確認でき、満足している。 ・地下埋設物が設計図書に基づき適正に施工されており、記録により確認できる。 ・遊戯施設等の構造物の設置では、ひずみ、歪み、ふれがないように、堅固に基礎に取り付けられている。					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 上記該当あれば……d	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補(手直し)指示を行った。 上記該当あれば……e

①「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②評価対象外項目の削除後は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値(評価値)で評価する。
③評価値(　　%)＝該当項目数(　　)／評価対象項目数(　　)
④なお、削除後の評価対象項目数が3項目以下の場合はc評価とする。

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		ばらつきが小さい	ばらついている	ばらつきが大きい	
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。

別紙3の18

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表(土木)

［記入方法］該当する項目の・に○マークを記入する。　　（ 検 査 職 員 ）

考査項目	細別	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形 及び 出来ばえ Ⅱ. 品質	防護柵(網) 視線誘導標 標識・照明灯 区画線等設置工事	☆　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。＜判断基準参照＞ (関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験) ※ばらつきの判断基準は別紙―4参照 ☆　品質が、試験項目、試験基準及び規格値を満足する。					品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず、品質が劣る。
		【評価対象項目】 【共通】 ・ボルトは資材に対し直角に通り、緩みなく締め付けが十分であることが確認できる。 ・シールは位置、高さなどの点で適正に貼られ、しわが寄っていない。 ・防護柵の設置基準、視線誘導標設置基準、道路標識ハンドブック等の規定を満足していることが確認できる。 【防護柵】 ・製品の損傷、キズ、へこみなどかないことが確認できる。 ・防護柵は、垂直に立ち、規格とおりの高さに設置され、通路の路側構造物との位置関係が図られている。 ・連結するボルト等にゆるみがない。 ・支柱とレール、及びロープにゆがみがない。 ・ケーブル型防護柵の曲線部では、支柱がケーブル張力によって傾かないように施工されている。 ・支柱を打ち込む場合は、地盤をゆるめないように注意して施工され、また穴を掘って立て込む場合は、十分に突き固めて埋め戻しされている。 ・支柱を支える基礎は、規格通りにできあがり、高さ、位置は設計図書に適合することが確認できる。 ・防護柵等の床掘りの仕上がり面において、地山の乱れや不陸が生じないように施工していることが確認できる。 ・ガードケーブルを支柱に取付ける場合、設計図書に定められた所定の張力を与えているのが確認できる。 ・ガードケーブルの端末支柱を土中に設置する場合、打設したコンクリートが設計図書に定められた強度以上であることが確認できる。 【視線誘導標・道路標識】 ・製品の損傷、キズ、へこみなどかないことが確認できる。 ・視線誘導標、道路標識は、垂直に立ち、規格とおりの高さに設置され、道路の路側構造物との位置関係が図られている。 ・色彩・反射性能を試験結果報告書などで確認できる。 ・構造物強度・地耐力の確認が出来る。 ・視線誘導標の反射器の角度が適切である。 ・視線誘導標の支柱が沈下するおそれがないよう十分突き固められている。 ・コンクリート基礎の施工では、周囲の締固めが十分に行われている。 ・支柱を支える基礎は、規格通りにできあがり、高さ、位置が設計図書により確認できる。 ・視線誘導標は反射器の角度が変わることの無いよう、土中、コンクリート建込式とも固定されている。 【区画線】 ・ペイント式(常温式)区画線に使用するシンナーの使用量が10%以下である。 ・塗料の空き缶管理が、写真等で確実に空であることが確認できる。 ・施工時の気象条件を考慮し、施工がなされていることが確認できる。 ・施工前に路面を清掃した上で、乾燥後に施工されている。 ・溶融式区画線の施工では溶融滓を適温に管理している。 ・区画線を消去の場合、表示材(塗料)のみの除去となっており、路面への影響が最小限となっていることが確認できる。 ・プライマーの施工にあたって、路面に均等に塗布していることが確認できる。 ・区画線の材料が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 【照明灯】 ・製品に損傷、キズ、へこみなどかないことが確認できる。 ・照明灯は、垂直に立ち、規格とおりの高さに設置され、道路の路側構造物との位置関係が適正である。 ・設計図書に明示以外は、照明灯の方向は、道路法線に直角に対象形になっている。 ・構造物強度・地耐力の確認が出来る。 ・基礎の周囲の締め固めが十分に行われている。 ・支柱を支える基礎は、規格どおりにできあがり、高さ、位置が設計図書により確認ができる。					上記該当あれば……d	上記該当あれば……e

①「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②評価対象外項目の削除後は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値(評価値)で評価する。
③評価値(　　%)＝該当項目数(　　)／評価対象項目数(　　)

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		ばらつきが小さい	ばらついている	ばらつきが大きい	
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。

別紙3の19

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表(土木)

［記入方法］該当する項目の・に○マークを記入する。　　（　検　査　職　員　）

考 査 項 目	細　別	a	a'	b	b'	c	d	e
3．出来形 及び 出来ばえ Ⅱ．品質	維持修繕工事	☆　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。＜判断基準参照＞ （関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験） ※ばらつきの判断基準は別紙―4参照 ☆品質が、試験項目、試験基準及び規格値を満足する。					品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず、品質が劣る。
		【評価対象項目】 【(防雪)柵設置工事(組み立て、収納、撤去)】 ・支線の設置方法及びターンバックルの締め付けが適切であり、堅固に固定されている。 ・返納材料が部材毎に整備され、指定保管場所に適切に集積されていることが確認できる。 ・部材形状がきめ細かに調整され、各スパンが均一に施工されていることが確認できる。 ・締め付けボルト、固定金具の取り付け状況を入念に点検し、施工されていることが確認できる。 ・製品に新材がある場合、キズ、へこみ、塗装のはがれがないことが確認できる。 【舗装道維持修繕工事】 ・設計図書に基づく混合物の配合報告書により適切な混合物の規格が確認できる。 ・舗装が入念に実施されており、周縁部との段差、陥没などなく、確実な密着が確認できる。 ・施工面の水、ゴミ等の有害物を除去後に舗設したことが確認できる。 ・プライマーが適切な方法により均一に散布又は塗布されており、確認できる。 ・打ち換えの舗装補修では、路盤の不陸が確実に修正され、切削工では切削面が平坦にできあがっている。 【道路維持修繕工事】 ・材料(二次製品)の規格、品質が適正であり、証明書等が整備されている。 ・基礎、支柱が沈下しないよう、設置孔の基礎部が十分締め固められ、堅固に立て込まれている。 ・取り替え前に、既存部材の形状等がきめ細かに調整され、支障なく本来の機能が確保されている。 ・盛掛け前に、施工区間内側溝の清掃が実施され、蓋のガタツキがないことが確認される。 ・構造物、道路付属物周辺の除草、伐採が実施されている。 【河床整形工事】 ・施工基面が平滑に仕上げられている。 ・土砂等の流出、既存施設への影響が生じないよう適切に施工している。 ・雑木等の伐採漏れがなく、切断高さは、設計図書に従って、対象範囲を確実に処理している。 ・伐採及び撤去物の処理が適正に行われていることが確認できる ①「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②評価対象外項目の削除後は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値(評価値)で評価する。 ③評価値(　　%)＝該当項目数(　　)／評価対象項目数(　　) ④なお、削除後の評価対象項目数が3項目以下の場合はc評価とする。 ばらつきで判断可能 ばらつきが小さい / ばらついている / ばらつきが大きい / ばらつきで判断不可能 50%以下 / 80%以下 / 80%を超える 評価値 90%以上: a / a' / b / b 75%以上90%未満: a' / b / b' / b' 60%以上75%未満: b / b' / c / c 60%未満: b' / c / c / c 注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。					品質関係の測定箇法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 上記該当あれば……d	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補(手直し)指示を行った。 上記該当あれば……e

別紙3の20

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表(土木)

［記入方法］該当する項目の・に○マークを記入する。　　（ 検 査 職 員 ）

考 査 項 目	細　別	a	a'	b	b'	c	d	e	
3. 出来形 及び 出来ばえ Ⅱ. 品質	港湾築造工事 (浚渫・海岸築造工事を含む)	☆　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。＜判断基準参照＞ (関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験) ※ばらつきの判断基準は別紙―4参照 ☆　品質が、試験項目、試験基準及び規格値を満足する。					品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず、品質が劣る。	
		【評価対象項目】 【共通】 ・濁り防止等環境保全に十分注意して施工していることが確認できる。 ・鋼材の規格・数量がミルシート等(現物照合を含む)で確認できる。 ・溶接及び切断の品質管理に関して仕様書に定められた事項が確認できる。 ・設計図書に基づくコンクリートの配合試験または試験練りが行われており、適切なコンクリートの規格(強度・w/c・最大骨材粒径・塩化物総量等)が確認できる。(JIS A―5308以外の生コンを使用する場合) ・コンクリート打設時の必要な供試体を採取し、強度・スランプ・空気量等が確認できる。 ・施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ、バイブレーターによる締固、養生方法等、適切に行っている。(寒中及び暑中コンクリート等を含む) ・型枠、支保工の組立が適正で、コンクリート打設後、取り外し時期がコンクリート強度等で適正に管理されている。 ・コンクリートの打ち直しや補修の痕跡がない。 ・コンクリート打設時に雨水やわき水が適切に処理されている。 ・コンクリートの現場養生用の供試体が当該現場のものであることが確認できる。 ・コンクリート打設前に打継ぎ目処理を適切に行っていることが確認できる。 ・コンクリート及びセメントコンクリート製品の使用にあたりアルカリ骨材反応抑制対策の適合を確認している。 (高炉地域・C種のセメントを使用したコンクリートの場合は評価対象から除外する) ・コンクリート打設前に、単位水量試験または水セメント比試験を実施している。(平成20年3月14日付技第1037号) ・既設構造物に影響のないよう十分検討して施工されている。 ・捨石、被覆石などの材料の規格・品質が試験成績表等(現物照合を含む)で確認できる。 ・コンクリート打設までの鉄筋の保管管理が適正であることが確認できる。 ・鉄筋の組立・加工が適切であることが確認できる。 ・スペーサーを適切に配置し、鉄筋のかぶりを確保している。 ・鉄筋圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っている。 ・鉄筋の規格・引張強度・曲げ強度の試験値をミルシート等で確認できる。 ・コンクリート打設前に、単位水量試験または水セメント比試験を実施している。(平成20年3月14日付技第1037号) ・重要構造物について、非破壊試験による配筋状態及びかぶり測定・ひび割れ調査を行っている。(平成23年3月14日付技第1025号) ・工事期間中、1日1回は潮位観測を実施して記録していることが確認できる。 ・台風などの異常気象に備えて施工前に避難場所の確保及び退避設備の対策を講じていることが確認できる。 【浚渫・床掘関係】 ・浚渫工又は床掘工についてムラなく設計図書どおりに施工されていることが記録により確認できる。 ・測深資料から施工の適正さが確認できる。 【地盤改良関係】 ・改良材料の品質管理を適切に行っていることが記録で確認できる。 ・浮泥を巻き込まないよう置換材を投入していることが確認できる。 ・サンド・砕石ドレーン、サンドコンパクション及びロッドコンパクションが連続した一様な形状・品質に施工されていることが打ち込み記録等により確認できる。 ・ペーパードレーンが計画深度まで破損なく正常に形成されていることが打ち込み記録により確認できる。 ・サンドコンパクションパイルが連続した一様な形状に施工され、記録により確認できる。 ・ロッドコンパクションの打込記録から、一様な品質の施工が確認できる。 ・深層混合処理の打込記録から、仕様書に定められている事項が確認できる。 ・前記以外の改良工法について、記録から仕様書に定められている事項が確認できる。 ・盛土り土の状況確認及び管理を適切に行っていることが記録で確認できる。 ・打ち込み機の施工に先立ち自動記録装置の性能確認試験がなされている。 ・打ち込み記録が適正に施工管理なされている。 【マット、捨石及び均し関係】 ・マットが破損なく所定の幅で積み重ね合わせられていることが写真記録等により確認できる。 ・捨石、被覆及び根固めがゆるみのないように型固に施工され、記録により確認できる。 ・裏込めが既設構造物及び砕石目地版の破損に注意して施工され、記録により確認できる。						品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 上記該当あれば……d	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補(手直し)指示を行った。 上記該当あれば……e

別紙3の20

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表(土木)

［記入方法］該当する項目の・に○マークを記入する。　　（ 検 査 職 員 ）

考 査 項 目	細　別	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形 及び 出来ばえ Ⅱ. 品質	港湾築造工事 （浚渫・海岸築造工事を含む）	☆　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。＜判断基準参照＞ （関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験） ※ばらつきの判断基準は別紙―4参照 ☆　品質が、試験項目、試験基準及び規格値を満足する。					品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず、品質が劣る。

【本体：杭及び矢板、捨工関係】
・杭及び矢板に損傷及び補修痕がなく施工されている。
・杭及び矢板の打止め施工管理方法等が整備され、かつ記録が確認できる。
・溶接及び切断の品質管理に関して仕様書に定められた事項が確認できる。
・据起こし材を全延長にわたり規定の水平高さに取り付け、ボルトで十分締め付け矢板壁に密着させている。
・鋼材の保管にあたり、変形及び塗覆装面に損傷を与えないよう、適切に処理されている。
・控索材は隅角部等特別な場合を除き矢板法線に対して直角に設置されている。
・捨石等の規格・計量が確認できる。

【本体：ケーソン関係、ブロック据付関係】
・ケーソン進水、仮置、曳航及び回航の施工上の注意事項(仕様書による)が守られている。
・ケーソン仮置に先立ち仮置場を調査し、仮置作業が所定の位置に異常なく行われている。
・ケーソン据付に先立ち、気象・海象等を十分調査し、据付作業が所定の精度で行われている。
・ケーソン据付等及び中詰においてケーソン及び既設構造物等の破損がなく施工されている。
・コンクリートブロック据付に先立ち、気象・海象等を十分調査し、据付作業が所定の精度で行われている。
・ブロック据付等についてブロック及び既設構造物等の破損がなく施工されている。
・乱積でコンクリートブロック相互のかみ合わせがよく、孤立したブロックがないことが確認できる。
・異形ブロック等を現場で製作のものは、型枠組入時に仮組等を実施し、寸法・歪み・傷等をチェックしている。
・異形ブロックの製作で豆板、かけ、型枠の目違いが規定の範囲であることが確認できる。
・有害なクラックがない。

【防波堤工事】
・捨石基礎の均し面が平坦に仕上げられていることが確認できる。
・捨石の基礎に敷設する帆布は、重ね合わせなど適切に行われている。
・捨石基礎は、大小の石でかみ合わせが良く、均し面にゆるみがないよう施工されていることが確認できる。
・岩着の基礎工は、岩の状態を把握し、表面の凹、砂などを除去した上で施工されている。
・水中コンクリートの品質規格が確認できる。

【上部工】
・施工の打ち継ぎ目では、位置が適正で、コンクリート打設前の清掃等が適切に行われている。
・有害なクラックがな

【中詰、被覆などの基礎工】
・中詰めに使用する石の計量が適切であることが確認できる。
・大小の石でかみ合わせ良く、均し面にゆるみがないよう施工されていることが確認できる。
・基礎に敷設する帆布等の破れがなく、所定の重ねが写真記録等により確認できる。
・捨て石基礎の均し面が平坦に仕上げられていることが確認できる。

①「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②評価対象外項目の削除後は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値(評価値)で評価する。
③評価値(　　%)＝該当項目数(　　)／評価対象項目数(　　)
④なお、削除後の評価対象項目数が3項目以下の場合はc評価とする。

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		ばらつきが小さい	ばらついている	ばらつきが大きい	
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。

別紙3の21

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表(土木)

［記入方法］該当する項目の・に○マークを記入する。　　（ 検 査 職 員 ）

考 査 項 目	細　別	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形 及び 出来ばえ Ⅱ. 品質	道路工事	☆　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。＜判断基準参照＞ （関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験） ※ばらつきの判断基準は別紙―4参照 ☆　品質が、試験項目、試験基準及び規格値を満足する。					品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず、品質が劣る。
		【評価対象項目】 【共通】 ・できあがりの平坦性が確保されている。 ・排水勾配が適正にセットされ、水溜まりが生じていない。 ・乗り入れ箇所などの接合部がスムーズに取り付けられている。 ・歩車道境界ブロックなどの製品物の並びがきれいに通っている。 ・付属構造物との接合部など、路盤面にたるみがない。 ・路体盛土の施工前に段切り等を適切に行われている。 ・路体盛土の締め固めを適切な条件で施工されている。 ・路体盛土の密度管理が適切に行われている。 【路床・路盤・路床安定処理】 ・路床・路盤工のプルーフローリングを行っており、沈下等の不具合があった場合は、良質な材料で入れ替える等の対策を行っている。 ・材料の分離しないようにおろす位置、方法等が適正な方法で行われている。 ・構造物周辺の締固め等が適切に行われている。 ・路床・路盤工の密度管理が適切に行われている。 ・材料の品質証明書が整理されている。 ・路盤材に不適な混合物の混入防止が図られ、混入のないことが確認できる。 ・路床・路盤が均一に仕上げられていることが確認できる。 ・軟弱地盤などの地盤改良が試験結果に基づき適正に行われていることが確認できる。 ・固化材は、数量はじめ、安全性が確認できる品質証明が整理されている。(追加) ・固化材の添加量とCBRの関係から目標とするCBRに対応する添加量を求めている。(追加) ・㎡あたり又は1袋あたりの固化材の散布量が確認できる。(追加) ・処理前の軟弱路床土は混地ブルドーザーで所定の高さに整正している。(追加) ・バケットクレーン、ライムスプレッダ、人力等で固化材を所定量均一に散布している。(追加) ・散布及び混合に際して粉塵対策を施す必要がある場合は、防塵型の安定材を用いたり、シートの設置などの対策をとっている。(追加) ・所定の深さまで混合攪拌したことが確認できる。(フェノール液で確認)(追加) ・グレーダー又はブルドーザー等で表面整正を行っている。(追加) ・六価クロム溶脱に対する確認が実施され、本工事が実施されている。(追加) ①「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②評価対象外項目の削除後は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値(評価値)で評価する。 ③評価値(　　%)＝該当項目数(　　)／評価対象項目数(　　) ④なお、削除後の評価対象項目数が3項目以下の場合はc評価とする。					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 上記該当あれば……d	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補(手直し)指示を行った。 上記該当あれば……e

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		ばらつきが小さい	ばらついている	ばらつきが大きい	
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。

別紙3の22

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表(土木)

［記入方法］該当する項目の・に○マークを記入する。　　（ 検 査 職 員 ）

考 査 項 目	細　別	a	a'	b	b'	c	d	e	
3. 出来形 及び 出来ばえ Ⅱ. 品質	歩道工事	☆　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。＜判断基準参照＞ (関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験) ※ばらつきの判断基準は別紙―4参照 ☆　品質が、試験項目、試験基準及び規格値を満足する。					品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず、品質が劣る。	
		【評価対象項目】 【土工】 ・振削を行うにあたり路床以下を乱さないように施工していることが確認できる。 ・締固めを適正な条件で施工していることが確認できる。 【路盤・舗装工】 ・表面排水が良好である。 ・アスファルト舗装の現場密度、舗設温度等の品質管理が適切に行われている。 ・設溌解消などバリアフリー対策として舗装の平坦性が確保されている。 ・路盤工の密度管理が適正に実施されている。 ・材料の品質証明書が整理されている。 ・構造物周辺の締め固めが適切に実施されている。 【付属構造物等】 ・コンクリート側溝が平坦に仕上げられ、蓋の収まりが良く、ガタツキがない。 ・付属構造物・製品等の規格、品質、性能等が成績証明書で確認できる。 ・排水勾配が適正にセットされ、水溜まりが生じていない。 ・付属構造物との接合部などで、舗装面のたわみがない。						品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 上記該当あれば……d	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補(手直し)指示を行った。 上記該当あれば……e

①「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②評価対象外項目の削除後は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値(評価値)で評価する。
③評価値(　　%)＝該当項目数(　)／評価対象項目数(　)
④なお、削除後の評価対象項目数が3項目以下の場合はc評価とする。

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		ばらつきが小さい	ばらついている	ばらつきが大きい	
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。

別紙3の23

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表(土木)

［記入方法］該当する項目の・に○マークを記入する。　　（検査職員）

考査項目	細別	a	a'	b	b'	c	d	e	
3．出来形及び出来ばえ Ⅱ．品質	消雪工事	☆　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。＜判断基準参照＞ (関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験) ※ばらつきの判断基準は別紙―4参照 ☆　品質が、試験項目、試験基準及び規格値を満足する。					品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず、品質が劣る。	
		【評価対象項目】 【削井工・取水施設工】 ・材料の品質規格証明書等が整備されている。 ・設計図書に示められたとおりにストレーナーの位置が正確に設置されている。 ・ケーシングパイプの挿入に壁面の崩壊がないことが確認できる。 ・充填材にに均一な砂利が使われている。 ・井戸が鉛直であることが確認できる。 ・揚水試験を適切に行い、施工に反映している。 ・削井完了後、電気検層により記録が適正に管理されている。 ・ポンプの据え付け位置が適切である。 ・電気設備及びポンプが正常に稼働することが確認できる。 ・機器の性能・機能が設計図書どおりであることが確認できる。 ・製造者による試験等が的確に行われ、設計図書に適合する証明書が整備されている。 ・施工の品質・形状が的確で良好な施工である。 ・機器の適切性が確認でき、試験運転の記録が確認できる。 ・不可視部分が写真等の資料から適切に施工されたことが確認できる。						品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 上記該当あれば……d	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補(手直し)指示を行った。 上記該当あれば……e
		【散水工】 ・コンクリート二次製品の場合は、損傷のないもので、品質、規格が証明書により確認できる。 ・アスファルトカッターによる舗装切断は、慎重な施工によるやり直しがないことが確認できる。 ・掘削面以下を乱さないように入念に施工され、施工基面が平坦に仕上げられている。 ・補修痕等がなく、施工方法が適正に行われたことが工事中写真等の記録により確認できる。 ・ノズルのコンクリート面が平坦に仕上げられ、孔の位置が流動方向を考慮して適切に設置されている。 ・既設構造物との取り合い、及び曲線部の施工が適切に行われている。 ・鉄筋及びコンクリートの施工が適切に行われている。 ・二次製品は、ブロックの接合でねじれがなく、滑らかで、かつ適切な間間隔で施工されていることが確認できる。 ・現場打ちのノズル位置が適正に設置されていることが確認できる。 ・二次製品の設置後の埋め戻しは、締め固めに注意が払われ、適切に行われ、沈下の状況がなく、隣接ブロックと滑らかである。							

①「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②評価対象外項目の削除後は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値(評価値)で評価する。
③評価値(　　%)＝該当項目数(　　)／評価対象項目数(　　)
④なお、削除後の評価対象項目数が3項目以下の場合はc評価とする。

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		ばらつきが小さい	ばらついている	ばらつきが大きい	
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。

別紙3の24

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表(土木)

［記入方法］該当する項目の・に○マークを記入する。　　（ 検 査 職 員 ）

考査項目	細　別	a	a'	b	b'	c	d	e
3．出来形及び出来ばえ Ⅱ．品質	下水道工事	☆　品質関係の試験結果のばらつき上評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。＜判断基準参照＞ (関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験) ※ばらつきの判断基準は別紙―4参照 ☆　品質が、試験項目、試験基準及び規格値を満足する。					品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず、品質が劣る。
		【評価対象項目】 【共通】 ・マンホールにおいて出来形管理基準を満足し、連結部には止水シール、止水ゴムが適切に設置されている。 ・インバートは形状、勾配等が適正で漏水がない。 ・防食被覆が入念に実施され、かつ表面が滑らかである。 ・マンホールにおいて各部材にクラック等がなく、漏水がない。 ・マンホールの足掛金具の位置、方向、出が適正で、鉄蓋位置については、ガタツキがなく仕上がり、天端高さも適正である。 ・材料の品質規格証明書等が整備されている。 ・出来形管理基準を満足しており、目立った屈曲や沈下がない。 ・管渠において漏水個所がなく、影響を与えるクラックや変形がない。 ・管渠継ぎ手部及びマンホール連結部の目地仕上げが良好である。 ・不可視部分が写真等の資料から適正に施工されていたことが確認できる。 ・マンホール用品の規格・品質がミルシートで確認できる。 ・管渠の規格・品質がミルシートで確認できる。					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 上記該当あれば……d	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が赤黒(手直し)指示を行った。 上記該当あれば……e
		【開削工】 ・管渠継ぎ手部ボルトの締め付け確認が実施され、適正に記録が管理されている。 ・置き換えのための掘削を行うにあたり掘削面以下を乱さないように施工している。 ・埋め戻しにおいて締固めが適正な方法で施工されており、工事終了後に沈下がない。 ・混合物の温度管理が、プラント出荷時・現場到着時・舗設時等で整理・記録されている。 ・管渠の接合状況が良好であることが確認できる。 ・管の周辺に空隙、ゆるみがない。 【推進工】 ・防食被覆が入念に施工されていることが確認できる。 ・管底に水がたまった形跡がない。 ・裏込注入工において限礼・注入の状況及び効果が管理資料から確認できる。 ・排水処理工において送排泥管の流量測定記録、逸水の管理が適正に実施されていることが確認できる。 ・測量及び観測結果を毎日整理し、それに基づいた施工が行われていることが確認できる。 ・常に切羽及び地表面の状態を観測して施工されていることが確認できる。 ・地盤改良工の施工管理状況がデータで確認できる。 【シールド】 ・セグメントの規格・品質がミルシートで確認できる。 ・溶接作業にあたり作業員の技量確認を行っている。 ・二次コンクリート打設前に付着物除去のための十分な水洗清掃を行っていることが確認できる。 ・常に切羽及び地表面の状態を観測して施工されていることが確認できる。 ・シールド推進作業等がデータで確認できる。 ・裏込め注入状況がデータで確認できる。 ・地盤改良工の施工管理状況がデータで確認できる。 ①「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②評価対象外項目の削除後は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値(評価値)で評価する。 ③評価値(　　%)＝該当項目数(　　)／評価対象項目数(　　) ④なお、削除後の評価対象項目数が3項目以下の場合は±評価とする。						

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		ばらつきが小さい	ばらついている	ばらつきが大きい	
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。

別紙3の25

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表(土木)

［記入方法］該当する項目の・に○マークを記入する。　　（検査職員）

考査項目	細別	a	a'	b	b'	c	d	e
3．出来形及び出来ばえ Ⅱ．品質	砂防構造物工事 本体：ダブルウォール 前庭・側壁：コンクリート構造物	☆　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。＜判断基準参照＞ (関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験) ※ばらつきの判断基準は別紙―4参照 ☆　品質が、試験項目、試験基準及び規格値を満足する。					品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず、品質が劣る。
		【評価対象項目】 【共通】 ・地山との取り合わせが適切に行われている。 ・施工基面が平滑に仕上げられ、所定の強度が確保されている。(出来上がりが波打っていない) ・材料の品質規定証明書が整備されている。 【砂防構造物工事に適用】 ・設計図書に基づくコンクリートの配合試験または試験練りが行われており、適切なコンクリートの規格(強度・w／c・最大骨材粒径・塩化物総量等)が確認できる。(JIS　A―5308以外の生コンを使用する場合) ・コンクリート打設時の必要な供試体を採取し、強度・スランプ・空気量等が確認できる。 ・施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ、バイブレーターによる締固、養生方法等、適切に行っている。(寒中及び暑中コンクリート等を含む) ・型枠、支保工の組立が適正で、コンクリート打設後、取り外し時期がコンクリート強度等で適正に管理されている。 ・コンクリートの打ち直しや補修の痕跡がない。 ・コンクリート打設時に雨水やわき水が適切に処理されている。 ・コンクリートの現場養生用の供試体が当該現場のものであることが確認できる。 ・コンクリート打設前に打継ぎ目処理を適切に行っていることが確認できる。 ・コンクリート及びモルタルコンクリート製品の使用にあたりアルカリ骨材反応抑制対策の適合を確認している。 (高炉B種・C種のセメントを使用したコンクリートの場合は評価対象から除外する) ・コンクリート打設前に、単位水量試験または水セメント比試験を実施している。(平成20年3月14日付技第1037号) ・基礎地盤が確認され、適切に基礎面が仕上げられていることが確認できる。 ・排水パイプ、吸い出し防止材が適切に施工されていることが確認できる。 ・有害なクラックがない。 【ダブルウォール工】 ・矢板、タイロッド等の品質がミルシート等で確認できる。 ・鋼材に損傷及び補修痕がないことを確認できる。 ・矢板の打ち込みは、ぶれ、よじれ、倒れがなく、かみ合わせが適切である。 ・矢板の打止め施工管理方法等が整備され、かつ記録されている。 ・腹起こし材を全延長にわたり規定の水平高さに取り付け、ボルトで十分締め付け矢板壁に密着されている。 ・鋼材の保管管理が適正であることが確認できる。 ・適正な盛土材を使用し、巻出し厚が所定の厚さで入念に行われている。 ・構造物周辺の締め固め等の処理を適正に行っている。 ・ダブルウォール材の施工に、ずれ、歪み、はらみ、損傷がないことが確認できる。 ・盛土材の締固め管理を適正に実施している。					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 上記該当あれば……d	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補(手直し)指示を行った。 上記該当あれば……e

①「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②評価対象外項目の削除後は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値(評価値)で評価する。
③評価値(　　%)＝該当項目数(　　)／評価対象項目数(　　)
④なお、削除後の評価対象項目数が3項目以下の場合はc評価とする。

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		ばらつきが小さい	ばらついている	ばらつきが大きい	
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。

別紙3の26

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表(土木)

［記入方法］該当する項目の・に○マークを記入する。　　（ 検 査 職 員 ）

考 査 項 目	細　別	a	a'	b	b'	c	d	e
3．出来形及び出来ばえ Ⅱ．品質	その他工事	☆　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。＜判断基準参照＞ (関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験) ※ばらつきの判断基準は別紙―4参照 ☆　品質が、試験項目、試験基準及び規格値を満足する。					品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず、品質が劣る。
		【評価対象項目】 ・考査項目記述(　　) ・考査項目記述(　　) ・考査項目記述(　　) ・考査項目記述(　　) ・考査項目記述(　　)					品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 上記該当あれば……d	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補(手直し)指示を行った。 上記該当あれば……e

①幸主たる工種の考査項目で考査し、最大考査項目は5項目とする。
②評価対象外項目の削除後は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値(評価値)で評価する。
③評価値(　　%)＝該当項目数(　　)／評価対象項目数(　　)

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		ばらつきが小さい	ばらついている	ばらつきが大きい	
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。

別紙3の26―1

工事成績採点の考査項目の考査項目別運表（土木）

［記入方法］該当する項目の・に○マークを記入する。　　（検査職員）

考査項目	工　種	a	a'	b	b'	c	d	e
3．出来形及び出来ばえ	下水道工事［管渠補修工事］	☆　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ （関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験） ※　ばらつきの判断基準は別紙―4参照 ☆　品質が、試験項目、試験基準及び規格値を満足する。					・品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	・品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず、品質が劣る。
Ⅱ 品 質		［評価対象項目］ 【SPR工法】 ・　事前に管渠内を調査し、劣化部除去後フェノールフタレイン溶液にて、中性化状況を確認している。 ・　表面部材（SPRプロファイル）金属部材（スチール補給材）の構造、寸法、物性が材料検査成績書により確認できる。 ・　充填材（SPRモルタル）の材質、物性、配合等について材料検査成績表により確認できる。 ・　材料の物質、物性、配合等について材料承認願いを提出し、承認をうけている。 ・　二次製品の受け取りを現場代理人などの責任ある者が、製品を確認し受け取り、損傷のないもので施工されている。 ・　表面部材、金属部材の保管場所が屋内である。やむを得ず屋外の場合は紫外線遮光シートなどで全体を覆って保管している。 ・　スチール補強材の保管は著しい発錆が無いように適切に保管を行っている。 ・　プロファイルドラムの搬送・搬入時にはその重量を把握し、適切な荷積・荷降ろし機械を用い、損傷を与えないように細心の注意が払われている。 ・　製管距離が長くなる場合、現場においてプロファイル同士を熱圧着（小口径）、又は塩ビ溶接（大口径：人間が入る場合）して接続していることが確認できる。 ・　モルタルは水和性を有するため、保管及び搬送・搬入時には梱包された状態を維持し、水漏れや結露が無いように適切な処置がとられている。 ・　モルタル注入時に比重測定（1.20以上）を行っている。 ・　初回時の混練りにおいて引き抜きフローを実施している。 ・　裏込め注入時に採取した供試体により、圧縮強度試験を実施し注入日ごとに強度を確認している。 ・　モルタル使用量は、空袋で使用数量が確認できる。 ・　再生管と既設マンホールとの取り合い箇所仕上げ部においては、浸入水、仕上げ材の剥離及びひび割れ等の異常の無いことが確認できる。 ・　再生管の変形・浮上による縦断勾配の不陸等の欠陥や異常箇所が無いことが確認できる。 ・　再生管径800mm以上の場合、管内の打音検査などで裏込め材の充填状況を確認している。また、再生管径800mm未満の場合には両側マンホール管口付近の打音検査などで裏込め材の充填状況を確認している。 ・　マンホールの仕上げ部においては、浸入水、仕上げ材の剥離及びひび割れ等の異常が無いことが確認できる。 ・　中心線の通りが良い。 【3Sセグメント工法】 ・　表面部材（3Sセグメント材）の構造、寸法、物性が材料検査成績書により確認できる。 ・　3S充填材（モルタル）の材質、物性、配合等について材料検査成績表により確認できる。 ・　材料の物質、物性、配合等について材料承認願いを提出し、承認をうけている。 ・　二次製品の受け取りを現場代理人などの責任ある者が、製品を確認し受け取り、損傷のないもので施工されている。 ・　表面部材、金属部材の保管場所が屋内である。やむを得ず屋外の場合は紫外線遮光シートなどで全体を覆って保管している。					・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示をを行い改善された。 上記該当あれば・・・・d	・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補（手直し）指示を行った。 上記該当あれば・・・・e

別紙3の26―1

工事成績採点の考査項目の考査項目別運表（土木）

［記入方法］該当する項目の・に○マークを記入する。　　（検査職員）

考査項目	工　種	a	a'	b	b'	c	d	e
3．出来形及び出来ばえ	下水道工事［管渠補修工事］	☆　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ （関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験） ※　ばらつきの判断基準は別紙―4参照 ☆　品質が、試験項目、試験基準及び規格値を満足する。					・品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	・品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず、品質が劣る。
Ⅱ 品 質		・　3Sセグメントの搬送・搬入時には、適切な荷積・荷降ろしにより、損傷を与えないように細心の注意が払われている。 ・　ボルト・ナットで3Sセグメント材を連結する際には、あらかじめエアーハンドツールの締め付けトルクを確認している。 ・　3Sセグメントを組み立てる際に、接合部には水密性を確保するためのシール材を塗布している。 ・　現場に搬入された3Sセグメントは、傷、亀裂、割れがなく、表面が平滑であることが確認できる。 ・　充填材は水和性を有するため、保管及び搬送・搬入時には梱包された状態を維持し、水漏れや結露が無いように適切な処置がとられている。 ・　更正工の直前に管渠内の洗浄を充分に行い、土砂、小石、管壁破損等を完全に除去している。 ・　洗浄後にTVカメラまたは目視にて、管渠内が充分に洗浄されているかどうかの確認を行っている。 ・　充填材の配合はバッチ毎に1回、充填材25kg当たり、5.3lを注水している。 ・　充填材の混練りにおいて注入日ごとに、引き抜きフロー値測定を実施している。 ・　下水共用下の施工は水深25cm以下とし、充填材の注入に支障となるような多量の浸入水がある場合は、仮止水工を実施している。 ・　再生管の変形・変位を防止するため、注入口の間隔に合わせて支保工を設置している。 ・　管渠内から目視により確実に充填されているか確認し、縦断方向及び延長方向へ偏たりが生じないよう、バルブ切り替えや注入速度の調整を行い確実な施工を行っている。 ・　充填材の注入量は流量計により連続計測し、実注入量と計画注入量とを比べて大きな差異のないことが確認できる。 ・　充填材の注入により過大な側圧等が作用しないように、管径に応じて分割注入している。 ・　充填材の注入は、外気温が5℃～35℃以外の場合は適切な処理（混練水の温度調節等）を行っている。 ・　注入作業の完了を判断するために、充填材が管口のエアー抜き管から流出することを確認している。 ・　充填材の凝結後、注入カプラーを外し注入口カバーを取り付けている。 ・　充填材は、裏込め注入時に採取した供試体により、圧縮強度試験を実施し注入日ごとに強度を確認している。 ・　充填材使用量は、空袋で使用数量の確認できる。 ・　再生管の変形・浮上による縦断勾配の不陸等の欠陥や異常箇所が無いことが確認できる。 【ダンビー工法】 ・　事前に管渠内を調査し、管渠内に突起物や欠損、浸入水がある場合は、必要に応じて補修している。 ・　施工適用範囲外の段差や管ズレがある場合は、モルタル等のすり付けにより施工可能な状態にしている。 ・　スペーサー・ストリップ・ジョイナーの構造、寸法、物性が材料検査成績書により確認できる。 ・　材料の物質、物性、配合等について材料承認願いを提出し、承認をうけている。 ・　二次製品・材料の受け取りを現場代理人などの責任ある者が、製品を確認し受け取り、損傷のないもので施工されている。 ・　ストリップの搬送・搬入時には適切な荷積・荷降ろし機械を用い、損傷を与えないように細心の注意が払われている。 ・　ダンビー充填材（充填材1）、最終注入用充填剤（充填材2）は水和性を有するため、保管及び搬送・搬入時には梱包された状態を維持し、水漏れや結露がないように適切な処置がとられている。 ・　充填材1の段階注入時間の目安として、ストップウォッチによるゲルタイムの確認を実施している。						

別紙3の26―1

工事成績採点の考査項目の考査項目別運表（土木）

［記入方法］該当する項目の・に○マークを記入する。　　（検査職員）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>工　種</th><th>a</th><th>a'</th><th>b</th><th>b'</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td>3．出来形及び出来ばえ</td><td>下水道工事［管渠補修工事］</td><td colspan="5">☆　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞
（関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験）
※　ばらつきの判断基準は別紙―4参照
☆　品質が、試験項目、試験基準及び規格値を満足する。</td><td>・品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。</td><td>・品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず、品質が劣る。</td></tr>
<tr><td>Ⅱ
品
質</td><td></td><td colspan="5">・　JAロートによるコンシステンシー試験として、充填材1のフロー値の測定を実施している。
・　500mlのメスシリンダーを用いて、充填材2の比重（1.8）を測定している。
・　流量計により、注入ポンプの吐出量を計測している。
・　注入時に管内及び管口に充填材が漏れ出していないことを確認している
・　最終段階の注入が完了した後、注入口部の充填を行うため、立ち上げ管を設けて補足注入を行っている。
・　管内注入口は、パテと専用のキャップを用い閉塞処理していることが確認できる。
・　両端部の充填材露出防止用コーキング材の充填状況を確認している。
・　裏込め注入時に採取した供試体により、一軸圧縮強度試験を実施している。
・　充填材使用量は、空袋で使用数量が確認できる。
・　再生管と既設マンホールとの取り合い箇所仕上げ部においては、浸入水、仕上げ材の剥離及びひび割れ等の異常の無いことが確認できる。
・　再生管の変形・浮上による縦断勾配の不陸等の欠陥や異常箇所が無いことが確認できる。
・　再生管内の打音検査などで裏込め材の充填状況を確認している。

①「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②評価対象外項目の削除後は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値（評価値）で評価する。
③評価値（　　%）＝該当項目数（　）／評価対象項目数（　）
④なお、削除後の評価対象項目数が3項目以下の場合はC評価とする。

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th></tr>
<tr><th>ばらつきが小さい</th><th>ばらついている</th><th>ばらつきが大きい</th></tr>
<tr><th colspan="2"></th><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th><th></th></tr>
<tr><td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr>
<tr><td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr>
<tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr>
<tr><td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr>
</table>
注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。</td></tr>
</table>

別紙3の26―2

工事成績採点の考査項目の考査項目別運表（土木）

［記入方法］該当する項目の・に○マークを記入する。　　（検査職員）

考査項目	工　種	a	a'	b	b'	c	d	e
3．出来形及び出来ばえ	下水道工事［反応タンク覆蓋設置工事］	☆　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ （関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験） ※　ばらつきの判断基準は別紙―4参照 ☆　品質が、試験項目、試験基準及び規格値を満足する。					・品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	・品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず、品質が劣る。
Ⅱ 品 質		［評価対象項目］ ・　使用材料（ボルト・塗料等）の品質がミルシート、性能試験等で確認できる。 ・　FRP材料の物性検査（曲げ強度、曲げ弾性率、引張り強さ、圧縮強さ、樹脂含有率）等が実施されており、規格値を満足していることが確認できる。 ・　積雪深1.00m想定の2.94KN／㎡（300kg／㎡）を満たしていることが確認できる。 ・　覆蓋の強度試験において、設計荷重を載荷した後中央部のたわみ量が規定以内に入っており、破壊もしくは著しい変形が無い。 ・　現場での保管が風、ゴミ等に影響を受けないよう適正に管理されている。 ・　防食塗装する面が乾燥状態であることが確認できる。 ・　施工時の天候、気温及び湿度等の条件が整理・記録されており、適正な気象条件下で防食塗装をしている。 ・　防食塗装が規定の厚さで施工されていることが確認できる。 ・　防食被覆（塗装）の表面にしわ、わら、はがれ、われのないことが確認できる。 ・　防食塗装の使用量が納品書及び空缶等により確認できる。 ・　運搬された覆蓋を注意して取り卸しており、はがれ、われの無いことが確認できる。 ・　覆蓋の保管にあたり、変形及び塗層面に損傷を与えていないように適切に管理されている。 ・　取付後、覆蓋にキズ、へこみ、塗層のはがれがないことが確認できる。 ・　移動用車輪は覆蓋取付け後、スムーズに可動することが確認できる。 ・　アンカーの施工長さが確認され、確実に固定されている。 ・　アンカー金具の引き抜き試験を実施し、適切に管理されている。 ・　フラットタイプ覆蓋の受枠のがたつきが無いことが確認できる。 ・　ボルトの締付確認が実施され、適切に記録が管理されている。 ・　ボルトの締付機、測定機器のキャリブレーションを実施している。 ①「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②評価対象外項目の削除後は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値（評価値）で評価する。 ③評価値（　　%）＝該当項目数（　）／評価対象項目数（　） ④なお、削除後の評価対象項目数が3項目以下の場合はC評価とする。					・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示をを行い改善された。 上記該当あれば・・・・d	・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補（手直し）指示を行った。 上記該当あれば・・・・e

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		ばらつきが小さい	ばらついている	ばらつきが大きい	
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

別紙3の26―3

工事成績採点の考査項目の考査項目別運表（土木）

［記入方法］該当する項目の・に○マークを記入する。　　（検査職員）

考査項目	工　種	a	a'	b	b'	c	d	e
3．出来形及び出来ばえ	下水道工事［可とうジョイント設置工事］	☆　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ （関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験） ※　ばらつきの判断基準は別紙―4参照 ☆　品質が、試験項目、試験基準及び規格値を満足する。					・品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	・品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず、品質が劣る。
Ⅱ 品 質		［評価対象項目］ ・　使用材料の品質がミルシート、性能試験等で確認できる。 ・　ジョイント材料（伸縮ゴム）の物性検査（硬さ、引張強度、伸び率）等が実施されており、規格値を満足していることが確認できる。 ・　オゾン劣化試験で異常のないことが確認できる。 ・　運搬されたジョイント（伸縮ゴム）を注意して取り卸し、ヒビ、われの無いことが確認できる。 ・　下地処理（樹脂モルタル等）が平滑に実施されていることが確認できる。 ・　アンカーの施工長さが確認され、確実に固定されている。 ・　アンカー金具の引き抜き試験を実施し、適切に管理されている。 ・　ボルトの締付（トルク）確認が実施され、適切に記録が管理さている。 ・　ボルトの締付機、測定機器のキャリブレーションを実施している。 ・　ボルトの取付け位置が設計どおりの間隔で設置されている。 ・　伸縮ゴムとスパンシールを押さえ板・ボルトナットで締付けることにより、水密性を確保していることが確認できる。 ・　樹脂モルタル等の施工に支障となるような浸入水がある場合は仮止水工を実施している。 ・　樹脂モルタル等の使用量が納品書及び空袋等により確認できる。 ・　シール材の施工において細やかな配慮がなされている。 ①「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②評価対象外項目の削除後は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値（評価値）で評価する。 ③評価値（　　%）＝該当項目数（　）／評価対象項目数（　） ④なお、削除後の評価対象項目数が3項目以下の場合はC評価とする。					・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示をを行い改善された。 上記該当あれば・・・・d	・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補（手直し）指示を行った。 上記該当あれば・・・・e

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		ばらつきが小さい	ばらついている	ばらつきが大きい	
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

別紙3の26―4

工事成績採点の考査項目の考査項目別運表（土木）

［記入方法］該当する項目の・に○マークを記入する。　　（検査職員）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>工　種</th><th>a　a'　b　b'　c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td>3．出来形及び出来ばえ</td><td>下水道工事［マンホール更生工事］（MLR工法）</td><td>☆　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。（判断基準参照）
（関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験）
※　ばらつきの判断基準は別紙―4参照
☆　品質が、試験項目、試験基準及び規格値を満足する。</td><td>・品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。</td><td>・品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず、品質が劣る。</td></tr>
<tr><td>Ⅱ
品
質</td><td></td><td>［評価対象項目］
・　MLRモールドの性状、物性が試験成績証明書等で確認でき、規格値を満足している。
・　事前にマンホール内を調査し、人孔内に破損、クラック、目地ズレ、腐食、コンクリートの老朽化等がある場合は高圧洗浄を行い、必要に応じて不陸調整、中和剤塗布等の下地処理を行っていることが確認できる。
・　MLRモールドG（下地側）にMLR注入樹脂を塗布していることが確認できる。
・　MLR注入樹脂硬化前に硅砂を均等に散布していることが確認できる。
・　MLRグラウト材のコンシステンシー試験として、漏斗硫化時間の測定を実施している。
・　MLRグラウト材の圧縮強度試験を実施し、強度管理を行っている。
・　MLRグラウト材の練り上がり容積重量2.05（kg／l）が確認できる。
・　MLRグラウト材（MLR粉体セメント、混和液）使用量は、空袋、空缶で使用数量が確認できる。
・　MLRモールドの打音検査などでグラウト注入材が確実充填されていることが確認できる。
・　硫酸の侵入を遮断するため、継目部、端部処理は、特に注意して施工していることが目視で確認できる。
・　被覆にしわ、むら、はがれ、われがなく、曲がり、凸凹が無いことが目視で確認できる。

①「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②評価対象外項目の削除後は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値（評価値）で評価する。
③評価値（　　%）＝該当項目数（　）／評価対象項目数（　）
④なお、削除後の評価対象項目数が3項目以下の場合はCで評価とする。

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th></tr>
<tr><th>ばらつきが小さい</th><th>ばらついている</th><th>ばらつきが大きい</th></tr>
<tr><th colspan="2"></th><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th><th></th></tr>
<tr><td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr>
<tr><td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr>
<tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr>
<tr><td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr>
</table>
注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。</td><td>・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示をを行い改善された。

上記該当あれば・・・・d</td><td>・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補（手直し）指示を行った。

上記該当あれば・・・・e</td></tr>
</table>

別紙3の26―5

工事成績採点の考査項目の考査項目別運表（土木）

［記入方法］該当する項目の・に○マークを記入する。　　（検査職員）

考査項目	工　種	a　a'　b　b'　c	d	e
3．出来形及び出来ばえ	下水道工事［マンホール・管口の耐震化工法］	☆　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ （関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験） ※　ばらつきの判断基準は別紙―4参照 ☆　品質が、試験項目、試験基準及び規格値を満足する。	・品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	・品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず、品質が劣る。
Ⅱ　品　質		［評価対象項目］ 【共通】 ・　現場での材料の保管が適正に管理されている。 【管口耐震化（マグマロック工法）】 ・　ゴムスリーブの基本物性検査（引張り試験、老化試験、圧縮永久ひずみ率）等が実施されており、規格値を満足していることが確認できる。 ・　ステンレススリーブの基本物性検査（引張り強さ、硬度、引張り破断時の最大伸び）等が実施されており、規格値を満足していることが確認できる。 ・　誘導目地の切削深さ、位置を決めるため、事前に測定している。 ・　誘導目地が管の厚さの一部を残して切り込んであることが確認できる。 ・　誘導目地へのシール材が隙間なく充填されていることが確認できる。（水中も） ・　シール材の使用量が納品書及び空缶等により確認できる。 ・　ゴムスリーブが確実に設置されていることが写真等で確認できる。 ・　ステンレススリーブ（SUS316）に固定金具を挿入した後、固定用ジャッキで圧入し、更に拡径し、、固定していることが確認できる。 ・　マグマロック設置工における油圧ジャッキの圧力基準が管理基準内に入っている。 【マンホール浮上抑制（セフティパイプ工法）】 ・　使用材料（集水管・止水エントランスゴム・集水管ゴム・逆止弁等）の品質がミルシート、性能試験等で確認できる。 ・　集水管の施工長さが確認され、確実に固定されている。 ・　集水管の方向、角度が設計図書どおりに施工されていることが確認できる。 ・　集水管の位置、数量が設計図書どおり施工されていることが確認できる。 【マンホール浮上抑制（ハットリング）】 ・　使用材料（浮上抑制ブロック・固定バンド・バックアップ材等）の品質がミルシート、性能試験等で確認できる。 ・　掘削底面部は浮上抑制ブロックの沈下防止を防ぐため十分転圧されていることが確認できる。 ・　固定バンドが所定の位置に取付けられていることが確認できる。 ・　固定バンドの締付確認が実施され、所定のトルク値で締め付けられており、適切に記録が管理されている。 ・　固定バンドの締付器、測定機器のキャリブレーションを実施している。 ・　マンホール本体と浮上防止ブロックの間の隙間を維持するために、パイプ等をマンホールの外側に立て、浮上抑制ブロック浮上抑制ブロックを設置している。 ・　マンホール本体と浮上抑制ブロックとの間に隙間があり、地震時に別々の挙動を示すようになっていることが確認できる。 ・　マンホールの外周部と浮上抑制ブロックの隙間にバックアップ材が隙間なく充填されていることが確認できる。 ・　マンホール浮上抑制ブロックに偏土圧がかからないように均等に埋め戻していることが確認できる。	・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示をを行い改善された。 上記該当あれば・・・・d	・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補（手直し）指示を行った。 上記該当あれば・・・・e

別紙3の26―5

工事成績採点の考査項目の考査項目別運表（土木）

［記入方法］該当する項目の・に○マークを記入する。　　（検査職員）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>工　種</th><th colspan="5">a　　a'　　b　　b'　　c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td>3．出来形及び出来ばえ</td><td>下水道工事
［マンホール・管口の耐震化工法］</td><td colspan="5">☆　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞
（関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験）
※　ばらつきの判断基準は別紙―4参照
☆　品質が、試験項目、試験基準及び規格値を満足する。</td><td>・品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。</td><td>・品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず、品質が劣る。</td></tr>
<tr><td>Ⅱ
品
質</td><td></td><td colspan="5">・　土砂流出防止ネットが擁壁周囲に折り曲げられていることが確認できる。
・　補助ブロックと連結する鋼材とのボルト締付確認が実施され、適切に記録が管理されている。
・　アスファルト舗装の舗設温度等の品質管理が適切に行われている。

①「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②評価対象外項目の削除後は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値（評価値）で評価する。
③評価値（　　%）＝該当項目数（　）／評価対象項目数（　）
④なお、削除後の評価対象項目数が3項目以下の場合はC評価とする。

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきで
判断不可能</th></tr>
<tr><th>ばらつきが小さい</th><th>ばらついている</th><th>ばらつきが大きい</th></tr>
<tr><th colspan="2"></th><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th></tr>
<tr><td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr>
<tr><td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr>
<tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr>
<tr><td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr>
</table>
注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。</td><td></td><td></td></tr>
</table>

別紙3の26―6

工事成績採点の考査項目の考査項目別運表（土木）

［記入方法］該当する項目の・に○マークを記入する。　　（検査職員）

考査項目	工　種	a	a'	b	b'	c	d	e
3．出来形及び出来ばえ	水管橋工事（伸縮可とう管工事）	☆　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ （関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験） ※　ばらつきの判断基準は別紙―4参照 ☆　品質が、試験項目、試験基準及び規格値を満足する。					・品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	・品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず、品質が劣る。
Ⅱ 品 質		［評価対象項目］ 【工場製作関係】 ・　鋼材の員数照合がミルシート等（現物照合を含む）で確認されている。 ・　塗装する面が乾燥状態であることが確認できる。 ・　素地調整の場合、第1種ケレン後4時間以内に金属前処理塗装を実施していることが確認できる。 ・　塗料の空缶管理が、写真等で確実に空であることが確認できる。 ・　塗料の品質が出荷証明書、塗料証明書で確認できる。 ・　塗装前の処理が適切に実施されていることが確認できる。 ・　仕様書に定められた制限内の気温、湿度の条件下で塗装を行っていることが確認できる。 ・　溶接作業にあたり、作業員の技量確認を行っている。 ・　伸縮可とう管の構造、寸法、水圧試験等が実施され、試験成績表等で確認できる。 ・　放射性透過試験により溶接箇所の試験結果報告書が作成され、適正に実施されたことが確認できる。 【架設関係】 ・　ボルトの締付確認が実施され、適切に記録が保管されている。 ・　ボルトの締付機、測定機器のキャリブレーションを実施している。 ・　ボルトの品質がミルシート等で確認できる。 ・　鋼材の保管にあたり変形及び塗装面に損傷を与えないように適切に管理されている。 ・　現場架設後、水漏れしていないことが確認できる。 ・　現場塗装で塗り残し、むら等がない。 ・　フランジの据付で、コンクリート面のチッピング及びモルタル付着が確認でき、仕上げ面が平坦に出来ている。 ①「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②評価対象外項目の削除後は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値（評価値）で評価する。 ③評価値（　　%）＝該当項目数（　）／評価対象項目数（　） ④なお、削除後の評価対象項目数が3項目以下の場合はC評価とする。					・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示をを行い改善された。 上記該当あれば・・・・d	・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補（手直し）指示を行った。 上記該当あれば・・・・e

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		ばらつきが小さい	ばらついている	ばらつきが大きい	
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

別紙3の26―7

工事成績採点の考査項目の考査項目別運表（土木）

［記入方法］該当する項目の・に○マークを記入する。　　（検査職員）

考査項目	工　種	a	a'	b	b'	c	d	e
3．出来形及び出来ばえ	（下水道） コンクリート構造物工事 （重力濃縮槽・等）	☆　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ （関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験） ※　ばらつきの判断基準は別紙―4参照 ☆　品質が、試験項目、試験基準及び規格値を満足する。					・品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	・品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず、品質が劣る。
Ⅱ 品 質		［評価対象項目］ 【コンクリート構造物】 ・　設計図書に基づくコンクリートの配合試験または試験練りが行われており、適切なコンクリートの規格（強度・w／c・最大骨材粒径・塩化物総量等）が確認できる。（JIS　A―5308以外の生コンを使用する場合） ・　コンクリート打設時の必要な供試体を採取し、強度・スランプ・空気量等が確認できる。 ・　施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ、バイブレーターによる締固、養生方法等、適切に行っている。（寒中及び暑中コンクリート等を含む） ・　型枠、支保工の組立が適正で、コンクリート打設後、取り外し時期がコンクリート強度等で適正に管理されてれている。 ・　コンクリートの打ち直しや補修の痕跡がない。 ・　コンクリート打設時に雨水やわき水が適切に処理されている。 ・　コンクリートの現場養生用の供試体が当該現場のものであることが確認できる。 ・　コンクリート打設前に打継ぎ目処理を適切に行っていることが確認できる。 ・　型枠の目違いがなく、型枠の破片等がコンクリート表面になく、丁寧な仕上がりが確認できる。 ・　目地に挟む目地材や止水板等の設置が適切である。 ・　コンクリート及びセメントコンクリート製品の使用にあたりアルカリ骨材反応抑制対策の適合を確認している。（高炉B種・C種のセメントを使用したコンクリートの場合は評価対象から除外する） ・　コンクリート打設前に、単位水量試験または水セメント比試験を実施している。（平成20年3月14日付技第1037号） ・　重要構造物について、非破壊試験による配筋状態及びかぶり測定・ひび割れ調査を行っている。（平成23年3月14日付技第1025号） ・　有害なクラックが無い、 ・　テストハンマーによる強度推定調査を実施し、調査票を作成している。 ・　水張試験を実施し、水面低下が5mm以下であることを監督員立会いの元確認している。 【鉄筋】 ・　コンクリート打設までの鉄筋の保管管理が適正であることが確認できる。 ・　鉄筋の組立・加工が適切であることが確認できる。 ・　スペーサーを適切に配置し、鉄筋のかぶりを確保している。 ・　鉄筋圧接作業にあたり、作業員の技最確認を行っている。 ・　鉄筋の規格・引張強度・曲げ強度の試験値をミルシート等で確認できる。 ・　主鉄筋の引張試験を1規格10ロッドごとに実施している。 ・　非破壊試験を実施し、配筋状態およびかぶり測定により鉄筋状況を確認している。					・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示をを行い改善された。 上記該当あれば・・・・d	・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補（手直し）指示を行った。 上記該当あれば・・・・e

別紙3の26―7

工事成績採点の考査項目の考査項目別運表（土木）

［記入方法］該当する項目の・に○マークを記入する。　　（検査職員）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>工　種</th><th colspan="5">a　　a'　　b　　b'　　c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td>3．出来形及び出来ばえ</td><td>（下水道）
コンクリート構造物工事
（重力濃縮槽・等）</td><td colspan="5">☆　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞
（関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験）
※　ばらつきの判断基準は別紙―4参照
☆　品質が、試験項目、試験基準及び規格値を満足する。</td><td>・品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。</td><td>・品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず、品質が劣る。</td></tr>
<tr><td>Ⅱ
品
質</td><td></td><td colspan="5">【コンクリート防食塗装】
・　相対湿度が85%以上のときは塗装を実施していないことが確認できる。（塗装前に湿度を測定している。）
・　塗装するコンクリート面の含水率は高周波水分計で8%以下であることを確認している。
・　塗装前のコンクリート表面のレイタンス処理が適切に実施されていることが確認できる。
・　しわ、ちぢみ、ふくれ、だれ等がないことが確認できる。
・　塗料の空缶管理が、写真等で確実に空であることが確認できる。
・　塗料の品質が出荷証明書、塗料証明書で確認できる。

①「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②評価対象外項目の削除後は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値（評価値）で評価する。
③評価値（　　%）＝該当項目数（　）／評価対象項目数（　）
④なお、削除後の評価対象項目数が3項目以下の場合はC評価とする。

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th></tr>
<tr><th>ばらつきが小さい</th><th>ばらついている</th><th>ばらつきが大きい</th></tr>
<tr><th colspan="2"></th><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th></tr>
<tr><td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr>
<tr><td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr>
<tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr>
<tr><td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr>
</table>
注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。</td><td></td><td></td></tr>
</table>

別紙3の26―8

工事成績採点の考査項目の考査項目別運表（土木）

［記入方法］該当する項目の・に○マークを記入する。　　（検査職員）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>工　種</th><th>a　a'　b　b'　c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td>3．出来形及び出来ばえ</td><td>コンクリート構造物補修工事（断面修復工事）</td><td>☆　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。（判断基準参照）
（関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験）
※　ばらつきの判断基準は別紙―4参照
☆　品質が、試験項目、試験基準及び規格値を満足する。</td><td>・品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。</td><td>・品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず、品質が劣る。</td></tr>
<tr><td>Ⅱ
品
質</td><td></td><td>［評価対象項目］
【共通】
・　使用材料は数量をはじめ、安全性が確認できる品質証明書が整理されている。
・　設計図書に示された数量が、使用前後（重袋・空袋）により写真で確認できる。

【断面修復工】
・　はつり面が平坦に仕上げられ、清掃されていることが確認できる。
・　鉄筋を露出させ防錆処理を適切に行っていることが確認できる。
・　鉄筋を確実に設置していることが確認できる。
・　断面修復材の強度試験等（圧縮強度試験・フロー値・粘着力試験）を実施していることが確認できる。
・　断面修復工に先立ち、はつり面を刷毛で湿潤状態としていることが確認できる。
・　断面修復材を規定の配合で電動攪拌機で均一になるまで攪拌していることが確認できる。
・　1回あたりの施工厚は規定の厚さで施工していることが確認できる。
・　規定の鉄筋のかぶりを確保して、断面修復されていることが確認できる。
・　施工後は直射日光、風等が当たらないようにシートがけ養生を行っていることが確認できる。

【表面処理工】
・　表面処理工の塗装する面を洗浄し、乾燥状態としていることが確認できる。
・　施工時の天候、気温及び湿度等の条件が記録されており、適正な気象条件下で塗装していることが確認できる。
・　規定の回数で塗布されていることが確認できる。
・　塗装に有害な付着物がないことが確認できる。
・　雨水等の影響を受けない場所で保管していることが確認できる。
・　しみ、ちぢみ、ふくれ、だれ等がないことが確認できる。

①「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②評価対象外項目の削除後は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値（評価値）で評価する。
③評価値（　　%）＝該当項目数（　）／評価対象項目数（　）
④なお、削除後の評価対象項目数が3項目以下の場合はC評価とする。

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th></tr>
<tr><th>ばらつきが小さい</th><th>ばらついている</th><th>ばらつきが大きい</th></tr>
<tr><th colspan="2"></th><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th></tr>
<tr><td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr>
<tr><td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr>
<tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr>
<tr><td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr>
</table>
注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。</td><td>上記該当あれば・・・・d</td><td>上記該当あれば・・・・e</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td>・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示をを行い改善された。</td><td>・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補（手直し）指示を行った。</td></tr>
</table>

別紙3の26―9

工事成績採点の考査項目の考査項目別運表（土木）

［記入方法］該当する項目の・に○マークを記入する。　　（検査職員）

考査項目	工　種	a　a'	b　b'	c	d	e
3．出来形及び出来ばえ	コンクリート構造物補修工事（炭素繊維補強工事）	☆　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ （関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験） ※　ばらつきの判断基準は別紙―4参照 ☆　品質が、試験項目、試験基準及び規格値を満足する。			・品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	・品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず、品質が劣る。
Ⅱ 品 質		［評価対象項目］ ・　施工時の天候、気温等が適正な気象条件で施工されている。 ・　材料の規格・品質が試験成績表などで確認できる。 ・　施工面に空隙、気泡、しわ等の有害なものが無い。 ・　重ね継手長は10cm以上としていることが確認できる。 ・　冬季の施工（気温5℃以下）、または湿度85％以上の場合は、温風機等により温度管理又は湿度管理と行い施工している。 ・　各層毎に施工中1回以上の付着強度試験を行い、品質を管理している。 ・　下地処理でコンクリートの表面の劣化層の研磨、除去、ひびわれ補修などを実施し、平坦性が確保されている。 ・　炭素繊維シート接着工終了後、必要に応じてビニールシート等で養生を行っている。 ・　塗装の空缶管理が写真で確認できる。 ・　材料の保管が屋内等に保管されていることが確認できる。			・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示をを行い改善された。 上記該当あれば・・・・d	・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補（手直し）指示を行った。 上記該当あれば・・・・e

①「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②評価対象外項目の削除後は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値（評価値）で評価する。
③評価値（　　%）＝該当項目数（　）／評価対象項目数（　）
④なお、削除後の評価対象項目数が3項目以下の場合は評価とする。

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		ばらつきが小さい	ばらついている	ばらつきが大きい	
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

別紙3の26―10

工事成績採点の考査項目の考査項目別運表（土木）

［記入方法］該当する項目の・に○マークを記入する。　　（検査職員）

考査項目	工　種	a	a'	b	b'	c	d	e
3．出来形及び出来ばえ	コンクリート構造物工事（エポキシ樹脂鉄筋使用高流動コンクリート）	☆　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ （関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験） ※　ばらつきの判断基準は別紙―4参照 ☆　品質が、試験項目、試験基準及び規格値を満足する。					・品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	・品質関係の試験結果が規格値,試験基準を満足せず、品質が劣る。
Ⅱ　品　質		［評価対象項目］ 【共通】 ・　設計図書に基づくコンクリートの配合試験または試験練りが行われており、適切なコンクリートの規格（強度・w／c・最大骨材粒径・塩化物総量等）が確認できる。（JIS　A―5308以外の生コンを使用する場合） ・　コンクリート打設時の必要な供試体を採取し、強度・スランプ・空気量等が確認できる。 ・　施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ、バイブレーターによる締固、養生方法等、適切に行っている。（寒中及び暑中コンクリート等を含む） ・　型枠、支保工の組立が適正で、コンクリート打設後、取り外し時期がコンクリート強度等で適正に管理されてれている。 ・　コンクリートの打ち直しや補修の痕跡がない。 ・　コンクリート打設時に雨水やわき水が適切に処理されている。 ・　コンクリートの現場養生用の供試体が当該現場のものであることが確認できる。 ・　コンクリート打設前に打継ぎ目処理を適切に行っていることが確認できる。 ・　型枠の目違いがなく、型枠の破片等がコンクリート表面になく、丁寧な仕上がりが確認できる。 ・　目地に挟む目地材や止水板等の設置が適切である。 ・　コンクリート及びセメントコンクリート製品の使用にあたりアルカリ骨材反応抑制対策の適合を確認している。（高炉B種・C種のセメントを使用したコンクリートの場合は評価対象から除外する） ・　コンクリート打設前に、単位水量試験または水セメント比試験を実施している。（平成20年3月14日付技第1037号） ・　重要構造物について、非破壊試験による配筋状態及びかぶり測定・ひび割れ調査を行っている。（平成23年3月14日付技第1025号） ・　有害なクラックが無い。 ・　目地に挟む目地材は、露出の表面で均一に出るよう施工されている。 ・　目地材、止水板等はよじれなく直線的に仕上がっている。 ・　機器及び部品等で性能検査をするものは、製造者又は公的機関の証明書が整備されている。 ・　高流動コンクリートの自己充てん性は、実際の構造物または部材を模擬した、これと同等の構造条件及び施工条件を有する実物大模型等により、照査している。 ・　高流動コンクリートの流動性はスランプフロー試験、材料分離抵抗性は500㎜フロー到達時間または漏斗流下時間、自己充てん性は充てん装置を用いた通過性試験等で管理している。 ・　高流動コンクリートの打ち込み速度を、配合、部材形状、配筋状況等に応じて、試験結果や実績に基づいて適切に定めている。 ・　サンドイッチ鋼床版のコンクリートが充分に充てんされているかどうか、コンクリートの打込み及び締め固めに際し空気抜き孔等からのコンクリートのオーバーフロー等により確認できる。 ・　鋼板に囲まれて閉鎖空間となる一つの隔室内には、コンクリートを連続して打込んでいることが確認できる。		・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示をを行い改善された。 上記該当あれば・・・・d	・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補（手直し）指示を行った。 上記該当あれば・・・・e			

別紙3の26―10

工事成績採点の考査項目の考査項目別運表（土木）

［記入方法］該当する項目の・に○マークを記入する。　　（検査職員）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>工　種</th><th>a</th><th>a'</th><th>b</th><th>b'</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td>3．出来形及び出来ばえ</td><td>コンクリート構造物工事
（エポキシ樹脂鉄筋使用高流動コンクリート）</td><td colspan="5">☆　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞
（関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験）
※　ばらつきの判断基準は別紙―4参照
☆　品質が、試験項目、試験基準及び規格値を満足する。</td><td>・品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。</td><td>・品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず、品質が劣る。</td></tr>
<tr><td>Ⅱ
品
質</td><td></td><td colspan="5">【鉄筋】
・　コンクリート打設までの鉄筋の保管管理が適正であることが確認できる。
・　鉄筋の組立・加工が適切であることが確認できる。
・　スペーサーを適切に配置し、鉄筋のかぶりを確保している。
・　鉄筋圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っている。
・　鉄筋の規格・引張強度・曲げ強度の試験値をミルシート等で確認できる。
・　主鉄筋の引張試験を1規格10ロッドごとに実施している。
・　鉄筋の塗膜厚が、220±40μmの範囲で管理していることが確認できる。
・　曲げ加工の際はキズ防止のため、緩衝材を当て加工していることが確認できる。
・　鉄筋の付着強度試験、ピンホール試験、耐衝撃性試験、曲げ加工状況をミルシート等で確認できる。

①「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②評価対象外項目の削除後は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値（評価値）で評価する。
③評価値（　%）＝該当項目数（　）／評価対象項目数（　）
④なお、削除後の評価対象項目数が3項目以下の場合はc評価とする。

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきで
判断不可能</th></tr>
<tr><th>ばらつきが小さい</th><th>ばらついている</th><th>ばらつきが大きい</th></tr>
<tr><th colspan="2"></th><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th></tr>
<tr><td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr>
<tr><td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr>
<tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr>
<tr><td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr>
</table>
注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。</td><td></td><td></td></tr>
</table>

別紙3の26―11

工事成績採点の考査項目の考査項目別運表（土木）

［記入方法］該当する項目の・に○マークを記入する。　　（検査職員）

考査項目	工　種	a	a'	b	b'	c	d	e	
3．出来形及び出来ばえ	橋梁補修工事	☆　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。（判断基準参照） （関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験） ※　ばらつきの判断基準は別紙―4参照 ☆　品質が、試験項目、試験基準及び規格値を満足する。					・品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	・品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず、品質が劣る。	
Ⅱ 品 質		［評価対象項目］ 【伸縮装置補修工事】 ・　製品の承認を受けていることが確認できる。 ・　製品の品質が「試験成績表」等から確認できる。 ・　既設伸縮装置を撤去するにあたり、他の部分に損傷を与え無いように施工されている。 ・　設置に先立ち、床板遊間量を適正に測定していることが確認できる。 ・　施工にあたり、気温等が管理され、適正な条件で施工されている。 ・　伸縮装置と舗装面の仕上がりが平坦に施工されている。 ・　交通解放にあたり、強度発現の確認が行われている。 ・　品質関係の試験結果のばらつきが少なく、良好であることが確認できる。 【落橋防止装置・工場製作】 ・　鋼材の員数照合がミルシート等（現物照合を含む）で確認されている。 ・　塗装前の処理が適切に実施されていることが確認できる。 ・　塗装の品質が出荷証明書、塗装証明書で確認できる。 ・　溶接作業にあたり、作業員の技量確認を行っている。 ・　放射性透過試験により溶接個所の試験結果報告書が作成され、適正に実施したことが確認できる。 【落橋防止装置・設置工】 ・　工事着手前に、鉄筋探査器等で既設上下部構造の落橋防止装置取付部付近の配筋状況の確認がされている。 ・　アンカーの削孔にあたり、既設鉄筋やコンクリートに損傷を与えないよう注意して行っている。 ・　アンカーボルト孔の削孔長を全数確認し、資料が整理されている。 ・　施工後にアンカーボルトの定着長を超音波探傷器を用いて全数測定し、資料が整理されている。 ・　アンカーボルトの材料搬入時に、長さ、径、材料について全数確認を行っている。 ・　ボルトの締付確認が実施され、適切に記録が保管されている。 ・　ボルトの締付機、測定機器のキャリブレーションを実施している。 ・　ブラケット接合面のケレンが入念に実施されていることが確認できる。 ・　落橋防止ケーブルの設置は図面どおりに行われ、支間・遊間等の測定値は規格値を満足している。 ・　塗装時の天候・気温及び湿度等の条件が記録・整理され、適切な条件のもとに塗装を行っている。 ・　現場塗装で塗り残し、むら等が無い。 ・　使用する材料の保管にあたり変形及び塗装面に損傷を与えないように適切に管理されている。 【外ケーブル工法・工場製作】 ・　鋼材の員数照合がミルシート等（現場照合含む）で確認されている。 ・　ボルト・ナット・定着金具の品質がミルシート等で確認できる。						・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示をを行い改善された。 上記該当あれば・・・・d	・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補（手直し）指示を行った。 上記該当あれば・・・・e

別紙3の26―11

工事成績採点の考査項目の考査項目別運表（土木）

［記入方法］該当する項目の・に○マークを記入する。　　（検査職員）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>工　種</th><th>a</th><th>a'</th><th>b</th><th>b'</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td>3．出来形及び出来ばえ</td><td>橋梁補修工事</td><td colspan="5">☆　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。（判断基準参照）
（関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験）
※　ばらつきの判断基準は別紙―4参照
☆　品質が、試験項目、試験基準及び規格値を満足する。</td><td>・品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。</td><td>・品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず、品質が劣る。</td></tr>
<tr><td>Ⅱ
品
質</td><td></td><td colspan="5">【外ケーブル工法・架設工】
・塗装する面が乾燥状態であることが確認できる。
・施工時の天候、気温及び湿度等の条件が記録されおり、適性な気象条件下で塗装している。
・塗料の空缶管理が、写真等で確実に確認できる。
・締め付けボルト、桁との間及び隅の所で塗り残しがない。
・設計図書に示された数量が、使用前後で資料により確認できる。
・作業実施前に装置（機器）のキャリブレーションが実施されている。
・ボルトの締付確認が実施され、適切に記録が保管されている。
・ケーブルの緊張状況が記録され、適切に管理されている。
・鋼材等の資材の保管にあたり変形及び製品に損傷を与えないように適切に管理されている。

【橋面防水】
・　防水工において水分測定を行い、測定結果が書類で整備されている。
・　舗装端部の防水処理が、適正に施工されている。
・　防水シートは、床版が十分に乾燥した後に適切に施工されている。
・　既存の舗装材の撤去が確実に行われ、骨材がむら無く塗布されている。
・　材料の規格・品質が試験成績表などで確認できる。

①「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②評価対象外項目の削除後は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値（評価値）で評価する。
③評価値（　　%）＝該当項目数（　）／評価対象項目数（　）
④なお、削除後の評価対象項目数が3項目以下の場合はC評価とする。

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th></tr>
<tr><th>ばらつきが小さい</th><th>ばらついている</th><th>ばらつきが大きい</th></tr>
<tr><th colspan="2"></th><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th></tr>
<tr><td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr>
<tr><td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr>
<tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr>
<tr><td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr>
</table>
注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。</td></tr>
</table>

別紙3の26―12

工事成績採点の考査項目の考査項目別運表（土木）

［記入方法］該当する項目の・に○マークを記入する。　　（検査職員）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>工　種</th><th>a　a'　b　b'　c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td>3．出来形及び出来ばえ

Ⅱ
品
質</td><td>鋼管防蝕工事
（ペトロラタム
ライニング工法）
（TP工法）</td><td>☆　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞
（関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験）
※　ばらつきの判断基準は別紙―4参照
☆　品質が、試験項目、試験基準及び規格値を満足する。</td><td>・品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。</td><td>・品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず、品質が劣る。</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>［評価対象項目］
・　使用材料が所定の品質を有することが、製造工場の試験成績書（検査証明書）で確認できる。
・　廃食状況を事前に調査し、調査結果を基に監督員と施工範囲を確認していることが書面で確認できる。
・　素地調整で鋼材面の水中生物、浮き錆、浮き塗膜等を除去し、規程のグレード（ISO　St2以上）に仕上げていることが確認できる。
・　鋼材面に支障となる突起物がある場合は切断や研磨により除去している。
・　素地調整で生じた除去物は回収し、産業廃棄物として適正に処理していることが確認できる。
・　ペーストテープが規程の重ね代（10%）を確保した上で巻き付けられていることが確認できる。
・　巻き付け後のペーストテープに水泡や気泡が残っていないことが確認できる。
・　防食テープが規程の重ね代（55%）を確保した上で巻き付けられていることが確認できる。
・　巻き付け後の防食テープに水泡や気泡が残っていないことが確認できる。
・　保護カバーは規定通りの幅をに重ね合わせて施工されていることが確認できる。
・　上端部が上部構造物に所定の深さで差し込まれ、間隙部に水中硬化型エポキシ樹脂を十分に充填していることが確認できる。
・　下端部は下端固定金具で固定し、水中硬化型エポキシ樹脂を十分に充填していることが確認できる。

①「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②評価対象外項目の削除後は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値（評価値）で評価する。
③評価値（　　%）＝該当項目数（　）／評価対象項目数（　）
④なお、削除後の評価対象項目数が3項目以下の場合は評価とする。

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきで
判断不可能</th></tr>
<tr><th>ばらつきが小さい</th><th>ばらついている</th><th>ばらつきが大きい</th></tr>
<tr><th colspan="2"></th><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th></tr>
<tr><td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr>
<tr><td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr>
<tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr>
<tr><td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr>
</table>
注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。</td><td>・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示をを行い改善された。

上記該当あれば・・・・d</td><td>・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補（手直し）指示を行った。

上記該当あれば・・・・e</td></tr>
</table>

別紙3の26―13

工事成績採点の考査項目の考査項目別運表（土木）

［記入方法］該当する項目の・に○マークを記入する。　　（検査職員）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>工　種</th><th>a　a'　b　b'　c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td>3．出来形及び出来ばえ</td><td>旧橋撤去工</td><td>☆　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞
（関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験）
※　ばらつきの判断基準は別紙―4参照
☆　品質が、試験項目、試験基準及び規格値を満足する。</td><td>・品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。</td><td>・品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず、品質が劣る。</td></tr>
<tr><td>Ⅱ
品
質</td><td></td><td>［評価対象項目］
・　施工計画書に作業方法、手順、仮設方法等が記載され実施している。
・　施工計画書に周辺環境に配慮した騒音対策、振動対策が記載され実施されている。
・　施工計画書に安全対策が記載され実施している。
・　撤去数量（鋼材、コンクリート）が確実に処理されていることが書類・写真で確認できる。
・　処理量が最終処分地での記録と整合する。
・　埋設物撤去状況及び記録が適切である。

①「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②評価対象外項目の削除後は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値（評価値）で評価する。
③評価値（　　%）＝該当項目数（　）／評価対象項目数（　）
④なお、削除後の評価対象項目数が3項目以下の場合はC評価とする。

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th></tr>
<tr><th>ばらつきが小さい</th><th>ばらついている</th><th>ばらつきが大きい</th></tr>
<tr><th colspan="2"></th><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th></tr>
<tr><td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr>
<tr><td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr>
<tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr>
<tr><td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr>
</table>
注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。</td><td>上記該当あれば・・・・d</td><td>上記該当あれば・・・・e</td></tr>
</table>

別紙3の26―14

工事成績採点の考査項目の考査項目別運表

［記入方法］該当する項目の・に○マークを記入する。　　（検査職員）

考査項目	工　種	a	a'	b	b'	c	d	e
3．出来形及び出来ばえ	海岸工事（緩傾斜護岸工）	☆　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ （関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験） ※　ばらつきの判断基準は別紙―4参照 ☆　品質が、試験項目、試験基準及び規格値を満足する。					・品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	・品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず、品質が劣る。
Ⅱ 品 質		［評価対象項目］ 【共通】 ・　設計図書に基づくコンクリートの配合試験または試験練りが行われており、適切なコンクリートの規格（強度・w／c・最大骨材粒径・塩化物総量等）が確認できる。（JIS　A―5308以外の生コンを使用する場合） ・　コンクリート打設時の必要な供試体を採取し、強度・スランプ・空気量等が確認できる。 ・　施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ、バイブレーターによる締固、養生方法等、適切に行っている。（寒中及び暑中コンクリート等を含む） ・　型枠、支保工の組立が適正で、コンクリート打設後、取り外し時期がコンクリート強度等で適正に管理されてれている。 ・　コンクリートの打ち直しや補修の痕跡がない。 ・　コンクリート打設時に雨水やわき水が適切に処理されている。 ・　コンクリートの現場養生用の供試体が当該現場のものであることが確認できる。 ・　コンクリート打設前に打継ぎ目処理を適切に行っていることが確認できる。 ・　型枠の目違いがなく、型枠の破片等がコンクリート表面になく、丁寧な仕上がりが確認できる。 ・　コンクリート及びセメントコンクリート製品の使用にあたりアルカリ骨材反応抑制対策の適合を確認している。（高炉B種・C種のセメントを使用したコンクリートの場合は評価対象から除外する） ・　コンクリート打設前に、単位水量試験または水セメント比試験を実施している。（平成20年3月14日付技第1037号） ・　有害なクラックが無い。 ・　施工基面が平坦に仕上げられている。 ・　材料の規格・品質が試験成績表等で確認できる。 ・　海岸部に保管する型枠のセパレート、組立の鉄筋等は、錆防止対策を行っている。 ・　濁り防止等環境保全に十分注意して施工していることが確認できる。 【階段式護岸（緩傾斜ブロック】 ・　基礎の均し面が平坦に仕上げられていることが確認できる。 ・　吸出し防止材のマットは、重ね合わせ幅が確認できる。 ・　設置された緩傾斜ブロックに破損や補修痕のないことが確認できる。 ・　設置された緩傾斜ブロックの不等沈下がなく、横方向のずれもない。 ・　緩傾斜ブロックが設計勾配どおりに施工されている。 ・　コンクリートブロックの転地、借置に際し、強度確認を行っている。 ・　コンクリートブロックの借置きで転倒、崩壊等の恐れがない。 ・　異型ブロック等を現場で製作のものは、型枠搬入時に仮組等を実施し、寸法・歪み・傷等をチエックしている。 ・　異型ブロックの製作で豆板、かけ、型枠の目違いが規定の範囲であることが確認できる。					・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示をを行い改善された。 上記該当あれば・・・・d	・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補（手直し）指示を行った。 上記該当あれば・・・・e

別紙3の26―14

工事成績採点の考査項目の考査項目別運表

［記入方法］該当する項目の・に○マークを記入する。　　（検査職員）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>工　種</th><th>a</th><th>a'</th><th>b</th><th>b'</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td>3．出来形及び出来ばえ</td><td>海岸工事
（緩傾斜護岸工）</td><td colspan="5">☆　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞
（関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験）
※　ばらつきの判断基準は別紙―4参照
☆　品質が、試験項目、試験基準及び規格値を満足する。</td><td>・品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。</td><td>・品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず、品質が劣る。</td></tr>
<tr><td>Ⅱ
品
質</td><td></td><td colspan="5">【中詰、被覆などの基礎工】
・　中詰めに使用する石の計量が適切であることが確認できる。
・　基礎工は、大小の石でかみ合わせが良く、均し面にゆるみがないよう施工されていることが確認できる。
・　基礎に敷設する帆布等の破れがなく、所定の重ねが写真記録等により確認できる。
・　捨石基礎の均し面が平坦に仕上げられていることが確認できる。

①「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②評価対象外項目の削除後は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値(評価値)で評価する。
③評価値(　　%)＝該当項目数(　)／評価対象項目数(　)
④なお、削除後の評価対象項目数が3項目以下の場合はC評価とする。

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきで
判断不可能</th></tr>
<tr><th>ばらつきが小さい</th><th>ばらついている</th><th>ばらつきが大きい</th></tr>
<tr><th colspan="2"></th><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th></tr>
<tr><td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr>
<tr><td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr>
<tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr>
<tr><td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr>
</table>
注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。</td><td></td><td></td></tr>
</table>

別紙3の26―15

工事成績採点の考査項目の考査項目別運表（土木）

［記入方法］該当する項目の・に○マークを記入する。　　（検査職員）

考査項目	工　種	a	a'	b	b'	c	d	e
3．出来形及び出来ばえ	海岸工事 （潜堤・人工リーフ）	☆　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ （関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験） ※　ばらつきの判断基準は別紙―4参照 ☆　品質が、試験項目、試験基準及び規格値を満足する。					・品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	・品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず、品質が劣る。
Ⅱ 品 質		［評価対象項目］ 【共通】 ・　設計図書に基づくコンクリートの配合試験または試験練りが行われており、適切なコンクリートの規格（強度・w／c・最大骨材粒径・塩化物総量等）が確認できる。（JIS　A―5308以外の生コンを使用する場合） ・　コンクリート打設時の必要な供試体を採取し、強度・スランプ・空気量等が確認できる。 ・　施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ、バイブレーターによる締固、養生方法等、適切に行っている。（寒中及び暑中コンクリート等を含む） ・　コンクリートの打ち直しや補修の痕跡がない。 ・　コンクリートの現場養生用の供試体が当該現場のものであることが確認できる。 ・　コンクリート及びセメントコンクリート製品の使用にあたりアルカリ骨材反応抑制対策の適合を確認している。（高炉B種・C種のセメントを使用したコンクリートの場合は評価対象から除外する） ・　コンクリート打設前に、単位水量試験または水セメント比試験を実施している。（平成20年3月14日付技第1037号） ・施工基面が平坦に仕上げられている。 ・材料の規格・品質が試験成績表等で確認できる。 ・捨石、被覆石などの材料の規格・品質が試験成績表等（現物照合を含む）で確認できる。 ・コンクリート打設までの鉄筋の保管管理が適正であることが確認できる。 ・鉄筋の加工が適切であることが確認できる。 ・潮位が事前に確認され整理されている。 ・濁り防止等環境保全に十分注意して施工していることが確認できる。 【潜堤（人口リーフ）】 ・コンクリートブロックの転地、仮置に際し、強度確認を行っている。 ・コンクリートブロックの仮置きで転倒、崩壊等の恐れがない。 ・設置されたブロックに破損や補修痕のないことが確認できる。 ・異型ブロック等を現場で製作のものは、型枠搬入時に仮組等を実施し、寸法・歪み・傷等をチエックしている。 ・異型ブロックの製作で豆板、かけ、型枠の目違いが規定の範囲であることが確認できる。 ・異型ブロックの据付が平坦に仕上げられていることが、写真等で確認できる。 ・音響測深器の資料により、縦断的に延長、平坦性が確認できる。 ・音響測深器の資料により、横断的に幅、平坦性が確認できる。					・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示をを行い改善された。 上記該当あれば・・・・d	・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補（手直し）指示を行った。 上記該当あれば・・・・e

別紙3の26―15

工事成績採点の考査項目の考査項目別運表（土木）

［記入方法］該当する項目の・に○マークを記入する。　　（検査職員）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>工　種</th><th>a</th><th>a'</th><th>b</th><th>b'</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td>3．出来形及び出来ばえ</td><td>海岸工事
（潜堤・人工リーフ）</td><td colspan="5">☆　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞
（関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験）
※　ばらつきの判断基準は別紙―4参照
☆　品質が、試験項目、試験基準及び規格値を満足する。</td><td>・品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。</td><td>・品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず、品質が劣る。</td></tr>
<tr><td>Ⅱ
品
質</td><td></td><td colspan="5">【帆布、捨石及び均し関係】
・　基礎工に使用する石の計量が適切であることが確認できる。
・　基礎工は、大小の石でかみ合わせが良く、均し面にゆるみがないよう施工されていることが確認できる。
・　基礎に敷設する帆布等の破れがなく、所定の重ねが写真記録等により確認できる。
・　捨石基礎の均し面が平坦に仕上げられていることが確認できる。
・　現地に搬入された捨石の量が確認できるよう、運搬船の種類及び空立積等積載量（運搬船に石材を積みこんだ状態できっ水線を検測し、積載量を算出する等）が確認できる。

①「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②評価対象外項目の削除後は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値（評価値）で評価する。
③評価値（　　%）＝該当項目数（　）／評価対象項目数（　）
④なお、削除後の評価対象項目数が3項目以下の場合はC評価とする。

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきで
判断不可能</th></tr>
<tr><th>ばらつきが小さい</th><th>ばらついている</th><th>ばらつきが大きい</th></tr>
<tr><th colspan="2"></th><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th></tr>
<tr><td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr>
<tr><td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr>
<tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr>
<tr><td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr>
</table>
注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。</td></tr>
</table>

別紙3の26―16

工事成績採点の考査項目の考査項目別運表（土木）

［記入方法］該当する項目の・に○マークを記入する。　　（検査職員）

考査項目	工　種	a　a'	b　b'	c	d	e
3．出来形及び出来ばえ	港湾工事（岸壁工）	☆　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。（判断基準参照） （関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験） ※　ばらつきの判断基準は別紙―4参照 ☆　品質が、試験項目、試験基準及び規格値を満足する。			・品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	・品質関係の試験結果が規格埴、試験基準を満足せず、品質が劣る。
Ⅱ 品 質		［評価対象項目］ 【共通】 ・　設計図書に基づくコンクリートの配合試験または試験練りが行われており、適切なコンクリートの規格（強度・w／c・最大骨材粒径・塩化物総量等）が確認できる。（JIS　A―5308以外の生コンを使用する場合） ・　コンクリート打設時の必要な供試体を採取し、強度・スランプ・空気量等が確認できる。 ・　施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ、バイブレーターによる締固、養生方法等、適切に行っている。（寒中及び暑中コンクリート等を含む） ・　型枠、支保工の組立が適正で、コンクリート打設後、取り外し時期がコンクリート強度等で適正に管理されてれている。 ・　コンクリートの打ち直しや補修の痕跡がない。 ・　コンクリート打設時に雨水やわき水が適切に処理されている。 ・　コンクリートの現場養生用の供試体が当該現場のものであることが確認できる。 ・　コンクリート打設前に打継ぎ目処理を適切に行っていることが確認できる。 ・　型枠の目違いがなく、型枠の破片等がコンクリート表面になく、丁寧な仕上がりが確認できる。 ・　目地に挟む目地材や止水坂等の設置が適切である。 ・　コンクリート及びセメントコンクリート製品の使用にあたりアルカリ骨材反応抑制対策の適合を確認している。（高炉B種・C種のセメントを使用したコンクリートの場合は評価対象から除外する） ・　コンクリート打設前に、単位水量試験または水セメント比試験を実施している。（平成20年3月14日付技第1037号） ・　重要構造物について、非破壊試験による配筋状態及びかぶり測定・ひび割れ調査を行っている。（平成23年3月14日付技第1025号） ・　有害なクラックが無い。 ・　目地に挟む目地材は、露出の表面で均一に出るよう施工されている。 ・　目地材、止水板等はよじれなく直線的に仕上がっている。 ・　機器及び部品等で性能検査をするものは、製造者又は公的機関の証明書が整備されている。 ・　高流動コンクリートの自己充てん性は、実際の構造物または部材を模擬した、これと同等の構造条件及び施工条件を有する実物大模型等により、照査している。 ・　高流動コンクリートの流動性はスランプフロー試験、材料分離抵抗性は500mmフロー到達時間または漏斗流下時間、自己充てん性は充てん装置を用いた通過性試験等で管理している。 ・　高流動コンクリートの打ち込み速度を、配合、部材形状、配筋状況等に応じて、試験結果や実績に基づいて適切に定めている。 ・　高流動コンクリートは、表面仕上げを行う時期まで、表面の乾燥を防止する対策を施していることが確認できる。 ・　離位が事前に確認され整理されている。 【鉄筋関係】 ・　コンクリート打設までの鉄筋の保管管理が適正であることが確認できる。		・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示をを行い改善された。 上記該当あれば・・・・d	・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補（手直し）指示を行った。 上記該当あれば・・・・e	

別紙3の26―16

工事成績採点の考査項目の考査項目別運表（土木）

［記入方法］該当する項目の・に○マークを記入する。　　（検査職員）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>工　種</th><th>a　　a'　　b　　b'　　c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td>3．出来形及び出来ばえ</td><td>港湾工事
（岸壁工）</td><td>☆　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。（判断基準参照）
（関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験）
※　ばらつきの判断基準は別紙―4参照
☆　品質が、試験項目、試験基準及び規格値を満足する。</td><td>・品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。</td><td>・品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず、品質が劣る。</td></tr>
<tr><td>Ⅱ
品
質</td><td></td><td>・　鉄筋の組立・加工が適切であることが確認できる。
・　スペーサーを適切に配置し、鉄筋のかぶりを確保している。
・　鉄筋の規格・引張強度・曲げ強度の試験値をミルシート等で確認できる。
・　主鉄筋の引張試験を1規格10ロッドごとに実施している。
・　鉄筋圧接（溶接）作業にあたり、作業員の技量確認を行っている。
・　鉄筋の重ね継手が、設計図書に示す長さを重ね合わせて、なまし鉄線で数箇所緊結していることが確認できる。

【鋼管杭及び矢板、控工関係】
・　杭及び矢板に損傷及び補修痕がなく施工されている。
・　杭及び矢板の打ち止め施工管理方法等が整備され、かつ記録が確認できる。
・　溶接及び切断の品質管理に関して仕様書に定められた事項が確認できる。
・　打ち込み機械が堅固な足場に固定され、施工されていることが確認できる。
・　溶接（ガス切断）作業にあたり、作業員の技量確認をおこなっている。
・　腹起こし材を全延長にわたり規定の水平高さに取付け、ボルトで十分締め付け矢板壁に密着させている。
・　鋼材の保管にあたり、変形及び塗覆装面に損傷を与えないよう、適切に処理されている。
・　控索素材は適角部等特別な場合を除き矢板法線に対して直角に設置されている。
・　杭、矢板、控工の規格・引張強度・曲げ強度の試験値をミルシート等で確認できる。
・　タイロッドの定着ナットのねじ部は、ねじ山全部がねじ込まれたうえ、ねじ山が三つ山以上突き出しているように締め付けられていることが確認できる。
・　ターンバックルのねじ込み長さは、定着ナットの高さ以上にねじ込まれていることが確認できる。
・　部材にひずみを生じさせないよう切断していることが確認できる。
・　事前に切断箇所のさび、ごみ等を除去していることが確認できる。

①「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②評価対象外項目の削除後は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値（評価値）で評価する。
③評価値（　　%）＝該当項目数（　）／評価対象項目数（　）
④なお、削除後の評価対象項目数が3項目以下の場合は□評価とする。

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきで
判断不可能</th></tr>
<tr><th>ばらつきが小さい</th><th>ばらついている</th><th>ばらつきが大きい</th></tr>
<tr><th colspan="2"></th><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th></tr>
<tr><td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr>
<tr><td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr>
<tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr>
<tr><td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr>
</table>
注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。</td><td></td><td></td></tr>
</table>

別紙3の26―17

工事成績採点の考査項目の考査項目別運表(土木)

［記入方法］該当する項目の・に○マークを記入する。　　(検査職員)

考査項目	工　種	a　a'	b　b'	c	d	e
3．出来形及び出来ばえ	海岸工事(養浜工)	☆　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。＜判断基準参照＞ (関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験) ※　ばらつきの判断基準は別紙―4参照 ☆　品質が、試験項目、試験基準及び規格値を満足する。			・品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	・品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず、品質が劣る。
Ⅱ　品　質		［評価対象項目］ ・　盛土材の品質、形状が設計図書に基づくことが、試験成績表で確認できる。 ・　盛土材の粒径の混合割合が確認できる。 ・　締め固めを適切な条件で施工している。(巻きだし厚が均一で均等な転圧) ・　盛土材の表面が平坦に仕上げられていることが確認できる。 ・　工事期間中1日1回は潮位観測を行い、記録している。 ・　養浜施工断面の実測を行い、数量の確認ができる。 ・　搬入土砂の数量確認ができる。(袴立て等を実施。) ・　養浜済みの箇所に侵食があった場合、監督員の出来高確認済みの部分を除いて再施工を実施している。			・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示をを行い改善された。 上記該当あれば・・・・d	・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補(手直し)指示を行った。 上記該当あれば・・・・e

①「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②評価対象外項目の削除後は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値(評価値)で評価する。
③評価値(　%)＝該当項目数(　)／評価対象項目数(　)
④なお、削除後の評価対象項目数が3項目以下の場合はC評価とする。

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		ばらつきが小さい	ばらついている	ばらつきが大きい	
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。

別紙3の26―18

工事成績採点の考査項目の考査項目別運表（土木）

［記入方法］該当する項目の・に○マークを記入する。　　（検査職員）

考査項目	工　種	a	a'	b	b'	c	d	e
3．出来形及び出来ばえ	海岸工事（浚渫工）（埋め立て工）	☆　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ （関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験） ※　ばらつきの判断基準は別紙―4参照 ☆　品質が、試験項目、試験基準及び規格値を満足する。					・品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	・品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず、品質が劣る。
Ⅱ　品　質		［評価対象項目］ 【浚渫】 ・　濁り防止等環境保全に十分注意して施工していることが確認できる。 ・　工事期間中、1日1回は潮位が事前に確認され記録が整理されている。 ・　浚渫工についてムラなく設計図書どおりに施工されていることが記録により確認できる。 ・　測深資料から施工の適正さが確認できる。 ・　ポンプ浚渫の施工において、施工中絶えず潮位の変化に注意し計画深度を誤らないよう施工していることが確認できる。 ・　ポンプ浚渫の施工において、浚渫の作業位置を随時確認できるよう施工していることが確認できる。 ・　浚渫土処理が設計図書どおりに施工されていることが確認できる。 ・　浚渫の際、既存施設への影響が生じない様適切に施工している。 【土工事】 ・　搬入土砂の数量確認ができる。（枡立て等を実施。） ・　搬出土砂の数量確認ができる。（搬出先での数量又はダンプの台数等） ・　締め固めを適切な条件で施工している。（巻きだし厚が均一で均等な転圧） ・　盛土材の表面が平坦に仕上げられていることが確認できる。 ・　工事期間中1日1回は潮位観測を行い、記録しておかなければならない。 ・　盛り土施工断面の実測を行い、数量の確認ができる。 ・　盛り土済みの箇所に浸食があった場合、監督員の出来高確認済みの部分を除いて再施工を実施している。 ・　ダンプ運搬において、過積載かどうか確認できる。 【浚渫土改良】 ・　使用材料は、数量をはじめ、安全性が確認できる品質証明書が整理されている。 ・　改良材料の品質管理を適切に行っていることが記録で確認できる。 ・　注入量は流量計を使用し、規定分の注入材を注入したことが確認できる。 ・　使用材料の重袋・空袋管理が、写真等で確実に確認できる。 ・　改良土は均一な強度で改良され、バラツキがないことが資料により確認できる。 ・　工事着手前に配合試験、一軸圧縮試験等を実施し、それに基づいた施工が実施されている。					・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示をを行い改善された。 上記該当あれば・・・・d	・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補（手直し）指示を行った。 上記該当あれば・・・・e

別紙3の26―18

工事成績採点の考査項目の考査項目別運表（土木）

［記入方法］該当する項目の・に○マークを記入する。　　（検査職員）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>工　種</th><th>a　　a'　　b　　b'　　c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td>3．出来形及び出来ばえ</td><td>海岸工事
（波渡工）
（埋め立て工）</td><td>☆　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞
（関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験）
※　ばらつきの判断基準は別紙―4参照
☆　品質が、試験項目、試験基準及び規格値を満足する。</td><td>・品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。</td><td>・品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず、品質が劣る。</td></tr>
<tr><td>Ⅱ
品
質</td><td></td><td>①「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②評価対象外項目の削除後は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値（評価値）で評価する。
③評価値（　　%）＝該当項目数（　）／評価対象項目数（　）
④なお、削除後の評価対象項目数が3項目以下の場合はC評価とする。

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきで
判断不可能</th></tr>
<tr><th>ばらつきが小さい</th><th>ばらついている</th><th>ばらつきが大きい</th></tr>
<tr><th colspan="2"></th><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th></tr>
<tr><td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr>
<tr><td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr>
<tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr>
<tr><td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr>
</table>
注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。</td><td></td><td></td></tr>
</table>

別紙3の26―19

工事成績採点の考査項目の考査項目別運表（土木）

［記入方法］該当する項目の・に○マークを記入する。　　（検査職員）

考査項目	工　種	a	a'	b	b'	c	d	e
3．出来形及び出来ばえ	魚礁工（コンクリート及び鋼製部材）	☆　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ （関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験） ※　ばらつきの判断基準は別紙―4参照 ☆　品質が、試験項目、試験基準及び規格値を満足する。					・品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	・品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず、品質が劣る。
Ⅱ　品　質		［評価対象項目］ 【共通】 ・　濁り防止等環境保全に十分注意して施工していることが確認されている。 ・　潮位が事前に確認され整理されている。 【魚礁製作関係】（コンクリート材） ・　設計図書に基づくコンクリートの配合試験または試験練りが行われており、適切なコンクリートの規格（強度・w／c・最大骨材粒径・塩化物総量等）が確認できる。（JIS　A―5308以外の生コンを使用する場合） ・　コンクリート打設時の必要な供試体を採取し、強度・スランプ・空気量等が確認できる。 ・　施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ、バイブレーターによる締固、養生方法等、適切に行っている。（寒中及び暑中コンクリート等を含む） ・　型枠、支保工の組立が適正で、コンクリート打設後、取り外し時期がコンクリート強度等で適正に管理されてれている。 ・　コンクリートの打ち直しや補修の痕跡がない。 ・　コンクリート打設時に雨水やわき水が適切に処理されている。 ・　コンクリートの現場養生用の供試体が当該現場のものであることが確認できる。 ・　型枠の目違いがなく、型枠の破片等がコンクリート表面になく、丁寧な仕上がりが確認できる。 ・　コンクリート及びセメントコンクリート製品の使用にあたりアルカリ骨材反応抑制対策の適合を確認している。（高炉B種・C種のセメントを使用したコンクリートの場合は評価対象から除外する） ・　コンクリート打設前に、単位水量試験または水セメント比試験を実施している。（平成20年3月14日付技第1037号） ・　有害なクラックが無い。 ・　コンクリートブロックの転置、仮置に際し、強度確認を行っている。 ・　コンクリート打設までの鉄筋の保管管理が適切であることが確認できる。 ・　鉄筋の組立・加工が適切であることが確認できる。 ・　スペーサーを適切に配置し、鉄筋のかぶりを確保している。 ・　鉄筋の全画・引張強度・曲げ強度の試験値をミルシート等で確認できる。 ・　魚礁ブロック等を現場で製作するものは、型枠搬入時に仮組等を実施し、寸法・歪み・傷等をチェックしている。 ・　魚礁フロックの製作で豆板、かけ、型枠の目違いが規定の範囲であることが確認できる。 【魚礁製作関係】（鋼製材） ・　鋼材の員数照合がミルシート等（現物照合含む）で確認できる。 ・　溶接作業にあたり、作業員の技量確認を行っている。 ・　放射性透過試験により溶接箇所の試験結果報告書が作成され、適正に実施されたことが確認できる。 ・　ボルトの締付確認が実施され、適切に記録が保管されている。					・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示をを行い改善された。 上記該当あれば・・・・d	・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補（手直し）指示を行った。 上記該当あれば・・・・e

別紙3の26―19

工事成績採点の考査項目の考査項目別運表（土木）

［記入方法］該当する項目の・に○マークを記入する。　（検査職員）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>工　種</th><th>a</th><th>a'</th><th>b</th><th>b'</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td>3．出来形及び出来ばえ</td><td>魚礁工（コンクリート及び鋼製部材）</td><td colspan="5">☆　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞
（関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験）
※　ばらつきの判断基準は別紙―4参照
☆　品質が、試験項目、試験基準及び規格値を満足する。</td><td>・品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。</td><td>・品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず、品質が劣る。</td></tr>
<tr><td>Ⅱ
品
質</td><td></td><td colspan="5">・　ボルトの締付機、測定機器のキャリブレーションを実施している。
・　ボルトの品質がミルシート等で確認できる。

【魚礁沈設工】
・　沈設に先立ちGPS及びPD―GPS等の測量機器を利用して位置を測定し、設計図書に定められた場所に沈設し、管理表を作成している。
・　沈設時の着底速度は、毎秒0．8m以下の速度で着底している。
・　沈設された魚礁は音響測深器等により高さ・長さ・幅を測定し、出来形図を作成している。

①「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②評価対象外項目の削除後は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値（評価値）で評価する。
③評価値（　　%）＝該当項目数（　）／評価対象項目数（　）
④なお、削除後の評価対象項目数が3項目以下の場合はC評価とする。

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th></tr>
<tr><th>ばらつきが小さい</th><th>ばらついている</th><th>ばらつきが大きい</th></tr>
<tr><th colspan="2"></th><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th><th></th></tr>
<tr><td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr>
<tr><td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr>
<tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr>
<tr><td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr>
</table>
注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。</td></tr>
</table>

別紙3の26―20

工事成績採点の考査項目の考査項目別運表（土木）

［記入方法］該当する項目の・に○マークを記入する。　　（検査職員）

考査項目	工　種	a	a'	b	b'	c	d	e
3．出来形及び出来ばえ	砂防工（鋼製枠・スリット堰堤	☆　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。（判断基準参照） （関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験） ※　ばらつきの判断基準は別紙―4参照 ☆　品質が、試験項目、試験基準及び規格値を満足する。					・品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	・品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず、品質が劣る。
Ⅱ 品 質		［評価対象項目］ 【共通】 ・　地山との取り合わせが適切に行われている。 ・　施工基面が平滑に仕上げられている。 ・　材料の品質規程証明書が整備されている。 【鋼製枠堰堤】 ・　鋼材の規格・引張強度・曲げ強度の試験値をミルシート等で確認できる。 ・　鋼材に損傷及び補修痕がないことが確認できる。 ・　鋼材に損傷があった場合は、塗装補修を実施していることが確認できる。 ・　鋼材の保管管理が適正であることが確認できる。 ・　床面部、上層部の仮組を実施し、レベル調整を行ってから本締めを実施していることが確認できる。 ・　構造物周辺の締め固め等の処理を適正に行っている。 ・　堰堤の施工に、ずれ、歪み、はらみ、損傷がないことが確認できる。 ・　堰堤工の詰め石の施工が適切で空隙が生じていない。 ・　堰堤の中詰め石が仕様書等に定められた大きさで施工されている。 ・　堰堤の中詰め石の単位体積重量が設計単位体積重量より大きいことが確認できる。 ・　吸出し防止材が所定の幅で重ね合わせられていることが、写真記録等により確認できる。 ・　吸出防止材の引張強度の試験値を確認できる。 ・　土砂漏れ防止材（エキスパンドメタル）の品質証明がミルシート等で確認できる。 【スリット堰堤】 ・　製品に損傷，キズが無いことが確認できる。 ・　鋼製スリットの規格、品質が適正であり証明書が整備されている。 ・　鋼製スリットの保管、吊り込み等に十分注意を払い適切に施工されている。 ・　スリットが規定の水平高さに取り付けられており、ボルトで十分締め付けられている。 ・　コンクリート打設時の必要な供試体が採取され、強度・スランプ・空気量等が確認できる。 ・　施工条件及び気象条件に適した運搬時間・打設投入高さ・締固め・養生方法など適切に行っている。 ・　塗料材料の品質が適正であり、空缶管理が写真等で確認できる。 ・　適正な気象条件で施工され、塗り残し等が無いことが確認できる。					・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示をを行い改善された。 上記該当あれば・・・・d	・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補（手直し）指示を行った。 上記該当あれば・・・・e

別紙3の26―20

工事成績採点の考査項目の考査項目別運表（土木）

［記入方法］該当する項目の・に○マークを記入する。　　（検査職員）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>工　種</th><th>a　　a'　　b　　b'　　c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td>3．出来形及び出来ばえ</td><td>砂防工
（鋼製枠・スリット堰堤</td><td>☆　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。（判断基準参照）
（関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験）
※　ばらつきの判断基準は別紙―4参照
☆　品質が、試験項目、試験基準及び規格値を満足する。</td><td>・品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。</td><td>・品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず、品質が劣る。</td></tr>
<tr><td>Ⅱ
品
質</td><td></td><td>①「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②評価対象外項目の削除後は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値（評価値）で評価する。
③評価値（　　%）＝該当項目数（　）／評価対象項目数（　）
④なお、削除後の評価対象項目数が3項目以下の場合はC評価とする。

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきで
判断不可能</th></tr>
<tr><th>ばらつきが小さい</th><th>ばらついている</th><th>ばらつきが大きい</th></tr>
<tr><th colspan="2"></th><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th><th></th></tr>
<tr><td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr>
<tr><td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr>
<tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr>
<tr><td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr>
</table>
注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。</td><td></td><td></td></tr>
</table>

別紙3の26―21

工事成績採点の考査項目の考査項目別運表（土木）

［記入方法］該当する項目の・に○マークを記入する。　　（検査職員）

考査項目	工　種	a　a'	b　b'	c	d	e
3．出来形及び出来ばえ 品	ポケット式落石防護網工事	☆　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ （関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験） ※　ばらつきの判断基準は別紙―4参照 ☆　品質が、試験項目、試験基準及び規格値を満足する。 ［評価対象項目］ ・　材料・製品の品質・規格等がミルシート等により確認できる。 ・　金網の設置にあたり法面への固定方法が適切である。 ・　金網・ネット等が施工計画書のとおり施工され、仕上げ面から適正な間隔を保ち固定されている。 ・　金網が最上段の横ロープへ20cm以上折り返し、結束線と結合コイルで固定していることが確認できる。 ・　金網の設置において、隣り合う金網は30cm（20cm以上）重ねて施工されていること確認できる。 ・　支柱の建込において、ピンボルトの締め付け確認が実施され、適切に管理されている。 ・　ピンボルトの締め付け機、測定機器のキャリブレーションを実施している。 ・　アンカーが確実に固定されていることが確認できる。 ・　アンカーの体力確認として、架設現場において、耐力テストを行い、実際の体力を確認している。 ・　アンカー、支柱、ピンボルト、金網等の保管管理が適正である。 ①「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②評価対象外項目の削除後は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値（評価値）で評価する。 ③評価値（　　%）＝該当項目数（　）／評価対象項目数（　） ④なお、削除後の評価対象項目数が3項目以下の場合は評価とする。	b　b'	c	・品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。 ・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示をを行い改善された。 上記該当あれば・・・・d	・品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず、品質が劣る。 ・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補（手直し）指示を行った。 上記該当あれば・・・・e

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		ばらつきが小さい	ばらついている	ばらつきが大きい	
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

別紙3の26―22

工事成績採点の考査項目の考査項目別運表（土木）

［記入方法］該当する項目の・に○マークを記入する。　　（検査職員）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>工　種</th><th>a　a’　b　b’　c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td>3．出来形及び出来ばえ</td><td>雪崩防止柵工事（フェンスタイプ）</td><td>☆　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。（判断基準参照）
（関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験）
※　ばらつきの判断基準は別紙―4参照
☆　品質が、試験項目、試験基準及び規格値を満足する。</td><td>・品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。</td><td>・品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず、品質が劣る。</td></tr>
<tr><td>Ⅱ
品
質</td><td></td><td>［評価対象項目］

【アンカー工】
・　材料（ネット、アンカーロッド、注入材）・製品の品質・規格等がミルシート等により確認できる。
・　グラウトのコンシステンシー試験を実施し、フロー値の範囲が基準値内であることが確認できる。
・　グラウトの圧縮強度試験（σ28≧24N／mm²）を実施し、強度管理を行っている。
・　グラウト注入の状況が孔口上部まで確実に充填されていることがオーバーフローにより確認できる。
・　グラウトの注入量が、セメントの充空袋数量等で確認できる。
・　ワイヤーロープを端部基部プレートにワイヤークリップで定着するにあたり、所定のトルクで締付られていることが確認できる。
・　削孔の方向、削孔長について確認できる記録が整理されている。
・　ネット山側面に金網を上下にラップさせて敷設していることが確認できる。
・　アンカーロッド挿入までの定着具、アンカーロッド等の保管管理が適正である。
・　施工完了後、設計を満足するものであるかどうかを確認するための確認試験を実施している。

①「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②評価対象外項目の削除後は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値（評価値）で評価する。
③評価値（　　%）＝該当項目数（　）／評価対象項目数（　）
④なお、削除後の評価対象項目数が3項目以下の場合は□評価とする。

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th></tr>
<tr><th>ばらつきが小さい</th><th>ばらついている</th><th>ばらつきが大きい</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td>50%以下</td><td>80%以下</td><td>80%を超える</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a’</td><td>b</td><td>b</td></tr>
<tr><td>75%以上90%未満</td><td>a’</td><td>b</td><td>b’</td><td>b’</td></tr>
<tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b’</td><td>c</td><td>c</td></tr>
<tr><td>60%未満</td><td>b’</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr>
</table>
注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。</td><td>・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示をを行い改善された。

上記該当あれば・・・・d</td><td>・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補（手直し）指示を行った。

上記該当あれば・・・・e</td></tr>
</table>

別紙3の26―23

工事成績採点の考査項目の考査項目別運表（土木）

［記入方法］該当する項目の・に○マークを記入する。　　（検査職員）

考査項目	工　種	a　a'	b　b'	c	d	e
3．出来形及び出来ばえ	スノーシェッド工事（二次製品）	☆　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ （関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験） ※　ばらつきの判断基準は別紙―4参照 ☆　品質が、試験項目、試験基準及び規格値を満足する。			・品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	・品質関係の試験結果が規格値,試験基準を満足せず、品質が劣る。
Ⅱ　品　質		［評価対象項目］ 【製作関係】 ・　製品の性能が試験成績表で確認できる。 ・　プレストレッシング時のコンクリート圧縮強度が確認できる。 ・　製品に工事名又は記号、コンクリート打設年月日、通し番号が表示されている。 ・　製品の受け取りを現場代理人などの責任ある者が、製品を確認して受け取り、損傷等の無いもので施工している。 【架設関係】 ・　製品の保管、吊り込み、据え付け等に十分注意を払っていることが確認できる。 ・　横梁の緊張及びグラウト材料の配合及び強度の管理が適切に管理されている。 ・　柱脚部に防水シール材又は軟質ゴムを充填している。 ・　主梁間及びブロック間の目地は、防水シート、弾性シーリング材質等の防水処理を行って ・　防水工は、上部が十分に乾燥したことを確認した後に適切に行っている。 【コンクリート構造物】 ・　コンクリート打設時の必要な供試体を採取し、強度、スランプ、空気量等が確認できる。 ・　施工条件及び気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ、バイブレーターによる締固、養生方法等、適切に行っている。（寒中及び暑中コンクリート等を含む） ・　型枠、支保工の組立が適正で、コンクリート打設後、取り外し時期がコンクリート強度等で適正に管理されている。 ・　コンクリートの打ち直しや補修の痕跡がない。 ・　コンクリート打設時に雨水やわき水が適切に処理されている。 ・　コンクリートの現場養生用の供試体が当該現場のものであることが確認できる。 ・　コンクリート打設前に打継目処理を適切に行っていることが確認できる。 ・　型枠の目違いがなく、型枠の破片等がコンクリート表面になく、丁寧な仕上がりが確認できる。 ・　高炉セメント使用の場合は、初期強度の管理に細心の配慮がうかがえる。 ・　目地に挟む目地材や止水板等の設置が適切である。 ・　コンクリート及びセメントコンクリート製品の使用にあたりアルカリ骨材反応抑制対策の適合を確認している。 （高炉B種・C種のセメントを使用したコンクリートの場合は評価対象から除外する） ・　コンクリートの水セメント比試験を実施し、許容範囲に入っていることが確認できる。 ・　ひび割れの発生調査を実施し、調査票を作成して提出する。 ・　テストハンマーによる強度推定調査を実施し、調査票を作成している。 ・　有害なクラックが無い。 【鉄筋】 ・　コンクリート打設までの鉄筋の保管管理が適正であることが確認できる。		・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示をを行い改善された。 上記該当あれば・・・・d	・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補（手直し）指示を行った。 上記該当あれば・・・・e	

別紙3の26―23

工事成績採点の考査項目の考査項目別運表（土木）

［記入方法］該当する項目の・に○マークを記入する。　　（検査職員）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>工　種</th><th>a</th><th>a'</th><th>b</th><th>b'</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td>3．出来形及び出来ばえ</td><td>スノーシェッド工事（二次製品）</td><td colspan="5">☆　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞
（関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験）
※　ばらつきの判断基準は別紙―4参照
☆　品質が、試験項目、試験基準及び規格値を満足する。</td><td>・品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。</td><td>・品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず、品質が劣る。</td></tr>
<tr><td>Ⅱ
品
質</td><td></td><td colspan="5">・　鉄筋の組立・加工が適切であることが確認でき
・　スペーサーを適切に配置し、鉄筋のかぶりを確
・　鉄筋圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行
・　鉄筋の規格・引張強度・曲げ強度の試験値をミルシート等で確認できる。
・　主鉄筋の引張試験を1規格10ロッドごとに実

①「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②評価対象外項目の削除後は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値(評価値)で評価する。
③評価値（　　%）＝該当項目数（　）／評価対象項目数（　）
④なお、削除後の評価対象項目数が3項目以下の場合はC評価とする。

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th></tr>
<tr><th>ばらつきが小さい</th><th>ばらついている</th><th>ばらつきが大きい</th></tr>
<tr><th colspan="2"></th><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th></tr>
<tr><td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr>
<tr><td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr>
<tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr>
<tr><td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr>
</table>
注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。</td></tr>
</table>

別紙3の26―24

工事成績採点の考査項目の考査項目別運表（土木）

［記入方法］該当する項目の・に○マークを記入する。　　（検査職員）

考査項目	工　種	a　a'	b　b'	c	d	e
3．出来形及び出来ばえ	地盤改良工事（スラリー撹拌工）	☆　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ （関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験） ※　ばらつきの判断基準は別紙―4参照 ☆　品質が、試験項目、試験基準及び規格値を満足する。			・品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	・品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず、品質が劣る。
Ⅱ　品　質		［評価対象項目］ 【スラリー撹拌工】 ・　規定の有効径が確保され、一軸圧縮強度試験により強度管理されている。 ・　六価クロム溶脱にたいする確認が実施され、本工事が実施されている。 ・　記録から仕様書に定められている事項が確認できる。 ・　盛上がり土に状況確認及び管理を適切に行っていることが記録で確認できる。 ・　打ち込み機の施工に先立ち自動記録装置の性能確認試験がなされている。 ・　打ち込み記録がチャート等により適正に施工管理されている。 ・　所定の深度まで混合撹拌したことが、確認できる。			・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示をを行い改善された。 上記該当あれば・・・・d	・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補（手直し）指示を行った。 上記該当あれば・・・・e

①「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②評価対象外項目の削除後は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値（評価値）で評価する。
③評価値（　　%）＝該当項目数（　）／評価対象項目数（　）
④なお、削除後の評価対象項目数が3項目以下の場合は評価とする。

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		ばらつきが小さい	ばらついている	ばらつきが大きい	
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

別紙3の26―25

工事成績採点の考査項目の考査項目別運表（土木）

［記入方法］該当する項目の・に○マークを記入する。　　（検査職員）

考査項目	工　種	a	a'	b	b'	c	d	e
3．出来形及び出来ばえ	土工事（改良盛土）	☆　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。（判断基準参照） （関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験） ※　ばらつきの判断基準は別紙―4参照 ☆　品質が、試験項目、試験基準及び規格値を満足する。					・品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	・品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず、品質が劣る。
Ⅱ 品 質		［評価対象項目］ 【混合処理工法】 ・　盛土材の品質、形状が設計図書に基づくことが、試験成績表で確認できる。 ・　土砂と砂の配合比率が1：1であることが確認できる。 ・　締め固めを適切な条件で施工している。（巻きだし厚が均一で均等な転圧） ・　盛土材の表面が平坦に仕上げられていることが確認できる。 ・　軟弱地盤での盛り土施工では、沈下量の測定が適正に実施されている。 ・　搬入土砂の数量確認ができる。（伝票等を実施。） ・　搬出土砂の数量確認ができる。（搬出先での数量又はダンプの台数等） ・　盛り土の締固め管理（密度等）が適切に実施されていることが確認できる。 ・　運搬中に水分が浮かんでこないような土の状態であるか、運搬前に確認してから搬出している。 ・　雨天は搬出しない。搬出するときは、シート等で覆い含水比が高くならないように工夫して運搬している事が確認できる。 ・　コーン指数が指定の数値以上であることを確認している。 【ESR工法】 ・　使用材料は、数量をはじめ、安全性が確認できる品質証明書が整理されている。 ・　添加材使用量は、自動計量装置等を使用し、規定分の添加材を添加したことが確認できる。（使用量の確認） ・　工事着手前に配合試験、一軸圧縮試験等を実施し、それに基づいた施工がなされている。 ・　締め固めを適切な条件で施工している。（巻きだし厚が均一で均等な転圧を行っている） ・　盛土材の表面が平坦に仕上げられている。（各層ごと） ・　軟弱地盤での盛土施工では、沈下量の測定が適正に実施されている。 ・　搬入土砂の数量が確認できる。（伝票等を実施） ・　搬出土砂の数量が確認できる。（搬出先での数量又はダンプの台数） ・　盛土の締め固め管理（密度等）が適切に実施されていることが確認できる。 ・　雨天は搬出しない。搬出するときは、シート等で覆い含水比が高くならないように工夫して運搬していることが確認できる。 ・　改良土をストックする場合は、降雨等の影響による品質低下を避けるための処置をほどこしている。 ・　コーン指数が指定の数値以上であることを確認している。					・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示をを行い改善された。 上記該当あれば・・・・d	・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補（手直し）指示を行った。 上記該当あれば・・・・e

別紙3の26―25

工事成績採点の考査項目の考査項目別運表(土木)

［記入方法］該当する項目の・に○マークを記入する。　　(検査職員)

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>工　種</th><th>a　a'　b　b'　c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td>3．出来形及び出来ばえ</td><td>土工事
(改良盛土)</td><td>☆　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。（判断基準参照）
（関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験）
※　ばらつきの判断基準は別紙―4参照
☆　品質が、試験項目、試験基準及び規格値を満足する。</td><td>・品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。</td><td>・品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず、品質が劣る。</td></tr>
<tr><td>Ⅱ
品
質</td><td></td><td>
①「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②評価対象外項目の削除後は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値(評価値)で評価する。
③評価値(　　%)＝該当項目数(　)／評価対象項目数(　)
④なお、削除後の評価対象項目数が3項目以下の場合はC評価とする。
<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきで
判断不可能</th></tr>
<tr><th>ばらつきが小さい</th><th>ばらついている</th><th>ばらつきが大きい</th></tr>
<tr><th colspan="2"></th><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th><th></th></tr>
<tr><td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr>
<tr><td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr>
<tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr>
<tr><td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr>
</table>
注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。
</td><td></td><td></td></tr>
</table>

工事成績採点の考査項目の考査項目別運表（土木）

［記入方法］該当する項目の・に○マークを記入する。　　（検査職員）

考査項目	工　種	a　a'	b　b'	c	d	e
3．出来形及び出来ばえ	ダム工事（重力式コンクリートダム）	☆　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ （関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験） ※　ばらつきの判断基準は別紙―4参照 ☆　品質が、試験項目、試験基準及び規格値を満足する。			・品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	・品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず、品質が劣る。
Ⅱ 品 質		［評価対象項目］ 【共通】 ・　鉄筋の保管管理、組立・加工が適切でことが確認できる。 ・　鉄筋の規格・引張強度・曲げ強度の試験値をミルシート等で確認できる。 ・　工事で発生する濁水の処理（スラッジ、放流水）が適切に管理されている。 【基礎掘削】 ・　必要な岩盤線まで確実に掘削されている。 ・　ゆるみや浮き石等を除去し、仕上げ掘削が適切である。 ・　断層等弱層の処理が適切に行われている。（無い場合は省略、グラウチング等特殊基礎処理は基礎処理で評価） 【ダムコンクリート】 ・　コンクリート用骨材の品質・規格が仕様書に合致し適切である。 ・　設計図書に基づくコンクリートの配合試験または試験練りが行われており、適切なコンクリートの規格（強度・w／c・最大骨材粒径・塩基総量等）が確認できる。（JIS　A―5308以外の生コンを使用する場合） ・　コンクリート打設時の必要な供試体を採取し、強度、スランプ・空気量等が確認できる。 ・　施工条件及び気象条件に適した打設時間、打設時の投入高さ、バイブレーターによる締固め管理、雨水やわき水の処理を行っている。 ・　型枠、支保工の組立が適正で、コンクリート打設後、取り外し時期がコンクリート強度等で適正に管理されている。 ・　コンクリートの現場養生用の供試体が当該現場のものであることが確認できる。 ・　施工の打ち継ぎ目処理（越冬ブロックの処理を含む）が適切である。 ・　目地材、止水板等はよじれなく直線的に仕上がっている。 ・　機器及び部品等で性能検査をするものは、製造者又は公的機関の証明書が整備されている。 ・　コンクリート及びセメントコンクリート製品の使用にあたりアルカリ骨材反応抑制対策の適合を確認している。 【基礎処理】 （ボーリンググラウチング工） ・　計量機器、測定機器のキャリブレーションを実施している。。 ・　水押し試験、透水試験、グラウト注入等の圧力管理が適切である。 ・　所定の深度で改良していることが確認出来る。 ・　注入による変位管理が必要な場合は、確実に管理を行っていることが確認出来る。 ・　追加基準、完了基準に従い、確実に改良がなされている。 （グラウチングトンネル） ・　掘削は、地山を緩ませないように、かつ出来る限り滑らかに仕上げている。 ・　ロックボルト設置が適切で丁寧な施工が行われている。 ・　コンクリート打設時の必要な供試体を採取し、強度、スランプ・空気量等が確認できる。			・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示をを行い改善された。 上記該当あれば・・・・d	・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補（手直し）指示を行った。 上記該当あれば・・・・e

別紙3の26―26

工事成績採点の考査項目の考査項目別運表（土木）

［記入方法］該当する項目の・に○マークを記入する。　　（検査職員）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>工　種</th><th>a</th><th>a'</th><th>b</th><th>b'</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td>3．出来形及び出来ばえ</td><td>ダム工事（重力式コンクリートダム）</td><td colspan="5">☆　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞
（関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験）
※　ばらつきの判断基準は別紙―4参照
☆　品質が、試験項目、試験基準及び規格値を満足する。</td><td>・品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。</td><td>・品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず、品質が劣る。</td></tr>
<tr><td>Ⅱ
品
質</td><td></td><td colspan="5">・　巻き立て補強鉄筋は、所定のカブリが確保されている。
・　湧水やひび割れのないコンクリートの仕上がりが確認できる。

【取水・放流設備】
・　設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、承諾図書として提出していることが確認できる。
・　材料、部品の品質照合の書類（現物照合）を整理し品質の確認ができる。
・　溶接作業にあたり、作業員の技量確認を行っている。
・　放射性透過試験等により溶接箇所の試験結果報告書が作成され、適正に実施されたことが確認できる。
・　鋼材の保管や留付にあたり変形及び表面に損傷を与えないように適切に管理されている。

①「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②評価対象外項目の削除後は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値（評価値）で評価する。
③評価値（　　%）＝該当項目数（　）／評価対象項目数（　）
④なお、削除後の評価対象項目数が3項目以下の場合はC評価とする。

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th></tr>
<tr><th>ばらつきが小さい</th><th>ばらついている</th><th>ばらつきが大きい</th></tr>
<tr><th colspan="2"></th><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th></tr>
<tr><td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr>
<tr><td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr>
<tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr>
<tr><td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr>
</table>
注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。</td></tr>
</table>

別紙3の26―27

工事成績採点の考査項目の考査項目別運表（土木）

［記入方法］該当する項目の・に○マークを記入する。　　（検査職員）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>工　種</th><th>a　　a’　　b　　b’　　c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td>3．出来形及び出来ばえ

Ⅱ
品
質</td><td>トンネル工
（ナトム工法）</td><td>☆　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞
（関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験）
※　ばらつきの判断基準は別紙―4参照
☆　品質が、試験項目、試験基準及び規格値を満足する。

［評価対象項目］
・　仕様書等で定められている、品質管理が実施されている。
・　材料の品質規定証明書が整備されている。
・　日々計測管理を行っており、それに基づいた施工が行われていることが確認できる。
・　金網の継ぎ目を一目以上重ねあわせていることが確認できる。
・　施工に先立ち配合試験を行い、コンクリートの品質向上に取り組んでいる。
・　吹き付けコンクリートは、浮き石等を除いた後に地山と密着するよう施工されている。
・　吹き付けコンクリートの打ち継ぎ部の施工で清掃及び湿潤状態が確認できる。
・　吹き付けコンクリートの跳ね返りの少ないのが確認できる。
・　ロックボルト挿入前にくり粉除去の清掃がなされている。
・　覆工コンクリートは、打設時型枠に変圧を与えていないことが確認できる。
・　コンクリートの打ち継ぎ目処理が、仕様書等の規定に従い実施されている。
・　コンクリートの供試体が、当該現場のものであることが確認できる。
・　型枠等の取り外しに関して適切に管理されている。
・　コンクリート等にクラックがない。

①「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②評価対象外項目の削除後は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値（評価値）で評価する。
③評価値（　　%）＝該当項目数（　）／評価対象項目数（　）
④なお、削除後の評価対象項目数が3項目以下の場合は評価とする。

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきで判断不可能</th></tr>
<tr><th>ばらつきが小さい</th><th>ばらついている</th><th>ばらつきが大きい</th></tr>
<tr><th colspan="2"></th><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th></tr>
<tr><td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a’</td><td>b</td><td>b</td></tr>
<tr><td>75%以上90%未満</td><td>a’</td><td>b</td><td>b’</td><td>b’</td></tr>
<tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b’</td><td>c</td><td>c</td></tr>
<tr><td>60%未満</td><td>b’</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr>
</table>
注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。</td><td>・品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。

・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示をを行い改善された。

上記該当あれば・・・・d</td><td>・品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず、品質が劣る。

・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補（手直し）指示を行った。

上記該当あれば・・・・e</td></tr>
</table>

別紙3の26―28

工事成績採点の考査項目の考査項目別運表（土木）

〔記入方法〕該当する項目の・に○マークを記入する。　　（検査職員）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>工　種</th><th>a</th><th>a'</th><th>b</th><th>b'</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td>3．出来形及び出来ばえ</td><td>グラウチング工</td><td colspan="5">☆　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。（判断基準参照）
（関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験）
※　ばらつきの判断基準は別紙―4参照
☆　品質が、試験項目、試験基準及び規格値を満足する。</td><td>・品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。</td><td>・品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず、品質が劣る。</td></tr>
<tr><td>Ⅱ
品
質</td><td></td><td colspan="5">［評価対象項目］
・　圧力水により孔内のスライムを除去し、洗浄がなされている。
・　せん孔の位置、せん孔長、方向について確認ができる記録が管理されている。
・　グラウト注入のセメントミルクの品質、強度及び充填確認が資料等により確認できる。
・　製造されたセメントミルクの比重を管理していることが確認できる。
・　注入中に注入圧、注入量、注入速度について、管理していることが確認できる。
・　注入中のステージが完了するまで、連続して注入していることが確認できる。
・　グラウチングの効果を確認するため、チエック孔をせん孔し、コア採取、透水試験を実施している。
・　隣接の注入孔との位置関係が写真等で確認できる。（間隔、単位あたり個数等）
・　計量装置は定期的に検査し、その検査結果を監督員に提出していることが確認できる。

①「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②評価対象外項目の削除後は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値（評価値）で評価する。
③評価値（　　%）＝該当項目数（　）／評価対象項目数（　）
④なお、削除後の評価対象項目数が3項目以下の場合は評価とする。</td><td>・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示をを行い改善された。

上記該当あれば・・・・d</td><td>・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補（手直し）指示を行った。

上記該当あれば・・・・e</td></tr>
</table>

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		ばらつきが小さい	ばらついている	ばらつきが大きい	
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

別紙3の26―29

工事成績採点の考査項目の考査項目別運表（土木）

〔記入方法〕該当する項目の・に○マークを記入する。　　（検査職員）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>工　種</th><th>a</th><th>a'</th><th>b</th><th>b'</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td>3．出来形及び出来ばえ

Ⅱ

品

質</td><td>発泡ウレタン工事</td><td colspan="5">☆　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。（判断基準参照）
（関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験）
※　ばらつきの判断基準は別紙―4参照
☆　品質が、試験項目、試験基準及び規格値を満足する。</td><td>・品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。</td><td>・品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず、品質が劣る。</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="5">［評価対象項目］
・　使用材料の品質規格証明書が整備され、特記仕様書の規定する規格・品質を満足している。
・　特記仕様書に基づく発砲ウレタンの配合試験または試験練りが行われており、適切な材料の規格（強度・密度・等）が確認できる。
・　性能試験をするもので公的機関の証明書が整備されている。
・　発砲ウレタンの供試体が当該現場のものであることが確認できる。
・　発砲ウレタンの充填が充分で空隙が生じていない。
・　発砲ウレタンの施工時に供試体を採取し、強度・密度・等が確認できる。
・　使用材料の空缶管理で、充缶及び空缶であることが確実に写真等で確認でき、出荷証明書が整理されている。
・　特記仕様書で定められた制限内の気温・湿度の条件で作業を行っていることが確認できる。
・　湧水・地表水の処理が適切に行われ地山表面の不純物の除去が確実に実施されている。
・　注入量は流量計を使用し、規定分の注入剤を注入したことが確認できる。
・　注入状況を証明する記録用紙には、監督員の検印されたもので整理されている。

①「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②評価対象外項目の削除後は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値（評価値）で評価する。
③評価値（　　%）＝該当項目数（　）／評価対象項目数（　）
④なお、削除後の評価対象項目数が3項目以下の場合は0評価とする。</td><td>・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示をを行い改善された。

上記該当あれば・・・・d</td><td>・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補（手直し）指示を行った。

上記該当あれば・・・・e</td></tr>
</table>

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		ばらつきが小さい	ばらついている	ばらつきが大きい	
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

別紙3の26―30

工事成績採点の考査項目の考査項目別運表（土木）

〔記入方法〕該当する項目の・に○マークを記入する。　　（検査職員）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>工　種</th><th>a　a'　b　b'　c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td>3．出来形及び出来ばえ</td><td>機械設備工事</td><td>☆　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。（判断基準参照）
（関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験）
※　ばらつきの判断基準は別紙―4参照
☆　品質が、試験項目、試験基準及び規格値を満足する。</td><td>・品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。</td><td>・品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず、品質が劣る。</td></tr>
<tr><td>Ⅱ
品
質</td><td></td><td>［評価対象項目］
・　品質や性能確保のための製作着手前の技術検討が充分実施され、内容が確認できる。
・　材料の品質照合がミルシート等（現物照合を含む）で確認でき、満足している。
・　部品の品質、性能が証明書等で確認でき、満足している。
・　機器の品質、機能、性能が成績書等で確認でき、満足している。
・　溶接管理が設計書のとおり実施され、内容が確認でき、欠陥がなく満足している。
・　塗装管理が設計書のとおり実施され、内容が確認でき、欠陥がなく満足している。
・　製品の機能、性能管理が設計図書のとおり実施され、内容が確認でき、欠陥がなく満足している。
・　操作制御関係が、所定の機能を有しているとともに、必要な安全装置、保護装置の機能が確認でき、満足している。
・　設備の総合性能が設計図書のとおり確保され、内容が確認でき、満足している。

①「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②評価対象外項目の削除後は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値（評価値）で評価する。
③評価値（　　%）＝該当項目数（　）／評価対象項目数（　）
④なお、削除後の評価対象項目数が3項目以下の場合はC評価とする。

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきで
判断不可能</th></tr>
<tr><th>ばらつきが小さい</th><th>ばらついている</th><th>ばらつきが大きい</th></tr>
<tr><th colspan="2"></th><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th></tr>
<tr><td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr>
<tr><td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr>
<tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr>
<tr><td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr>
</table>
注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

上記該当あれば・・・・d</td><td>・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示をを行い改善された。

上記該当あれば・・・・d</td><td>・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補（手直し）指示を行った。

上記該当あれば・・・・e</td></tr>
</table>

別紙3の26―31

工事成績採点の考査項目の考査項目別運表（土木）

［記入方法］該当する項目の・に○マークを記入する。　　（検査職員）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>工　種</th><th>a　　a'　　b　　b'　　c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td>3．出来形及び出来ばえ</td><td>維持修繕工事（側溝修繕）（ネプラス工法）</td><td>☆　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。（判断基準参照）
（関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験）
※　ばらつきの判断基準は別紙―4参照
☆　品質が、試験項目、試験基準及び規格値を満足する。</td><td>・品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。</td><td>・品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず、品質が劣る。</td></tr>
<tr><td>Ⅱ
品
質</td><td></td><td>［評価対象項目］
【ネプラス工法】
・　ネプラス工法用製品の品質規格証明書が整理され、特記仕様書の規定する規格・品質を満足している。
・　側溝上部の損傷部を切断及び撤去するに際し、既設部に損傷を与えていないことが確認できる。
・　既設側溝に接続ボルト穴の穿孔作業において、側溝にひび割れ等がない事が確認できる。
・　接続ボルト穴に2液混合エポキシ樹脂接着剤を注入した後、ボルトをセットしていることが確認できる。
・　側溝上部補強金具がグラつかず、固定されていることが確認できる。
・　ネプラス用グラウト材の品質がミルシート等で確認できる。
・　間詰コンクリート（ネプラス用グラウト材）が隙間なく充填されていることが確認できる。
・　ネプラス用グラウトの強度試験を実施し、強度を確認している。
・　ネプラス用グラウト材の空袋管理で、充袋及び空袋であることが確実に写真等で確認でき、出荷証明書が整理されている。

【アスファルト舗装】
・　混合物の温度管理が、プラント出荷時・現場到着時・舗設時等で整理・記録されている。
・　舗設後、直ちに供用する必要がある現場で、交通解放時の温度管理を適切に行っている。
・　気象条件に適した混合物の運搬方法、舗設作業（締固め等）の配慮が行われている。
・　乳剤が均一に散布され、第三者への飛散防止対策、及び構造物への付着などに細心の注意が払われている。
・　アスファルト舗装工の密度試験を実施しおり、規格値が基準密度以上である。
・　表面排水が良好である。

①「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②評価対象外項目の削除後は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値（評価値）で評価する。
③評価値（　%）＝該当項目数（　）／評価対象項目数（　）
④なお、削除後の評価対象項目数が3項目以下の場合はC評価とする。

ばらつきで判断可能：ばらつきが小さい（50%以下）／ばらついている（80%以下）／ばらつきが大きい（80%を超える）／ばらつきで判断不可能
評価値　90%以上：a　a'　b　b
評価値　75%以上90%未満：a'　b　b'　b'
評価値　60%以上75%未満：b　b'　c　c
評価値　60%未満：b'　c　c　c
注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。</td><td>・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示をを行い改善された。

上記該当あれば・・・・d</td><td>・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補（手直し）指示を行った。

上記該当あれば・・・・e</td></tr>
</table>

別紙3の26―32

工事成績採点の考査項目の考査項目別運表（土木）

［記入方法］該当する項目の・に○マークを記入する。　　（検査職員）

考査項目	工　種	a	a'	b	b'	c	d	e
3．出来形及び出来ばえ	電線共同溝工事	☆　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。（判断基準参照） （関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験） ※　ばらつきの判断基準は別紙―4参照 ☆　品質が、試験項目、試験基準及び規格値を満足する。					・品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	・品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず、品質が劣る。
Ⅱ 品 質		［評価対象項目］ ・　材料の品質規定証明書が整備されている。 ・　JIS規格外品について、仕様書の規定する規格、品質を満足している。 ・　基礎地盤の整形、清掃、湧水処理等が適切に実施されていることが確認できる。 ・　管路材の保管、吊り込み、据え付け等に十分注意を払っていることが確認できる。 ・　管路材の現場搬入後、紫外線などによる劣化防止の観点から、管路材をシートなどで防護している。 ・　土留め、ウエルポイント等の仮設が設計図書に基づき適切に施工・管理されていることが確認できる。 ・　二次製品の受け取りを現場代理人などの責任ある者が、製品を確認し受け取り、損傷のないもので施工されている。 ・　施工基面は、平滑で、必要に応じてランマ等で転圧している。（据え付け後の不等沈下で波うっていないこと） ・　埋設管路においては、埋め戻し後に管路が完全に接続されているか否かを通過性能試験及び気密試験により確認している。 ・　狭隘部での機械による埋め戻し施工が困難な場所では、砂または砂質土を用いて水締めにより締め固めている。 ・　埋戻しの砂（洗い砂）はシルト分が無く、ゴミ、泥、その他の異物が混入していないことが確認できる。 ・　管と管との間は突き棒等にて十分突き固めを行っていることが確認できる。 ・　管路の埋戻しに伴い管路上部に埋設標識シートを敷設していることが確認できる。 ・　管設置において、それぞれの管の最小曲げ半径を満足していること確認できる。 ・　プレキャストボックス（特殊部）周囲及び管路部の保護として、十分水締めを行った砂による埋め戻しを行っていることが確認できる。 ・　転用土の締め固めが十分に行われていることが確認できる。 ・　必要な長さを切管して使用する場合は、切管した端面は、内外面とも面取りやすり等を用いて糸面取りを行い、平滑に仕上げている。 ・　管路部に多孔管を用いる場合は、隣接する各ブロックに目違いが生じないよう、かつ上下左右の接合が平滑になるように施工している。 ・　プレキャストボックス（特殊部）の施工にあたっては、基礎について支持力が均等になるように、かつ不陸を生じないように施工している。 ・　プレキャストボックス（特殊部）の施工にあたっては、隣接する各ブロックに目違いによる段差、蛇行が生じないように施工している。 ・　プレキャストボックス（特殊部）の蓋の設置について、ボックス本体及び歩道面と段差が生じないように施工している。 ・　舗装の出来あがりを左右する路盤工が平坦に出来上がっていることが確認できる。 ・　路盤工が設計図書に基づき、所定の厚さ管理が行われ、かつ品質管理が行われている。 ・　路盤工が構造物周辺の絞め固め等で振動ローラー等による入念な施工が実施されている。 ・　混合物の温度管理が、プラント出荷時・現場到着時・舗設時等で整理・記録されている。 ・　乳剤が均一に散布され、第3者への飛散防止対策、及び構造物への付着などに細心の注意が払われている。 ・　舗装工の路肩処理、縁端処理の施工において、細やかな配慮がなされ、丁寧に施工されている。 ・　仮復旧の路面は、ひび割れ、段差等通行の妨げとなるような施工不良が発生せぬよう平滑に仕上げられている。					・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示をを行い改善された。 上記該当あれば・・・・d	・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補（手直し）指示を行った。 上記該当あれば・・・・e

別紙3の26―32

工事成績採点の考査項目の考査項目別運表（土木）

［記入方法］該当する項目の・に○マークを記入する。　　（検査職員）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>工　種</th><th>a　a'　b　b'　c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td>3．出来形及び出来ばえ</td><td>電線共同溝工事</td><td>☆　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。（判断基準参照）
（関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験）
※　ばらつきの判断基準は別紙―4参照
☆　品質が、試験項目、試験基準及び規格値を満足する。</td><td>・品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。</td><td>・品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず、品質が劣る。</td></tr>
<tr><td>Ⅱ
品
質</td><td></td><td>
①「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
②評価対象外項目の削除後は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値（評価値）で評価する。
③評価値（　%）＝該当項目数（　）／評価対象項目数（　）
④なお、削除後の評価対象項目数が3項目以下の場合はC評価とする。
<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">ばらつきで判断可能</th><th rowspan="2">ばらつきで
判断不可能</th></tr>
<tr><th>ばらつきが小さい</th><th>ばらついている</th><th>ばらつきが大きい</th></tr>
<tr><th colspan="2"></th><th>50%以下</th><th>80%以下</th><th>80%を超える</th></tr>
<tr><td rowspan="4">評価値</td><td>90%以上</td><td>a</td><td>a'</td><td>b</td><td>b</td></tr>
<tr><td>75%以上90%未満</td><td>a'</td><td>b</td><td>b'</td><td>b'</td></tr>
<tr><td>60%以上75%未満</td><td>b</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td></tr>
<tr><td>60%未満</td><td>b'</td><td>c</td><td>c</td><td>c</td></tr>
</table>
注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。
</td><td></td><td></td></tr>
</table>

別紙3の26―33

工事成績採点の考査項目の考査項目別運表(土木)

［記入方法］該当する項目の・に○マークを記入する。　　(検査職員)

考査項目	工　種	a	a'	b	b'	c	d	e
3．出来形及び出来ばえ	ゴムチップ舗装工事	☆　品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。(判断基準参照) (関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験) ※　ばらつきの判断基準は別紙―4参照 ☆　品質が、試験項目、試験基準及び規格値を満足する。					・品質関係の試験結果が規格値、試験基準を超えるものがあり、ばらつきが大きい。	・品質関係の試験結果が規格値、試験基準を満足せず、品質が劣る。
Ⅱ　品　質		［評価対象項目］ ・　材料の規格、品質が適正であり、証明書等が整備されている。 ・　舗装・路盤工の締め固めを適切な条件で施工している。 ・　舗装工の出来上がりを左右する路盤工が平坦に出来上がっていることが確認できる。 ・　設計図書に基づく混合物は、配合報告者により適切な配合規格が確認できる。 ・　ゴムチップ・ウレタンバインダーの空袋管理が写真等で確実に確認できる。 ・　材料のゴムチップの保管が水に濡れないように管理されている。 ・　材料(ゴムチップとウレタンバインダー)の混合が3分以上入念に行われ、良くなじんでいることが確認できる。 ・　プライマが均一に散布され、第3者への飛散防止対策、及び構造物への付着などに細心の注意が払われている。 ・　ゴミ、ドロ等の汚れは、清掃・水洗いをし、乾燥させ、ローラー刷毛で均一にプライマを塗布していることが確認できる。 ・　ゴムチップ舗装は降雨の場合、施工していない。 ・　ゴムチップ舗装の敷き均しは、人力でレーキを使用し、厚みを確認しながら平坦に仕上げている ・　ゴムチップ舗装の敷き均し完了後、直ちに熱ローラで転圧し、その後アイロン又はコテにより仕上げている。 ・　ゴムチップ舗装が完了したら、24時間以上の養生を行っており、養生の間は上に乗らないようにしている。 ・　ゴムチップ舗装が完了した後は、硬化を待つ間もゴムチップ舗装が雨に濡れないようにブルーシート等で養生している。 ・　設計図書に基づき、所定の厚さ管理(コア採取は行わず、水糸からの下がり管理、あるいは直接厚さを測定)が行われ、かつ品質管理が行われている。 ・　排水勾配が適正に守られ、水溜りが生じていない。 ・　ゴムチップ舗装の浸透水量(300ml／15sec以上)、すべり抵抗(BPN40以上)を実施している。 ①「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ②評価対象外項目の削除後は、削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値(評価値)で評価する。 ③評価値(　　%)＝該当項目数(　)／評価対象項目数(　) ④なお、削除後の評価対象項目数が3項目以下の場合はC評価とする。					・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示をを行い改善された。 上記該当あれば・・・・d	・品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補(手直し)指示を行った。 上記該当あれば・・・・e

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		ばらつきが小さい	ばらついている	ばらつきが大きい	
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

注　試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。

別紙3の27

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

［記入方法］該当する項目の・に○マークを記入する。　　（ 検 査 職 員 ）

考査項目	細　別	a	b	c	d
3. 出来形及び出来ばえ Ⅲ 出来ばえ	Ⅲ. 出来ばえ	・仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。		・他の事項に該当しない。	・仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。
	コンクリート構造物工事 砂防構造物工事 海岸工事 トンネル工事	・コンクリート構造物の肌が良い。 ・コンクリート構造物の通りが良い。 ・天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 ・クラックがない。 ・漏水がない。 ・全体的な美観が良い。		※該当5項目以上……a 該当4項目以上……b 該当3項目以上……c 該当2項目以下……d	
	コンクリート二次製品構造物工事（管水路工事も含む）	・構造物の通りがよい。 ・天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 ・クラックがない。 ・漏水がない。 ・全体的な美観が良い。 ・小構造物にも細心の注意が払われている。 ・材料の連結、かみ合わせがよい。		※該当6項目以上……a 該当5項目以上……b 該当4項目以上……c 該当3項目以下……d	
	土工事 （盛土・築堤工事等）	・仕上げが良い。 ・通りが良い。 ・端部処理が良い。 ・構造物へのすりつけ等が良い。 ・全体的な美観が良い。		※該当4項目以上……a 該当3項目以上……b 該当2項目以上……c 該当1項目以下……d	
	補強盛土工	・壁面材の割れ、カケがない。 ・基礎上面の平坦性が良い。 ・天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 ・壁面材の目違い、段差が少ない。 ・構造物の通りが良い。 ・全体的な美観が良い。		※該当5項目以上……a 該当4項目以上……b 該当3項目以上……c 該当2項目以下……d	
	切土工事	・規定された勾配が確保されている。 ・法面の浮き石除去等、表面が適切に施工されている。 ・法面勾配の変化部には干渉部等を設置係構造物との取り合いが適切に行われている。 ・施工面の木根等が確実に施工されている。 ・施工面には滞水防止等の処理が適切に行われている。 ・関係構造物との取り合いが適切に行われている。 ・残土等は適切に処理されている。		※該当6項目以上……a 該当5項目以上……b 該当4項目以上……c 該当3項目以下……d	
	護岸・根固・水制工事	・通りが良い。 ・材料のかみ合わせがよい、またはクラックがない。 ・天端、端部の仕上げがよい。 ・既設構造物とのすりつけがよい。 ・隔壁、土台など細部に亘って丁寧な仕上げである。 ・全体的な美観が良い。		※該当5項目以上……a 該当4項目以上……b 該当3項目以上……c 該当2項目以下……d	

別紙3の28

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

［記入方法］該当する項目の・に○マークを記入する。　　（ 検 査 職 員 ）

考査項目	細　別	a	b	c	d
3. 出来形及び出来ばえ Ⅲ 出来ばえ	Ⅲ. 出来ばえ	・仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。		・他の事項に該当しない。	・仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。
	鋼橋工事	・表面に補修箇所がない。 ・部材表面に傷、錆がない。 ・溶接に均一性がある。 ・塗装に均一性がある。 ・全体的な美観が良い。		※該当4項目以上……a 該当3項目以上……b 該当2項目以上……c 該当1項目以下……d	
	砂防工事（かご工事・集水井戸工事・抑止杭工事・排水路工事・水抜きボーリング工事等）	・地山との取り合いが良い。 ・天端仕上げ、端部仕上げが良い。 ・施工管理記録から不可視部分の出来ばえの良さがうかえる。 ・全体的な美観が良い。		※該当3項目以上……a 該当2項目以上……b 該当1項目以上……c 該当項目なし……d	
	舗装工事（橋面舗装も含む）	・舗装の平坦性が良い。 ・構造物の通りが良い。 ・端部処理が良い。 ・構造物へのすりつけ等が良い。 ・雨水処理がよい ・全体的な美観が良い。		※該当5項目以上……a 該当4項目以上……b 該当3項目以上……c 該当2項目以下……d	
	法面工事 （アンカー工も含む）	・構造物の通りが良い。 ・植生、吹付け等の状況が均一である。 ・端部処理がよい。 ・全体的な美観が良い。 ・アンカーの方向が良い。 ・アンカーとプレートに隙間がない。 ・施工管理記録から不可視部分の出来ばえの良さがうかえる。		※該当6項目以上……a 該当5項目以上……b 該当4項目以上……c 該当3項目以下……d	
	基礎工事 （地盤改良等を含む）	・土工関係の仕上げがよい。 ・通りが良い。 ・天端仕上げ、端部仕上げが良い ・施工管理記録から不可視部分の出来ばえの良さがうかえる。		※該当3項目以上……a 該当2項目以上……b 該当1項目以上……c 該当項目なし……d	
	コンクリート橋工事	・コンクリート構造物の肌が良い。 ・コンクリート構造物の通りが良い。 ・天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 ・支承部の仕上げが良い。 ・クラックがない。 ・漏水がない。 ・全体的な美観が良い。		※該当6項目以上……a 該当5項目以上……b 該当4項目以上……c 該当3項目以下……d	
	塗装工事 （工場塗装は除く）	・塗装の均一性が良い。 ・細部まできめ細かな施工がされている。 ・補修箇所がない。 ・全体的な美観が良い。		※該当3項目以上……a 該当2項目以上……b 該当1項目以上……c	

別紙3の29

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

［記入方法］該当する項目の・に○マークを記入する。　　（ 検 査 職 員 ）

考査項目	細　別	a	b	c	d
3. 出来形及び出来ばえ Ⅲ 出来ばえ	Ⅲ. 出来ばえ	・仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。		・他の事項に該当しない。	・仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。
	公園・植栽工事	・支柱の取り付けがきめ細かく施工されている。 ・支柱の取り付けが堅固である。 ・樹木の活着状況が良い ・通りがよい。 ・既設構造物とのすりつけが良い。 ・きめ細かな施工がなされている。 ・全体的な美観が良い。		※該当6項目以上……a 該当5項目以上……b 該当4項目以上……c 該当3項目以下……d	
	砂防工事（捨石、雪崩柵（網））工事 防雪柵（網）工事 維持修繕工事（柵修繕）	・通りがよい。 ・端部処理が良い。 ・部材表面に傷、錆がない。 ・既設構造物とのすりつけが良い。 ・きめ細かな施工がなされている。 ・全体的な美観が良い。		※該当5項目以上……a 該当4項目以上……b 該当3項目以上……c 該当2項目以下……d	
	標識工事（視線誘導標・照	・設備位置に配慮がある。 ・標識の向き、角度、支柱の通りがよい。 ・標識板、支柱に変色がない。 ・支柱基礎の埋め戻し等が入念に施工されている。 ・全体的な美観が良い。		※該当4項目以上……a 該当3項目以上……b 該当2項目以上……c 該当1項目以下……d	
	区画線工事	・塗料の塗布が均一である。 ・視認性が良い。 ・接着状態がよい。 ・施工前の清掃が入念に実施されている。 ・全体的な美観が良い。		※該当4項目以上……a 該当3項目以上……b 該当2項目以上……c 該当1項目以下……d	
	維持修繕工事（道路維持工事・舗装修繕工事等	・小構造物にも細心の注意が払われている。 ・きめ細かな施工がなされいる。 ・既設構造物とのすりつけが良い。 ・全体的な美観が良い。 ・水溜まりが生じていない。		※該当4項目以上……a 該当3項目以上……b 該当2項目以上……c 該当1項目以下……d	
	港湾築造工事（浚渫、海岸築造工事を含む）	・通りが良い。 ・施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 ・構造物の表面及び端部の仕上げが良い。 ・きめ細かな施工がなされいる。 ・全体的な美観が良い。		※該当4項目以上……a 該当3項目以上……b 該当2項目以上……c 該当1項目以下……d	

別紙3の30

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表

［記入方法］該当する項目の・に○マークを記入する。　　（ 検 査 職 員 ）

考査項目	細　別	a	b	c	d
3. 出来形及び出来ばえ Ⅲ 出来ばえ	Ⅲ. 出来ばえ	・仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。		・他の事項に該当しない。	・仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。
	道路工事・歩道工事	・小構造物にも細心の注意が払われている。 ・仕上げが良い。 ・通りがよい。 ・端部処理が良い。 ・既設構造物へのすりつけ等が良い。 ・全体的な美観が良い。		※該当5項目以上……a 該当4項目以上……b 該当3項目以上……c 該当2項目以下……d	
	消雪工事	・仕上げが良い。 ・通りが良い。 ・端部処理が良い。 ・既設構造物とのすりつけが良い。 ・全体的な美観が良い。 ・均等に水がまわる。 ・使用者に対する安全及び環境の配慮が適切である。 ・運転及び保守点検に対する配慮が適切である。		※該当7項目以上……a 該当6項目以上……b 該当5項目以上……c 該当4項目以下……d	
	下水道工事	・通りが良い。 ・漏水がない。 ・クラックがない。 ・マンホールのインバートの仕上げが良い。 ・マンホール天端と路面のすりつけが良い。 ・埋戻し後の路面復旧の状態がよい。 ・施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 ・端部処理が良い。		※該当7項目以上……a 該当6項目以上……b 該当5項目以上……c 該当4項目以下……d	
	維持修繕工事 (河川の河床整形等)	・小構造物にも細心の注意が払われている。 ・きめ細かな施工がなされいる。 ・既設構造物とのすりつけが良い。 ・全体的な美観が良い。 ・水溜まりが生じていない。		※該当4項目以上……a 該当3項目以上……b 該当2項目以上……c 該当1項目以下……d	
	上記以外の工事又は合併工事	・考査項目記述（　　） ・考査項目記述（　　） ・考査項目記述（　　） ・考査項目記述（　　） ・考査項目記述（　　） ※該当工種からの考査事項で考査し、最大考査項目は5項目とする。		※該当4項目以上……a 該当3項目以上……b 該当2項目以上……c 該当1項目以下……d	

別紙3の31

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表(土木)

［記入方法］該当する項目の・に○マークを記入する。　　(検査職員)

考査項目	工種	a	b	c	d
		・　仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。		・　他の事項に該当しない。	・　仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。
3．出来形及び出来ばえ Ⅲ 出 来 ば え	下水道工事 ［管渠補修工事(SPR工法)］ ［管渠補修工事(3Sセグメント工法)］ ［管渠補修工事(ダンピー工法)］	・通りが良い。 ・端部処理(既設底部との)合わせが良い。 ・仕上げ後ひび割れ等がない。 ・きめ細かな施工がなされている。 ・表面が均一に仕上げてある。 ・全体的な美観が良い。			＊該当項目5項目以上・・・・・・・a 該当項目4項目以上・・・・・・・b 該当項目3項目以上・・・・・・・c 該当項目2項目以下・・・・・・・d
	下水道工事 ［反応タンク覆蓋設置工事］	・通りが良い。 ・固定式覆蓋(ドームタイプ)の高さがそろっている。 ・仕上げ後、部材表面にキズ、へこみ、ひび割れ等がない。 ・きめ細かな施工がなされている。 ・レールの取付が堅側である。 ・表面が均一に仕上げてある。 ・全体的な美観が良い。			＊該当項目6項目以上・・・・・・・a 該当項目5項目以上・・・・・・・b 該当項目4項目以上・・・・・・・c 該当項目3項目以下・・・・・・・d
	下水道工事 ［可とうジョイント設置工事］	・通りが良い。 ・端部処理が良い。 ・きめ細かな施工がなされている。 ・表面が均一に仕上げてある。 ・全体的な美観が良い。			＊該当項目4項目以上・・・・・・・a 該当項目3項目以上・・・・・・・b 該当項目2項目以上・・・・・・・c 該当項目1項目以下・・・・・・・d
	下水道工事 ［人孔更生工事(MLR工法)］	・端部処理が良い。 ・継ぎ目部に欠陥が無い。 ・仕上げ後、凸凹が無い。 ・きめ細かな施工がなされている。 ・表面が均一に仕上げてある。 ・全体的な美観が良い。			＊該当項目5項目以上・・・・・・・a 該当項目4項目以上・・・・・・・b 該当項目3項目以上・・・・・・・c 該当項目2項目以下・・・・・・・d
	下水道工事 ［マンホール・管口の耐震化工法］	・端部処理が良い。 ・仕上げが良い。 ・きめ細かな施工がなされている。 ・表面が均一に仕上げてある。 ・全体的な美観が良い。			＊該当項目4項目以上・・・・・・・a 該当項目3項目以上・・・・・・・b 該当項目2項目以上・・・・・・・c 該当項目1項目以下・・・・・・・d
	コンクリート構造物工事 ［下水道防食工事］	・きめ細かな施工がなされている。 ・端部処理が良い。 ・塗装に均一性がある。 ・表面が均一にに仕上げてある。 ・全体的な美観が良い。			＊該当項目4項目以上・・・・・・・a 該当項目3項目以上・・・・・・・b 該当項目2項目以上・・・・・・・c 該当項目1項目以下・・・・・・・d

別紙3の32

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（土木）

［記入方法］該当する項目の・に○マークを記入する。　　（検査職員）

考査項目	工種	a	b	c	d
		・　仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。		・　他の事項に該当しない。	・　仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。
3．出来形及び出来ばえ Ⅲ 出 来 ば え	水管橋工事 （架設・床板）	・きめ細かな施工がなされている。 ・端部処理が良い。 ・表面が均一に仕上げてある。 ・部材表面に傷、錆が無い。 ・溶接に均一性が有る。 ・塗装に均一性が有る。 ・全体的な美観が良い。			＊該当項目6項目以上・・・・・・・a 該当項目5項目以上・・・・・・・b 該当項目4項目以上・・・・・・・c 該当項目3項目以下・・・・・・・d
	橋梁補修工事 （伸縮装置補修工事）	・通りが良い。 ・きめ細やかな施工がなされている。 ・既設構造物とのすりつけが良い。 ・全体的な美観が良い。 ・水溜りが生じていない。			＊該当項目4項目以上・・・・・・・a 該当項目3項目以上・・・・・・・b 該当項目2項目以上・・・・・・・c 該当項目1項目以下・・・・・・・d
	橋梁補修工事 （落橋防止装置設置工事）	・通りが良い。 ・きめ細やかな施工がなされている。 ・既設構造物とのすりつけが良い。 ・全体的な美観が良い。 ・部材表面に傷、錆が無い。			＊該当項目4項目以上・・・・・・・a 該当項目3項目以上・・・・・・・b 該当項目2項目以上・・・・・・・c 該当項目1項目以下・・・・・・・d
	橋梁補修工事 （外ケーブル工法工事）	・表面に補修個所が無い。 ・部材表面に傷、錆が無い。 ・塗装に均一性がある。 ・定着部の仕上げが良い。 ・全体的な美観が良い。			＊該当項目4項目以上・・・・・・・a 該当項目3項目以上・・・・・・・b 該当項目2項目以上・・・・・・・c 該当項目1項目以下・・・・・・・d
	鋼管防蝕工事 （ペトロラタムライニング工法・TP工法）	・表面に凹み等変状が無い。 ・保護カバー表面に傷が無い。 ・さや管の施工位置が杭全体で揃っている。 ・さや管の接合部に隙間が無い。 ・全体的な美観が良い。			＊該当項目4項目以上・・・・・・・a 該当項目3項目以上・・・・・・・b 該当項目2項目以上・・・・・・・c 該当項目1項目以下・・・・・・・d
	コンクリート構造物補強工事 （炭素繊維補強工事）	・通りが良い。 ・端部処理が良い。 ・仕上げ後はがれ等がない。 ・表面が均一に仕上げてある。 ・きめ細やかな施工がなされている。 ・全体的な美観が良い。			＊該当項目5項目以上・・・・・・・a 該当項目4項目以上・・・・・・・b 該当項目3項目以上・・・・・・・c 該当項目2項目以下・・・・・・・d

別紙3の33

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表(土木)

［記入方法］該当する項目の・に○マークを記入する。　　(検査職員)

考査項目	工種	a	b	c	d
		・　仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。		・　他の事項に該当しない。	・　仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。
3．出来形及び出来ばえ Ⅲ 出 来 ば え	コンクリート構造物補修工事 ［断面修復］	・きめ細かな施工がなされている。 ・端部処理が良い。 ・通りが良い。 ・表面が均一で漏水がない。 ・全体的な美観が良い。			＊該当項目4項目以上・・・・・・・a 該当項目3項目以上・・・・・・・b 該当項目2項目以上・・・・・・・c 該当項目1項目以下・・・・・・・d
	コンクリート構造物工事 ［エポシキ樹脂鉄筋使用］	・コンクリート構造物の肌が良い。 ・コンクリート構造物の通りが良い。 ・天端仕上げ、端部仕上げ後が良い。 ・クラックが無い。 ・漏水がない。 ・全体的な美観が良い。			＊該当項目5項目以上・・・・・・・a 該当項目4項目以上・・・・・・・b 該当項目3項目以上・・・・・・・c 該当項目2項目以下・・・・・・・d
	海岸工事 ［緩傾斜護岸］	・コンクリート構造物の肌が良い。 ・コンクリート構造物の通りが良い。 ・天端仕上げ、端部仕上げ後が良い。 ・クラックが無い。 ・漏水がない。 ・全体的な美観が良い。			＊該当項目5項目以上・・・・・・・a 該当項目4項目以上・・・・・・・b 該当項目3項目以上・・・・・・・c 該当項目2項目以下・・・・・・・d
	潜堤工事 ［潜堤・人口リーフ］	・通りが良い。 ・施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 ・天端及び端部の仕上げが良い。 ・きめ細かな施工がなされている。 ・全体的な美観が良い。			＊該当項目4項目以上・・・・・・・a 該当項目3項目以上・・・・・・・b 該当項目2項目以上・・・・・・・c 該当項目1項目以下・・・・・・・d
	港湾工事 (岸壁工)	・コンクリート構造物の肌が良い。 ・構造物の通りが良い。 ・構造物の表面及び天端仕上げ、端部位上げ等が良い。 ・クラックが無い。 ・舗装の平坦性が良い。 ・施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 ・きめ細かな施工がなされている。 ・全体的な美観が良い。			＊該当項目7項目以上・・・・・・・a 該当項目6項目以上・・・・・・・b 該当項目5項目以上・・・・・・・c 該当項目4項目以下・・・・・・・d
	海岸工事 ［養浜工］	・仕上げが良い。 ・通りが良い。 ・端部処理が良い。 ・全体的な美観が良い。			＊該当項目3項目以上・・・・・・・a 該当項目2項目以上・・・・・・・b 該当項目1項目以上・・・・・・・c 該当項目なし・・・・・・・・・d

別紙3の34

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（土木）

［記入方法］該当する項目の・に○マークを記入する。　　（検査職員）

考査項目	工種	a	b	c	d
		・　仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。		・　他の事項に該当しない。	・　仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。
3．出来形及び出来ばえ Ⅲ 出 来 ば え	漁礁工事 ［コンクリート及び鋼製部材］	・コンクリート構造物の肌が良い。 ・クラックがない。 ・部材表面に傷、錆が無い。 ・溶接に均一性がある。 ・きめ細かな施工がなされている。 ・全体的な美観が良い。			＊該当項目5項目以上・・・・・・・a 該当項目4項目以上・・・・・・・b 該当項目3項目以上・・・・・・・c 該当項目2項目以下・・・・・・・d
	砂防構造物工事 ［鋼製枠砂防堰堤工事］	・地山との取り合いが良い。 ・天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 ・きめ細かな施工がなされている。 ・通りが良い。 ・全体的な美観が良い。			＊該当項目4項目以上・・・・・・・a 該当項目3項目以上・・・・・・・b 該当項目2項目以上・・・・・・・c 該当項目1項目以下・・・・・・・d
	ポケット式落石防護網工事	・通りが良い。 ・端部処理が良い。 ・表面部材に傷、錆がない。 ・支持用アンカーとベースプレートに隙間が無い。 ・きめ細かな施工がなされている。 ・全体的な美観が良い。			＊該当項目5項目以上・・・・・・・a 該当項目4項目以上・・・・・・・b 該当項目3項目以上・・・・・・・c 該当項目2項目以下・・・・・・・d
	雪崩防止柵工事 ［フェンスタイプ］	・通りが良い。 ・端部処理が良い。 ・表面部材に傷、錆がない。 ・既設構造物とのすりつけが良い。 ・きめ細かな施工がなされている。 ・全体的な美観が良い。			＊該当項目5項目以上・・・・・・・a 該当項目4項目以上・・・・・・・b 該当項目3項目以上・・・・・・・c 該当項目2項目以下・・・・・・・d
	スノーシェッド工事 （二次製品）	・コンクリート構造物の肌が良い。 ・コンクリート構造物の通りが良い。 ・天端仕上げ、端部仕上げ後が良い。 ・クラックがない。 ・漏水がない。 ・材料の連結、かみ合わせが良い。 ・全体的な美観が良い。			＊該当項目6項目以上・・・・・・・a 該当項目5項目以上・・・・・・・b 該当項目4項目以上・・・・・・・c 該当項目3項目以下・・・・・・・d
	ダム工事 ［重力式コンクリートダム］	・コンクリート構造物の肌が良い。 ・コンクリート構造物の通りが良い。 ・天端仕上げ、端部仕上げ後が良い。 ・クラックがない。 ・全体的な美観が良い。			

別紙3の35

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表（土木）

［記入方法］該当する項目の・に○マークを記入する。　　（検査職員）

考査項目	工種	a	b	c	d
		・　仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。		・　他の事項に該当しない。	・　仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。
3．出来形及び出来ばえ Ⅲ 出 来 ば え	トンネル工事 ［ナトム工法］	・ボルトが見えないように、コンクリートを吹き付けている。 ・天端仕上げ、端部仕上げ後が良い。 ・クラックが無い。 ・漏水が無い。 ・全体的な美観が良い。			＊該当項目4項目以上・・・・・・・a 該当項目3項目以上・・・・・・・b 該当項目2項目以上・・・・・・・c 該当項目1項目以下・・・・・・・d
	グラウチング工	・グラウチングが万遍なく注入されている。 ・天端仕上げ、端部仕上げ後が良い。 ・クラックが無い。 ・漏水が無い。 ・全体的な美観が良い。			＊該当項目4項目以上・・・・・・・a 該当項目3項目以上・・・・・・・b 該当項目2項目以上・・・・・・・c 該当項目1項目以下・・・・・・・d
	発砲ウレタン工事	・仕上げが良い。 ・端部処理が良い。 ・構造物へのすりつけ等が良い。 ・施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さがうかがえる。 ・漏水・雨水処理が良い。			＊該当項目4項目以上・・・・・・・a 該当項目3項目以上・・・・・・・b 該当項目2項目以上・・・・・・・c 該当項目1項目以下・・・・・・・d
	機械設備工事	・仕上り状態が良く、全体的な美観に優れている。 ・主設備、関連設備，操作制御設備が全体的に統制されており、運転操作性が優れている。 ・異常な振動、騒音が無く、動きもスムーズで、総合的な機能、運転性能が優れている。 ・公共物としての安全、環境、維持管理への配慮が良い。 ・溶接、塗装、組立て等細部に渡る配慮が良い。			＊該当項目4項目以上・・・・・・・a 該当項目3項目以上・・・・・・・b 該当項目2項目以上・・・・・・・c 該当項目1項目以下・・・・・・・d
	維持修繕工事（側溝修繕） ［ネプラス工法］	・通りが良い。 ・ネプラスの高さがそろっている。 ・きめ細かな施工がなされている。 ・表面が均一に仕上げてある。 ・全体的な美観が良い。			＊該当項目4項目以上・・・・・・・a 該当項目3項目以上・・・・・・・b 該当項目2項目以上・・・・・・・c 該当項目1項目以下・・・・・・・d
	電線共同溝工事	・端部処理が良い。 ・通りが良い。 ・仕上げが良い。 ・きめ細かな施工がなされている。 ・既設構造物へのすりつけ等が良い。 ・全体的な美観が良い。			＊該当項目5項目以上・・・・・・・a 該当項目4項目以上・・・・・・・b 該当項目3項目以上・・・・・・・c 該当項目2項目以下・・・・・・・d

別紙3の36

工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表(土木)

［記入方法］該当する項目の・に○マークを記入する。　　(検査職員)

考査項目	工種	a	b	c	d
		・　仕上げがきめ細かく、全体的に美観が良い。		・　他の事項に該当しない。	・　仕上げが悪く、全体的に美観が悪い。
3．出来形及び出来ばえ Ⅲ 出 来 ば え	ゴムチップ舗装工事	・舗装の平坦性が良い。 ・端部処理が良い。 ・雨水処理が良い。 ・構造物のすりつけ等が良い。 ・着色にむらがなく、均一に仕上げられている。 ・全体的な美観が良い。			＊該当項目5項目以上・・・・・・・a 該当項目4項目以上・・・・・・・b 該当項目3項目以上・・・・・・・c 該当項目2項目以下・・・・・・・d

別紙4

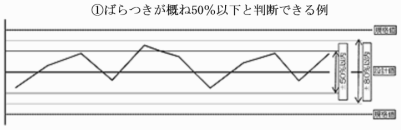
【記入方法及び留意事項】

1．出来形のばらつきの考え方　　バラツキの判断は、原則としてサンプル数が10個以上について行うものとするが、サンプル数が10個未満においても、出来形管理項目全てを総合的に評価できるものとする。また、必要以上に測定基準を超えてサンプル数を10個以上としたものは評価しない。

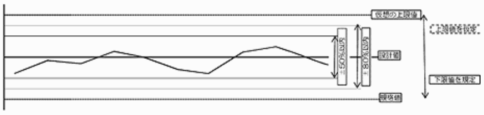
［管理図の場合］

【上・下限値がある場合】

①ばらつきが概ね50%以下と判断できる例

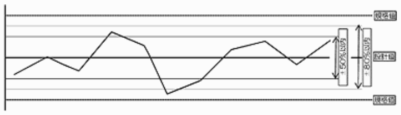


【下限値のみの場合】



※上限値のない場合のばらつきの考え方は、下限値と同様な値があるものと仮定しばらつきの%を考慮する。

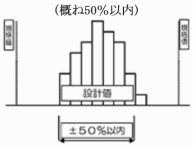
②ばらつきが概ね80%以下と判断できる例



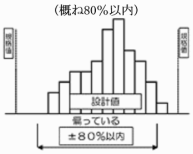
※概ねとは、打点数の90%以上とする。

［度数表またはヒストグラムの場合］

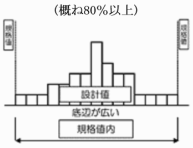
【ばらつきが小さい】
（概ね50%以内）



【ばらついている】
（概ね80%以内）



【ばらつきが大きい】
（概ね80%以上）



2. 品質のばらつきの考え方

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		ばらつきが小さい	ばらついている	ばらつきが大きい	
		概ね50%以内	概ね80以内	概ね80%以上	
評価値	90%以上	a	a′	b	b
	75%以上90%未満	a′	b	b′	b′
	60%以上75%未満	b	b′	c	c
	60%未満	b′	c	c	c

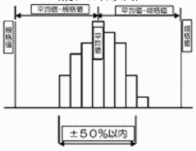
※バラツキの判断が可能な工種(主なもの)
①コンクリートの圧縮強度(現場養生、テストハンマー等)
②路体、路床、下層路盤、上層路盤、舗装の現場密度等

(1)バラツキはサンプル数が10個以上について、バラツキの判断を行う。(原則としてサンプル数が10個未満では、バラツキの判断不可能とする。)

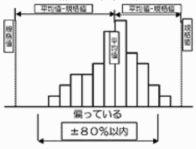
(2)規格値、試験基準を満足し、度数分布が(平均値―規格値)の±50%以内の範囲にある場合は、バラツキが少ないと判断する。

(3)生コンクリートのスランプ、空気量、標準養生の圧縮強度、単位水量については、レディーミクストコンクリートの品質を保証するための必要な品質管理であるため、工事成績評定の品質の評価対象としない。但し、コンクリート現場養生及びテストハンマーの圧縮強度については、この限りでない。

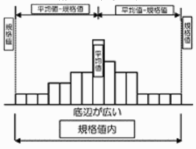
【ばらつきが小さい】
(概ね50%以内)



【ばらついている】
(概ね80%以内)



【ばらつきが大きい】
(概ね80%以上)



3. 多工種複合工事の取り扱い

(1)主たる工種で評定する。なお、多工種で評定対象が重要な場合はこの限りでない。

(2)コンクリート橋はプレテンション桁等、工場で製作される構造物も対象とする。

4. コンクリート構造物のクラックについて

「有害なクラック」としないクラックは、構造物に発生したクラックの内、「コンクリートのひび割れ調査、補修・補強指針―2009」第4章、4. 2評価Ⅰの手法を参考に下記のとおりとする。なお、有害なクラックが補修済であっても「有害なクラックが発生していた事実」をもって、有害なクラックがあるものとする。

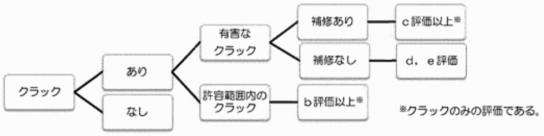
(1)コンクリートの耐久性(鋼材の腐食として鉄筋コンクリートを対象としているが、無筋コンクリートも同様とする)

進行性のないクラックを対象とし、表面の幅が0.2㎜以下のクラック

(2)防水性・水密性が求められる構造物(鉄筋及び無筋コンクリート)

進行性のない貫通するクラックを対象とし、表面の幅が0.05㎜以下のクラック

コンクリート構造物のクラックの評価について



クラックが発生した構造物は、検査の前までに発注者と協議して対応する。

1. 有害なクラックについては、補修されている場合でも、「・有害なクラックがない」のチェック項目は×とする。補修されていなければ、d以下の評価とする。
2. 有害なクラック以外は「・有害なクラックがない」のチェック項目は○とし、b評価以上とする。
3. 補修を必要とするひび割れがある場合に、ひび割れ調査を実施していないときは、評価を1ランク落とすものとする。
4. 出来ばえについて、適切な補修等がしてある場合は「クラックなし」とする。

＊1新潟県土木工事標準仕様書別添様式―2のひび割れ調査票の必要があるコンクリート構造物とは、高さが、5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が25m²以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工及び高さが3m以上の堰・水門・樋門を対象(ただしいずれの工種についてもプレキャスト製品およびプレストレストコンクリートは対象としない)とする。
＊2上記＊1以外の鉄筋及び無筋コンクリート構造物については、別添様式―2を求めないが、独自にひび割れ調査を行うものとする。ただし、コンクリートの品質、打設方法、型枠・支保工の設置・撤去、養生方法等、材料・施工に起因して発生した可能性を精査し、品質に関する評価対象項目を適切に評価し判定するものとする。

なお、クラックについては、「コンクリートのひび割れ調査、補修、補強指針」(日本コンクリート工学協会)、「コンクリート標準示方書〔維持管理編〕」(土木学会)を参考とできるが、「コンクリート診断士」に相談することも考慮する。

5. その他
(1)「施工プロセス」チェックリストを活用して、評定を行う。
(2)「4. 工事特性」「5. 創意工夫」「6. 社会性等」は、請負者から提出された実施状況に関する書類を活用して、評定を行う。

別紙5の1

「施工プロセス」のチェックリスト

1　工事名　　工事

2　工期　平成　年　月　日～平成　年　月　日　　3　施工業者　　監督員名

①「施工プロセス」チェックリストは、標準仕様書、約款、建設業法、労働安全衛生法等に基づき、施工に必要なプロセスが適切に施工されているかを主任監督員が確認する。

②チェック欄では、土木事務所内での書類・写真等での確認もしくは現場確認等により、その内容がOKであれば□欄にレマークを、OKでなければ備考欄に指示事項や是正状況を記入する。

③用語の定義　契約後：当初契約後、変更後：工期内に行う契約変更後。

考査項目	種別	確認項目	チェックリスト一覧表	チェック欄 着手前	チェック欄 施工中	チェック欄 施工中	チェック欄 完成時	備考
Ⅰ施工体制	Ⅰ施工体制一般	○工程表	・契約締結の日から起算して7日以内に、工程表が提出された。（約款第3条） （契約後、変更後）	□	□	□		仕様書1編(章)1―1―4(土木は編、港湾は章) ・事務所に提出した日で判定すること。
		○CORINSへの登録	・事前に監督員の確認を受け、契約締結後の10日以内に登録機関に申請した。 (請負金額　2500万円以上が対象工事)(契約後、登録技術者変更時、完成時)		□	□	□	変更時の技術者は主任、監理技術者のみ。現場代理人や前記以外の技術者変更は申請不要 ・CORINSへの登録日付は登録機関の登録日で判定する。 ・受注、変更、完成時の登録は写しの提出をもって確認する。 ・変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できる。
		○建設業退職金共済制度等	・掛金収納書を工事完成時に確認した。 （完成時）				□	中小企業退職金共済制度加入者は、これに読み替える。
			・「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識が現場に掲示している。 （施工時1回程度）		□			中小企業退職金共済制度加入者は、対象外
			る。 （施工時1回程度）		□			
			・建設業退職金共済証紙の配付状況が受払簿等により確認できる。 （施工時1回程度）		□			・下請各業者への証紙の配付状況を受払簿で確認する。 中小企業退職金共済制度加入者は、対象外
		○工事費内訳表	・契約締結の7日以内に、所定の様式で提出した。 （約款第3条　甲が工事の内容に照らし必要あると認める時） （契約後）	□				・一般的な工事では提出を求めない。

別紙5の2

「施工プロセス」のチェックリスト

考査項目	種別	確認項目	チェックリスト一覧表	チェック欄 着手前	施工中			完成時	備考
Ⅰ施工体制	Ⅰ施工体制一般	○施工体制台帳	・施工体制台帳を現場に備え付け、かつ、同一のものを提出した。 （下請総額3千万円未満の場合はチェック不要） （施工時の当初、施工体制変更時）	■	□	□	□	■	仕様書1編1―1―12 ・施工体制台帳が適正に記入されている。 ・変更がある毎に、監督職員に提出されている。
			・施工体制台帳に下請契約書（写し）及び下請通知書を添付している。 （同　上）　（施工時の当初、施工体制変更時）	■	□	□	□	■	
			・施工体制台帳に、下請金額を記入している。 （同　上）　（施工時の当初、施工体制変更時）	■	□	□	□	■	
		○施工体系図	・施工体系図を現場の工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲げている。（甲が工事の内容に照らし必要がある場合は、下請総額3千万円未満の場合でもチェック）　（施工時の当初、施工体制変更	■	□	□	□	■	仕様書1編（章）1―1―12 ・変更がある毎に、監督職員に提出されている。
			・施工体系図に記載のない業者が作業していない。 （同　上）　（施工時）	■	□	□	□	■	
			・施工体系図に記載されている主任技術者及び施工計画書に記載されている技術者が本人である。 （同　上）　（施工時の当初、施工体制変更時）	□	□	□	□	□	
		○建設業許可標識	・「建設業許可票」の標識を、公衆の見やすい場所に設置し、監理技術者名等を正しく記載している。 （施工時1回程度）	■	□	■	■	■	・建設業の許可票を下請けを含めて設置している。
	2 配置技術者	○現場代理人	・現場代理人は、現場に常駐している。（約款11条） （施工時）	■	□	□	□	■	・常駐の作業日報がある。 ・年休、他官庁打合せ等で現場にいなくても常駐とする。 ・変更した場合、適切に引き継いでいる。
			・現場代理人は、監督員との連絡調整を書面で行っている。 （施工時適宜）	■	□	□	□	■	・口頭連絡でも、後日書面で整理している。
		○専門技術者	・専門技術者を専任し、配置している。（建設業法第26条の2、下請総額3,000万円以上監理技術者、未満主任技術者） （施工計画時、施工時適宜）	□	□	□	□	■	
		○作業主任者	・作業主任者を選任し、配置している。（安全衛生法第14条） （施工計画時、施工時適宜）	□	□	□	□	■	
		○潜水作業従事者	・潜水作業従事者を適正人員配置している。（港湾工事） （施工計画時、施工時適宜）	□	□	□	□	■	・作業サイクルと人員配置について確認する。 ・組織体系と責任者及び連絡網を確認する。

別紙5の3

「施工プロセス」のチェックリスト

考査項目	種別	確認項目	チェックリスト一覧表	チェック欄 着手前	チェック欄 施工中	チェック欄 施工中	チェック欄 施工中	チェック欄 完成時	備考
1 施工体制	2 配置技術者	○海上起重作業船団長	・海上機重作業船団長を配置している。（港湾工事） （施工計画時、施工時適宜）	□	□	□	□		・作業サイクルと人員配置について確認する。 ・組織体系と責任者及び連絡網を確認する。
		○監理技術者（主任技術者の専任制）	・資格者証の内容を確認した。（建設業法第26条の4）（着手前）	□					・資格証を携行していることを確認する。
			・配置予定技術者、通知による監理技術者、施工体制台帳に記載された監理技術者と監理技術者証に記載された技術者及び本人が同一であった。 （着手前）	□					
			・現場に常駐していた。 （施工時）		□	□	□		・常駐の作業日報がある。 ・年休、他官庁打合せ等で現場にいなくても常駐とする。 ・変更した場合、適切に引き継いでいる。
			・施工計画や工事に係る工程、技術的事項を把握し、主体的に係わっていた。 （施工時、打合せ時）		□	□	□		・各下請業者に対しても指導的な役割を担っているか確認。
			・施工に先だち、創意工夫又は提案をもって工事を進めている。 （施工時適宜）		□	□	□		
		○現場技術者	・現場技術員との対応が適切である。 （建設コンサルタント等に現場技術業務委託の場合）（施工時適宜）		□	□	□		仕様書1編（章）1―1―8 ・建設技術センター業務委託がこれに該当。
		○下請者の把握	・下請者が工事指名参加資格者である場合には、指名停止期間中でない。 （施工時適宜）		□	□	□		仕様書1編（章）1―1―11
		○緊急連絡網	・異常時、緊急時の対応・情報伝達・組織等が確立され現場の見やすい場所に掲示してある。 （施工時1回程度）		□				
2 施工状況	1 施工管理	○設計図書の照査	・約款第19条第1項(1)から(5)に係わる設計書の照査を行なっている。 （着手前、施工時適宜）	□	□	□	□		仕様書1編（章）1―1―3
			・現場との相違事実がある場合、その事実が確認できる資料を書面により提出して確認を受けた。 （着手前、施工時適宜）	□	□	□	□		

別紙5の4

「施工プロセス」のチェックリスト

考査項目	種別	確認項目	チェックリスト一覧表	チェック欄 着手前	チェック欄 施工中	チェック欄 施工中	チェック欄 施工中	チェック欄 完成時	備考
2 施工状況	I 施工管理	○施工計画書	・施工（変更を含む）に先立ち、監督員に提出した。（設計金額が500万円未満の簡易工事は監督員の承諾を得て提出不要と出来る。）（着手前、変更時）	□	□	□			仕様書1編（章）1―1―5 ・施工計画書が概ね1ヶ月以内に提出されている。
			・記載内容と現場施工方法が一致している。（同　上）（施工時適宜）		□	□	□		
			・記載内容（作業手順書等）と現場施工体制が一致している。（同　上）（施工時適宜）		□	□	□		
			・記載内容が、設計図書・現場条件等を反映している。（同　上）（着手時・変更時）	□	□	□			
		○施工管理・工事材料管理・出来型、品質管理	・工事材料の品質を証明する資料を整備、保管し提出している。（検査時）					□	仕様書1編（章）1―1―21
			・自社の管理基準を持ち、その基準により社内検査が完了している事が書面で確認できる。（着手時・検査時）	□				□	・施工計画書に記載されているかを確認する。（着手前チェック欄を設けた。）
			・出来型・品質管理が工事の施工と並行してその都度行っていることが書面にて確認できる。（土木工事施工管理基準4）（施工時または検査時）		□			□	・段階確認時に整理されているかを確認。
		○イメージアップ	・絵パネル・標語パネル・フラワーポット・作業員休憩棟・記念植樹・安全旗掲揚・現場事務所カーペットフロアー・エアコン・2重サッシ・応接室・冷蔵庫・会議室・雨具掛室・談話室・観葉植物・シャワー室・水洗トイレ・内階段・食堂・洗面所・更衣室・洗濯機（施工時適宜）		□	□	□		・イメージアップ費で計上していない工事のみチェックする。
		○検査（確認を含む）及び立会い等の調整	・監督員の立合に当たって、あらかじめ立合願を提出している。（施工時適宜）		□	□	□		仕様書1編（章）1―1―22
			・段階確認の確認時期が、適切である。（土木工事監督基準別表2）（施工時適宜）		□	□	□		
		○工事の着手	・契約締結の日から起算して7日以内に工事に着手した。（着手時）	□					仕様書1編（章）1―1―10 ・事務所に着手届けを提出した日で判定すること。

別紙5の5

「施工プロセス」のチェックリスト

考査項目	種別	確認項目	チェックリスト一覧表	チェック欄 着手前	チェック欄 施工中	チェック欄 施工中	チェック欄 施工中	チェック欄 完成時	備考
2 施工状況	Ⅰ 施工管理	○支給材料及び貸与品	・使用予定日の14日前までに、品名、数量、品質、規格又は性能を記した要求書を提出した。 (施工時適宜)	■	□	□	□	■	仕様書1編(章)1—1—18
		○建設副産物及び建設廃棄物	・請負者は、産業廃棄物管理票(マニュフェスト)により適正に処理されていることを確認し、監督員に提示(資料を示し説明)した。 (施工時適宜)	■	□	□	□	■	仕様書1編(章)1—1—20
			・再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め監督員に提出した。 (施工前)	■	□	■	■	■	・施工計画書に再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書が当初から添付されている。
		○指定建設機械の確認	・指定建設機械(排出ガス対策型、低騒音型、低振動型建設機械)を使用している。 (施工時)	■	□	□	□	■	・特記仕様書に記載した指定型式を確認。
	Ⅱ 工程管理	○工程管理	・工程のフォローアップ等を実施し、工程の管理を行っている。 (施工時適宜)	■	□	□	□	■	・変更に伴う工程表が速やかに提出されているか確認。
			・現場設計内容の変更への対応が早く、また地元調整を積極的に行い、その結果を書類で提出した。 (施工時適宜)	■	□	□	□	■	・工事内容の変更に関する理解が的確。 ・変更に対する対外的な調整が適切。
			・官公庁の休日または夜間に作業を行った場合、事前に書面で提出した。 (施工前)	■	□	□	□	■	仕様書1編(章)1—1—42
	Ⅲ 安全対策	○安全活動	・新規入場者に対する安全教育を実施し、記録がある。 (施工時または検査時)	■	□	■	■	□	仕様書1編(章)1—1—32
			・安全教育・訓練を4時間／月以上実施し、記録がある。 (施工時または検査時)	■	□	■	■	□	・「記録」でチェック。 ・事例は適切なものを使用しているか。
			・安全パトロール、作業前安全ミーティング(KY)等を実施し、記録がある。 (施工時または検査時)	■	□	■	■	□	・「記録」でチェック。
			・店社パトロールを1回／月以上実施し、記録が整備されている。 (施工時または検査時)	■	□	■	■	□	・「記録」でチェック。

別紙5の6

「施工プロセス」のチェックリスト

考査項目	種別	確認項目	チェックリスト一覧表	チェック欄 着手前	チェック欄 施工中	チェック欄 完成時	備考
2施工状況	Ⅲ 安全対策	○安全活動	・災害防止協議会等を設置し、活動記録がある。 (同一現場で複数の業者が作業する場合に設置される) (施工時または検査時)	■	□	□	・「記録」でチェック。
			・使用機械(港湾工事の場合は船舶・機械)、車輌等の点検整備等が管理され、記録がある。 (施工時または検査時)	■	□	□	・「点検記録」をチェックする。
			・重機操作で、誘導員配置や重機と人との行動範囲の分離措置がなされた点検記録(機械の作業計画書)等がある。 (施工時または検査時)	■	□	□	・「点検記録」をチェックする。
			・山留め、仮締切等の設置後の点検及び管理の記録がある。 (施工時または検査時)	■	□	□	・「点検記録」をチェックする。
			・足場や支保工の組立完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等により実施され、記録がある。 (施工時または検査時)	■	□	□	・「点検記録」をチェックする。
			・交通誘導員、交通安全施設が配置計画に基づき適正に配置されているとともに、交通誘導員の勤務実績が管理された記録がある。 (施工時または検査時)	■	□ □ □	□	「交通誘導員勤務実績表」等で勤務状況をチェック
			・工事現場内・資機材置場・危険物置場の整理整頓がなされている。 (施工時または検査時)	■	□	□	・場内整理が徹底しているか確認。
		○安全パトロールの指摘事項の処理	・各種安全パトロールでの指導事項や是正事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正報告した記録がある。 (施工時または検査時)	■	□	□	
	Ⅳ 対外関係	○関係機関等	・関係官公庁等の関係機関との折衝及び調整をした記録がある。 (施工時または検査時)	■	□	□	仕様書1編(章)1―1―41 ・「記録」でチェック。
			・地元住民や地権者との施工上必要な交渉、工事の施工に関しての苦情対応を適切に行い、記録がある。 (施工時または検査時)	■	□	□	・「記録」でチェック。
			・隣接工事又は施工上密接に関連する工事の請負業者と相互に協力を行っている記録がある。 (施工時または検査時)	■	□	□	・「記録」でチェック。

別紙5の7

「施工プロセス」のチェックリスト　（工事主管課長又は工事主管係長が確認する）

1　工事名　　工事

2　工期　平成　年　月　日～平成　年　月　日　　3　確認内容

①この「施工プロセス」チェックリストは、標準仕様書、約款、建設業法、労働安全衛生法等に基づき、発注者として特に施工上必要な工程・安全管理について適切に施工されているかを総括監督員が確認する。

②チェック欄では、地域整備部内での書類・写真等での確認もしくは現場確認等により、その内容がOKであれば□欄にレマークを入れ、記入欄に確認項目を記録し、そこに指示事項や是正状況を記入する。

③用語の定義　契約後：当初契約後、変更後：工期内に行う契約変更後。

考査項目	種別	確認時期	確認項目	確認資料	記入(確認)内容	チェック欄	記入欄
1施工管理	工程（必要に応じて回数を増やす）	契約時	・提出日 ・提出内容 ・工程阻害項目	工程表 1−1	・工程計画のポイント （自然条件・社会条件などの外的条件に対し） ・条件明示に対する対応 （占用物・未買収地・関連工事・協議団体など） ・工程等の阻害要因 （支障物件・関連工事など）	□ □	（チェック日（　　））
		変更時（1回目）中間時（繰越繰越）中止解除時	・変更項目 ・変更工程について ・工程阻害項目	工程表 1−2	・変更内容 ・工期内完了の目途 ・工程等の阻害要因 ・関連工事、及び隣接工事の調整課題	□	（チェック日（　　））
		中止（繰越時、2回目）中間時	（同　　上）	工程表 1−2	（同　　上）	□	（チェック日（　　））
	確認、検査（出来形、段階、臨時が適宜欄を増やす）	出来形	・出来形割合	検査対象の資料 1−3	・出来高割合 ・進捗度合（工程上、遅いか早いか）	□	（チェック日（　　））
		段階	・段階確認項目	検査対象の資料 1−4	・段階確認項目 ・対象項目の良し悪し （内容は、仕様書による）	□	（チェック日（　　））
		臨時（または中間）	・臨時検査項目・検査結果	検査対象の資料 1−5	・臨時検査の必要性は ・臨時確認項目 ・検査対象の良し悪し （内容は、仕様書による）	□	（チェック日（　　））
		中間技術検査	・中間検査項目・検査結果	検査対象の資料 1−6	・中間検査の対象工事か否か ・中間確認項目 ・検査対象の良し悪し （内容は、仕様書による）	□	（チェック日（　　））
		完成時	・完了事前確認項目・事前確認結果	検査対象の資料 1−7	・完成状況 ・確認状況の良し悪し （内容は、仕様書による）	□	（チェック日（　　））

1―4・主たる工種を決めて、現地立合の上確認。(工種にもよるが、概ね2回程度／1工事を目標とする)

1―5・臨時検査項目をはじめ、竣工時に不可視状態になる工種については、事前に判断し、適切に受検の対応など。予定日等の徹底

・その他、自然条件(降雪・風浪)等で竣工前には、検査が受ける必要があるかどうかを判断し、受検の対応など。予定日等の徹底

1―6・中間検査対象工事か、否かを決めて受検の対応など

・中間検査の対象工事は、予め請負者に通知してあるかなど、前提にした対応。なければ、即座の協議

1―7・契約工期はもとより、その他要因により早期に実施が必要かを決めて、受検

・完了検査前の確認で主任監督員の指導を兼ね、気のついたことを記入。(社内検査の状況を参考に)

2―1・元請責任者等の確認、及び安全活動の計画等

・現場代理人の補佐的な代理人をきめているかなど

・作業主任者は、だれ、作業分担が明確化されているか

・施工体系図をはじめ、協議会の運営、及び統括安全衛生管理義務者などについて

2―2・連絡体制、及び安全管理責任者等の体系図の整備状況について

2―3・施行計画書提出時、及び工法の変更等で災害要因が変更になった場合も行を増やして記載。

・請負業者からの具体的に聞き取りで確認

(例)護岸工事の場合：雨量と危険退避水位の関係など

・変更増工、工法変更等で災害要因が異なった場合は、再度記入

2―4・施行計画書提出時、及び工法の変更等で災害要因が変更になった場合も行を増やして記載。

・請負業者からの具体的に聞き取りで確認

(例)使用重機と架空線の関係など・地下埋設物の事前調査について

・変更増工、工法変更等で災害要因が異なった場合は、再度記入

2―5・項目、頻度

・具体的実施内容が整合しているかなど

2―6・請負業者に実施状況(施工計画書)を提示させ、確認

・着手後、3月経過後に、経過状況とKY実施状況を確認し、確認サインを記す

・その以降は、1回／6月程度の割合で実施しする。

・経過月は、実質工期で判断する(中止期間等を除いたもの)

・現場着手時が1回目、3ヶ月後が2回目、9ヶ月後が3回目、回数に応じて、行を増やすが、実質工期が3ヶ月未満であれば2回目以降なし。

2―7・元請業者の指導(聞き取り)内容を、最初の下請決定通知書が提出された時点で、実施状況を確認、確認サインを記す。

・2回以降は、下請決定通知書が提出された、主たる工事の関係業者について実施状況を確認、確認サインを記す。

・概ね、2回程度／工事で、1回目は、最初の下請け入場時、2回目は、次期の主たる下請け入場時で、回数に応じて、行を増やして実施する。

別紙5の8

「施工プロセス」のチェックリスト　（工事主管課長又は工事主管係長が確認する）

Ⅱ安全管理	体制	契約時	・体制	施工計画書 2−1	・体制 ・役割分担 ・協議会等の組織内容	□	(チェック日(　　))
		契約時	・緊急連絡網	施工計画書 2−2	・緊急連絡網	□	(チェック日(　　))
	災害	労働災害施工計画書等提出時及び(工法)変更時	・労働災害	施工計画書 2−3	・建設事故起因項目 (自然災害)の項目 どの作業時 どういった(事前周知点検)確認項目	□	(チェック日(　　))
		公衆災害施工計画書等提出時及び(工法)変更時	・公衆災害	施工計画書 2−4	・公衆災害起因項目 (公衆災害)の項目で どの作業時 どういった(事前調査点検)確認項目	□	(チェック日(　　))
	教育、点検	安全教育計画	・安全教育計画	施工計画書 2−5	・安全教育内容	□	(チェック日(　　))
		(月別) 現場着手時点 3ヶ月経過状況 9ヶ月経過状況 1年3ヶ月経過状況 1年9ケ月経過状況	・KY活動状況	実施報告書 2−6	・KY活動の内容 ・交通誘導員などの交通安全施設の配置確認	□ □ □	(チェック日(　　)) (チェック日(　　))
		(新規入場) 現場入工時(　)番目の新規入場時	・新規入場者教育	実施報告書 2−7	・新規入場者教育の内容確認 最初の主工事 (　)番目の主工事	□ □	(チェック日(　　)) (チェック日(　　))

＊：1−1・契約締結の日から起算して7日以内に、提出された工程表の内容について(約款第3条)確認1−2・進捗状況の確認

・なお、工程表の提出された時期が、標準工期とかけ離れている場合は、再度の提出時に再確認

・条件明示に対する対応、及び工程上の阻害要因について右側に、具体的に明記し、対応等を聞き取りの上、記入

1−2・進捗状況の確認、および遅延状況のバックアップ等について。

・中止期間が1ヶ月におよぶ場合は、対象

・指示(契約)内容で工法の変更、工事量の変更(増)の場合も対象

・ただし、工事完了で設計変更のための中止解除後のものは不要

・工程上の阻害要因について右側に、具体的に明記し、対応等を聞き取りの上、記入

・協議会等の工程調整会議に積極的に参加しているか、その際の調整課題などを聞き取りの上、記入

1−3・主任監督員の資料を基に確認

別紙6の1

工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況(土木)

工事番号 工 事 名		受注者名	
項　　目	評　価　内　容	備　　考	
□工事特性	1　構造物の特性への対応		
	2　都市部等の作業環境等、社会条件等への対応		
	3　厳しい自然・地盤条件への対応		
	4　長期工事における安全確保への対応		
□創意工夫	□施工		
	□新技術活用		
	□品質		
	□安全衛生		
	□その他		
□社会性等	□地域への貢献等	周辺環境への配慮 現場環境の地域への調和 道路清掃などの実施 地域住民とのコミュニケーション 災害時などにおいて救援活動の協力　等々	

1　該当する項目の□にレマーク記入

2　具体的内容の説明として、写真・ポンチ絵等を説明資料に整理

別紙6の1

工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況(建築等)

工事番号 工 事 名		受注者名	
項　　目	評　価　内　容	備　　考	
□工事特性 施工条件等への対応	□建物規模		
	□建物固有の機能	対象建物の耐震レベル 建物機能の特殊性　　等	
	□建物固有の施工技術	建築材料、設備機材、工法について、提案 工法、材料、設備システムの特殊性 施工難度　　等	
	□厳しい自然・地盤条件	湧水、地下水の影響 軟弱地盤、支持地盤の影響 雨・雪・風・気温等の影響　　等	
	□厳しい周辺環境等､社会条件	地中埋設物等の作業障害物 建物等の近接物 周辺住民に対する騒音・振動 周辺水域環境に対する水質汚濁　　等	
	□現場での対応	災害等での臨機の措置 施工状況(条件)に対応した施工・工法　　等	
	□その他		
□創意工夫	□準備・後片付け関係		
	□施工関係	施工に伴う器具、工具、装置類の工夫 工場加工製品等による廃棄物の減少、リサイクルへの取り組み 施工方法の工夫 施工環境の改善の工夫 施工管理、品質向上等の工夫 工期短縮等の工夫 既存施設・近隣等に対する工夫 保全への配慮による工夫	
	□品質関係	検査・試験・記録に関する工夫　　等	
	□安全衛生関係	安全施設・仮設備の配慮 安全衛生教育・安全パトロール等に関する工夫 作業環境改善、地球環境への工夫 改修工事における既存施設利用者等に対する安全対策の工夫 等	
	□施工管理関係	出来形管理、施工計画書、写真記録等に関する工夫等	
	□その他		
□社会性等 地域への貢献等	□地域への貢献等	災害時等に地域への救援活動等の協力 環境保全、生物保護等の対策 現場環境の地域への調和(警官への配慮等) 地域住民とのコミュニケーション(広報活動・見学会等) 地域イベント・ボランティア活動等への協力　　等	

1　該当する項目の□にレマーク記入

2　具体的内容の説明として、写真・ポンチ絵等を説明資料に整理

別紙6の2

工事特性・創意工夫・社会性等に関する実施状況(説明資料)

工事番号 工　事　名			／
項　　目		評価内容	
提案内容			
(説　　明)			
(添 付 図)			

説明資料は、簡潔に作成するものとし、必要に応じて別様とする。

別紙7の1

工事成績採点の考査項目別運用表(建築等)

(監督員)

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
1. 施工体制	Ⅰ. 施工体制一般		□①作業の分担の範囲が、下請業者を含め、書面に明確に記載されている。 □②品質管理体制が、書面に適切に記載されている。 □③安全管理体制が、書面に適切に記載されている。 □④現場の施工体制(品質管理、安全管理を含む)が、書面と一致している。 □⑤工事規模に応じた人員、機械配置がなされ施工している。 □⑥建設業退職金共済制度(建退共)の趣旨を下請業者等に説明するとともに、証紙の購入が適切に行われ、配布が受け払い簿等により適切に把握されている。 □⑦元請業者が、下請業者の施工結果を十分に検査している。 □⑧現場における施工体制に対し、本支店等による十分な支援体制を整え実施している。
		□	□⑨「施工プロセス」チェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。
		□	□⑩その他 理由：
			(減点)該当すればd評価とする。 □施工体制一般に関して、監督員から文書による改善指示を行った。 (減点)該当すればe評価とする。 □施工体制一般に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。

評価
a：施工体制が優れている。　b：施工体制が良好である。　c：施工体制が適切である。　d：施工体制がやや不適切である。 e：施工体制が不適切である。
該当項目が90%以上　・・・・・・・・a 該当項目が80%以上90%未満・・・・b 該当項目が60%以上80%未満　・・・c 該当項目が60%未満　・・・・・・・・d ①　「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③　評価値(　　%)＝(評価数／対象評価項目数)×100

	評価＝	項	項目　　%

別紙7の2

工事成績採点の考査項目別運用表(建築等)

(監督員)

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
1. 施工体制	Ⅱ　配置技術者 (現場代理人等)		□①現場代理人として、工事全体の把握ができている。
			□②現場代理人として、監督員への報告、協議等を書面で行っている。
			□③契約書、設計図書等を理解し、現場に反映して工事を行っている。
			□④建築工事請負基準約款第19条(条件変更等)第1項(以下、「約款第19条」という。)に基づく設計図書の照査を行っている。
			□⑤書類及び資料が適切に整理されている。
			□⑥作業環境、気象、地質条件等の把握及び対応に努めている。
		□	□⑦工事に必要な専門技術者を選任し、配置している。
		□	□⑧作業に必要な作業主任者を選任し、配置している。
			□⑨主任(監理)技術者として技術的判断に優れ、良好な施工に努めている。
			□⑩施工体制、施工状況を把握し、下請け、部下等をよく指導している。
			□⑪施工等に伴う提案又は工夫をもって工事を進めている。
		□	□⑫「施工プロセス」チェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。
		□	□⑬その他 理由：
			(減点)該当すればd評価とする。 □配置技術者に関して、監督員から文書による改善指示を行った。
			(減点)該当すればe評価とする。 □配置技術者に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。

評価
a：配置技術者として優れている。　b：配置技術者として良好である。　c：配置技術者として適切である。 d：配置技術者としてやや不適切である。　e：配置技術者として不適切である。
該当項目が90%以上 ・・・・・・・・・・ a 該当項目が80%以上90%未満 ・・・ b 該当項目が60%以上80%未満 ・・・ c 該当項目が60%未満 ・・・・・・・・・・ d ① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチエックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(　　%)＝(評価数／対象評価項目数)×100
評価＝　　項　　項目　　%

※1. 建築一式工事を施工する場合において、一式工事の内容である他の建設工事(専門工事)を自ら施工する時は、当該専門工事に関し資格を有する者を置くものとする。なお、主任技術者が当該専門工事の資格を有していれば、専門技術者を兼ねることができる。

※2. 作業主任者を専任すべき作業は、労働安全衛生法施行令第6条による。

別紙7の3

工事成績採点の考査項目別運用表(建築等)

(監督員)

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
2. 施工状況	Ⅰ. 施工管理		□①約款第19条に基づく設計図書の照査結果について、協議を行っている。
			□②施工計画書が、工事着手前(計画内容に変更が生じた場合を含む)に提出されている。
			□③施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映した内容となっている。
			□④施工計画書に、出来形・品質確保のための記載がある。
			□⑤施工計画書に基づき、日常の出来形・品質の管理を適切に行っている。
			□⑥施工図作成にあたり、関連工事と遅滞なく、調整が十分に図られている。
			□⑦工事打合せ書等の工事記録の整備が、適時に行われている。
			□⑧施工計画書の記載内容と現場施工方法が、一致している。
			□⑨一工程の施工の検査・確認の報告が、適時に行われている。
			□⑩現場内での整理整頓が、日常的に行われている。
			□⑪使用する建築材料(以下「材料」という。)・設備機材(以下「機材」という。)の調達の計画及び搬入後の管理が適切である。
			□⑫社内検査が計画的に行われている。
			□⑬独自のチェックリスト等の管理基準により、管理されている。
		□	□⑭低騒音、低振動及び排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。
			□⑮建設廃棄物の処分及び建設副産物のリサイクルへの取り組みが、適切に行われている。
		□	□⑯「施工プロセス」チェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。
		□	□⑰その他 理由：
			(減点)該当すればd評価とする。
			□施工管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。
			(減点)該当すればe評価とする。
			□施工管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。

評価
a：施工管理が優れている。　b：施工管理が良好である。　c：施工管理が適切である。　d：施工管理がやや不適切である。 e：施工管理が不適切である。

該当項目が90%以上・・・・・a 該当項目が80%以上90%未満・・・・・b 該当項目が60%以上80%未満・・・・c 該当項目が60%未満・・・・・d	①　「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③　評価値(　　%)＝(評価数／対象評価項目数)×100

	評価＝	項	項目　　%

別紙7の4

工事成績採点の考査項目別運用表(建築等)

(監督員)

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
2. 施工状況	Ⅱ. 工程管理		□①実施工程表が工事着手前に提出され、関連工事との調整も適切に行っている。
			□②現場での工程管理を詳細工程表やパソコン等を用いて、日常的に把握している。
			□③工程のフォローアップを実施し、請負者の責により関連工事及び入居官署等に対し、影響を及ぼす工程の遅れがない。
		□	□④現場または施工条件の変更への対応が積極的で、処理が早い。
		□	□⑤工程に関する各種制約等があるにもかかわらず、工期内にスムーズに作業を行っている。
			□⑥請負者の責による夜間や休日の作業がない。
			□⑦休日・代休の確保を行っている。
			□⑧近隣住民(入居官署等を含む)との調整を積極的に行い、円滑な工事進捗を行っている。
		□	□⑨「施工プロセス」チェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。
		□	□⑩その他 理由：
			(減点)該当すればd評価とする。 □工程管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。 (減点)該当すればe評価とする。 □工程管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。

評価
a：工程管理が優れている。　b：工程管理が良好である。　c：工程管理が適切である。　d：工程管理がやや不適切である。 e：工程管理が不適切である。

該当項目が90%以上・・・・・a 該当項目が80%以上90%未満・・・・b 該当項目が60%以上80%未満・・・・c 該当項目が60%未満・・・・・d	①　「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③　評価値(　　%)＝(評価数／対象評価項目数)×100

	評価＝	項	項目　　%

別紙7の5

工事成績採点の考査項目別運用表(建築等)

(監督員)

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
2. 施工状況	Ⅲ. 安全対策		□①災害防止(工事安全)協議会等を設置し、1回／月以上活動し、記録が整備されている。
			□②店社パトロールを1回／月以上実施し、記録が整備されている。
			□③各種安全パトロールで指摘を受けた事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正指示している。
			□④安全教育・安全訓練等を適時適切に実施し、記録が整備されている。
			□⑤安全巡視、TBM、KY等を実施し、記録を整備している。
			□⑥新規入場者教育を実施し、実施内容に現場の特性が反映され、記録が整備されている。
			□⑦現場の各工程において適時適切に、安全管理の措置をしている。
		□	□⑧重機操作に際して、誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置がなされている。
		□	□⑨山留め等について、設置後の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。
		□	□⑩仮設工事において、設置完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。
			□⑪使用機械、工具等の点検整備等がなされ、十分に管理されている。
			□⑫工事現場における保安設備等の設置・管理が適切であり、よく整備されている。
		□	□⑬過積載防止に十分に取り組んでいる。
		□	□⑭「施工プロセス」チェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。
		□	□⑮その他 理由：
			(減点)該当すればc評価とする。 □ 安全対策に関して、法令遵守の措置内容に該当する場合。 (減点)該当すればd評価とする。 □ 安全対策に関して、監督員から文書による改善指示を行った。 (減点)該当すればe評価とする。 □ 安全対策に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。

評価
a：安全対策が優れている。　b：安全対策が良好である。　c：安全対策が適切である。　d：安全対策がやや不適切である。 e：安全対策が不適切である。

該当項目が90%以上 ・・・・・ a	①　「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。
該当項目が80%以上90%未満 ・・・・ b	②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
該当項目が60%以上80%未満 ・・・・ c	③　評価値(　　%)＝(評価数／対象評価項目数)×100
該当項目が60%未満 ・・・・・ d	

	評価＝	項	項目　　%

別紙7の6

工事成績採点の考査項目別運用表(建築等)

(監督員)

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
2. 施工状況	Ⅳ. 対外関係	□	□①工事施工にあたり、関係官公署等の関係機関と協議及び調整を行い、トラブルの発生がない。
			□②工事施工にあたり、近隣住民(入居官署等を含む)と適切に協議及び調整を行っている。
			□③引渡し時に入居官署に対し、保守管理について適切な説明を行っている。
			□④工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分りやすく周知している。
			□⑤近隣住民(入居官署等を含む)対策を実施し、苦情がない。または苦情に対して適切な対応を行い、以後のトラブルがない。
			□⑥現場のイメージアップに、取り組んでいる。
		□	□⑦「施工プロセス」チェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。
		□	□⑧その他
			理由：
			(減点)該当すればd評価とする。
			□ 対外関係に関して監督員から文書による改善指示を行った。
			(減点)該当すればe評価とする。
			□ 対外関係に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。

評価
a：対外関係が優れている。　b：対外関係が良好である。　c：対外関係が適切である。　d：対外関係がやや不適切である。 e：対外関係が不適切である。
該当項目が90%以上 ・・・・・ a 該当項目が80%以上90%未満 ・・・・ b 該当項目が60%以上80%未満 ・・・・ c 該当項目が60%未満 ・・・・・ d ① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(　　%)＝(評価数／対象評価項目数)×100

	評価＝	項	項目　　%

別紙7の7

工事成績採点の考査項目別運用表(建築等)

(監督員)

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅰ. 出来形		□①承諾図等が、設計図書を満足している。
			□②施工図等が、設計図書を満足している。
			□③現場における出来形が設計図書を満足し、適切な施工である。
			□④施工計画書等で定めた出来形の管理基準に基づき、管理している。
			□⑤出来形の管理記録が適切にまとめられており、結果が良好である。
			□⑥出来形の管理方法を工夫している。
		□	□⑦解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、処分が適切である。
			□⑧不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により確認できる。
		□	□⑨その他 理由：
			(減点)該当すればd評価とする。 □ 出来形の管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。 (減点)該当すればe評価とする。 □ 建設工事請負基準約約款第18条に基づき監督員が改造請求を行った。

評価
a：出来形が優れている。　b：出来形が良好である。　c：出来形が適切である。　d：出来形がやや不適切である。 e：出来形が不適切である。
該当項目が90%以上 ・・・・・・・・・・・・ a 該当項目が80%以上90%未満 ・・・・ b 該当項目が60%以上80%未満 ・・・・ c 該当項目が60%未満 ・・・・・・・・・・・・ d ① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(　　%)＝(評価数／対象評価項目数)×100
評価＝　　項　　項目　　%

※1. 出来形の対象は「材料、機材」と「施工の完了したもの」であり、工事目的物の形状、寸法、位置、数量並びに管理記録と設計図書を対比することにより評価を行う。

別紙7の8

工事成績採点の考査項目別運用表(建築等)

(監督員)

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質 建築工事		□①材料・製品の品質が、製作図等により確認でき、設計図書を満足している。
			□②品質確認記録の内容が、適切である。
	工事比率		□③施工の各段階における完了時の、品質が適切である。
		□	□④躯体工事における施工の品質が、良好である。
		□	□⑤内外仕上げ工事における施工の品質が、良好である。
			□⑥不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。
		□	□⑦その他 理由：
			(減点)該当すればd評価とする。 □ 品質の管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。 (減点)該当すればe評価とする。 □ 建設工事請負基準約款第18条に基づき監督員が改造請求を行った。

評価
a：品質が優れている。　b：品質が良好である。　c：品質が適切である。　d：品質がやや不適切である。 e：品質が不適切である。

該当項目が90%以上・・・・・a 該当項目が80%以上90%未満・・・・b 該当項目が60%以上80%未満・・・・c 該当項目が60%未満・・・・・d	①　「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③　評価値(　　%)＝(評価数／対象評価項目数)×100

	評価＝	項	項目　　%

※1. 目的物の品質の水準を評価すること。

※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

※3. デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし工事比率は1.0とする。

別紙7の9

工事成績採点の考査項目別運用表(建築等)

(監督員)

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質 電気設備工事		□①機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。 □②施工の各段階における完了時の試験方法及び記録の方法が、適切である。 □③品質確認記録の内容が、適切である。 □④システムの性能及び機能に関する試運転、確認方法等が適切であり、記録の内容が設計図書を満足している。 □⑤機材及び施工の品質が、良好である。 □⑥不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。 □⑦その他 理由：
	工事比率		(減点)該当すればd評価とする。 □ 品質の管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。 (減点)該当すればe評価とする。 □ 建設工事請負基準約款第18条に基づき監督員が改造請求を行った。
		□	

評価
a：品質が優れている。　b：品質が良好である。　c：品質が適切である。　d：品質がやや不適切である。 e：品質が不適切である。

該当項目が90%以上・・・・・a 該当項目が80%以上90%未満・・・・b 該当項目が60%以上80%未満・・・・c 該当項目が60%未満・・・・・d	①　「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③　評価値(　　%)＝(評価数／対象評価項目数)×100

	評価＝	項	項目　　%

※1. 目的物の品質の水準を評価すること。

※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

※3. デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし工事比率は1.0とする。

別紙7の10

工事成績採点の考査項目別運用表(建築等)

(監督員)

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質 暖冷房衛生設備工事 機械設備工事 工事比率	□	□①機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。 □②品質確認記録の内容が、適切である。 □③施工の各段階における完了時の試験方法及び記録の方法が、適切である。 □④システムの性能及び機能に関する試運転、確認方法等が適切であり、記録の内容が設計図書を満足している。 □⑤機材及び施工の品質が、良好である。 □⑥不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。 □⑦その他 理由：
			(減点)該当すればd評価とする。 □ 品質の管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。 (減点)該当すればe評価とする。 □ 建設工事請負基準約款第18条に基づき監督員が改造請求を行った。

評価
a：品質が優れている。　b：品質が良好である。　c：品質が適切である。　d：品質がやや不適切である。 e：品質が不適切である。

該当項目が90%以上・・・・・a 該当項目が80%以上90%未満・・・・b 該当項目が60%以上80%未満・・・・c 該当項目が60%未満・・・・・d	①　「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③　評価値(　　%)＝(評価数／対象評価項目数)×100

	評価＝	項	項目　　%

※1. 機械設備工事とは、建設業法における機械器具設置工事をいう。(エレベーター、エスカレーター設備工事を除く。)

※2. 目的物の品質の水準を評価すること。

※3. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

※4. デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし工事比率は1.0とする。

品質の評価計＝	項目　　%

別紙7の11

工事成績採点の考査項目別運用表(建築等)

(創意1／2)　　(監督員)

考査項目・細別		評価対象項目
5. 創意工夫	■準備・後片づけ関係	□　測量・位置出しにおける工夫 □　現地調査方法の工夫 □　その他 　　理由：
		詳細評価内容：
	■施工関係	□　施工に伴う器具・工具・装置類の工夫 □　工場加工製品等の活用による副産物及び廃棄物の減少またはリサイクルに対する積極的な取組み □　土工事、地業工事、鉄骨建て方、コンクリート工事等の施工関係の工夫 □　建築材料・機材等の運搬・搬入等を含む施工方法に工夫 □　電気設備工事等の配線・配管等の工夫 □　暖冷房衛生設備工事等の配管、ダクト等の工夫 □　照明・視界確保等の工夫 □　仮排水、仮道路、迂回路等の計画・施工の工夫 □　運搬車両・施工機械等の工夫 □　型枠、足場、山留め等の仮設関係の工夫 □　施工管理及び品質向上等の工夫 □　プレハブ工法等の採用による工期短縮等の工夫 □　仮設施工等の工夫 □　既存施設・近隣等に対する騒音・振動対策等の工夫 □　保全への配慮による材料選定・施工方法等の工夫 □　作業の安全性向上のための施工方法等の工夫 □　その他 　　理由：
		詳細評価内容：
	■品質関係	□　集計ソフト等の活用と工夫 □　躯体工事の品質管理の工夫 □　建築材料・機材の検査・試験に関する工夫 □　施工の検査・試験に関する工夫 □　品質記録方法の工夫 □　その他 　　理由：
		詳細評価内容：

別紙7の11

工事成績採点の考査項目別運用表(建築等)

(創意2／2)　　(監督員)

考査項目・細別		評価対象項目
5. 創意工夫	■安全衛生関係	□　安全仮設備等の工夫(落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等) □　安全衛生教育、技術向上講習会等、ミーティング、安全パトロール等に関する工夫 □　現場事務所、休憩所等の環境向上の工夫、 □　酸欠対策・有毒ガス・可燃ガスの処理または粉塵防止策や作業中の換気等の工夫 □　周辺道路等の事故防止または一般交通確保等のための工夫 □　改修工事における既存施設利用者等に対する安全対策の工夫 □　作業時における作業環境改善等の工夫 □　ゴミの減量化、アイドリングストップの励行等の地球環境への工夫 □　その他 理由：
		詳細評価内容：
	■施工管理関係	□　出来形の管理等に関する工夫 □　施工計画書または写真記録等に関する工夫 □　出来形・品質に関する計測等の工夫及び集計の工夫 □　CAD、施工管理ソフト等の活用 □　CALSを活用した施工管理の工夫 □　その他 理由：
		詳細評価内容：
	■その他	□　その他 理由： □　その他 理由： □　その他 理由：
(最大　7点)		詳細評価内容：
評 点 計＝　点		

※1. 評価は請負者から提出された実施状況に関する書類を活用する。

※2. 特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。

※3. 該当する数と重みを勘案して評価する。1項目1点を目安とするが、項目により2、4点で評価し、最大7点の加点評価とする。

※4. 上記の考査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体の内容を記載して加点する。
なお、総括監督員・工事を総括する技術職員が評価する「工事特性」との二重評価は行わない。

※5. 入札時の総合評価の提案に係る項目は評価しない。

※6. レ点を付した評価対象項目について、評価内容及び効果があった項目を詳細評価内容欄に記載する。

別紙8の1

工事成績採点の考査項目別運用表(建築等)

(工事主管課長・係長)

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細　別</th><th>評価対象項目</th></tr>
<tr><td rowspan="4">2. 施工状況</td><td>Ⅱ. 工程管理</td><td>□①現場又は施工条件の変更等による工期的な制約がある中で、余裕をもって工事を完成させた。
□②隣接又は同一現場の他工事等との積極的な工程調整を行い、トラブルを回避した。
□③近隣住民(入居官署等を含む)調整を積極的に行い、トラブルも少なく、工期内に工事を完成させた。
□④配置技術者(現場代理人等)の積極的な工程管理の姿勢が見られた。
□⑤その他
理由：</td></tr>
<tr><td colspan="2">詳細評価内容：</td></tr>
<tr><td colspan="2">a：工程管理が優れている。　b：工程管理が良好である。　c：工程管理が適切である。
d：工程管理がやや不適切である。　e：工程管理が不適切である。</td></tr>
<tr><td>評価＝</td><td>評価選択　□　a□　b□　c□　d□　e
※上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">2. 施工状況</td><td>Ⅲ. 安全対策</td><td>□①建設労働災害、公衆災害の防止への努力が顕著である。
□②安全衛生管理体制を確立し、組織的に取り組んでいる。
□③安全衛生管理活動が、適切に実施されている。
□④安全管理に関する技術開発や創意工夫に取り組んでいる。
□⑤安全協議会活動に積極的に取り組んでいる。
□⑥その他
理由：</td></tr>
<tr><td colspan="2">詳細評価内容：</td></tr>
<tr><td colspan="2">a：安全対策が優れている。　b：安全対策が良好である。　c：安全対策が適切である。
d：安全対策がやや不適切である。　e：安全対策が不適切である。</td></tr>
<tr><td>評価＝</td><td>評価選択　□　a□　b□　c□　d□　e
※上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">6. 社会性等</td><td>Ⅰ. 地域への貢献等</td><td>□①災害時等に地域への救援活動等に協力した。
□②周辺地域の環境保全、生物保護等について、具体的な対策をした。
□③現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせる等、周辺地域との調和を図った。
□④広報活動や現場見学会等を実施して、地域とのコミュニケーションを図った。
□⑤地域イベントへの協力やボランティア活動等への協力や参加をした。
□⑥その他
理由：</td></tr>
<tr><td colspan="2">詳細評価内容：</td></tr>
<tr><td colspan="2">a：地域への貢献が優れている。　a'：地域への貢献がやや優れている。　b：地域への貢献が良好である。
b'：地域への貢献がやや良好である。　c：他の評価に該当しない。</td></tr>
<tr><td>評価＝</td><td>評価選択　□　a□　a'□　b□　b'□　c
※上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断して、a、a'、b、b'、c評価を行う。</td></tr>
</table>

※1. 総括監督員・工事を総括する技術職員は、主任監督員の意見を参考に総括的な評価を行う、
※2. 評価に当たっては評価対象項目のレ点の数にとらわれず、一項目でも評価する内容が充実している場合は、総合的な視点で判断し評価する。
※3. 地域への貢献等とは、工事の施工に伴って、地域社会や住民に対する配慮等の貢献について加点評価する。(評価は請負者から提出された実施状況に関する書類を活用する)
※4. レ点を付した評価対象項目について、評価内容及び効果があった項目を詳細評価内容欄に記載する。

別紙8の2

工事成績採点の考査項目別運用表(建築等)

(特性1／3)　　(工事主管課長・係長)

考査項目(細別)	評価対象項目	
4. 工事特性 (施工条件等への対応)	■建物規模への対応	※下記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。 □延べ面積10,000㎡以上の建物 □地上9階以上又は建物高さ31m以上の建物 □大空間のホール等を有する建物 □その他(理由：　　)
	評点＝　点	詳細評価内容：
	■建物固有の機能の難しさへの対応	※下記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。 □対象建物の耐震レベル □建物機能の特殊性 □その他(理由：　　) ［評価技術事例］ ・建築工事で官庁施設の総合耐震計画基準においてⅠ類及びA類に属する工事 ・電気又は暖冷房衛生設備工事で官庁施設の総合耐震計画基準において甲類に属する工事 ・研究施設、美術館等、特殊機能・設備の有る建物
	評点＝　点	詳細評価内容：
	■建物固有の施工技術の難しさへの対応	※下記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。 □建築材料、設備機材、工法について、提案がある場合【総合評価における技術提案は除く】 □設計条件として、工法、材料及び設備システム(機材を含む)の特殊性 □制約条件等があり、施工難度が特に高い場合 □その他(理由：　　) ［評価技術事例］ ・パイロット工事。又は特異な試験フィールド工事で特許工法等の技術的に検討が必要な工事 ・特殊な工法及び材料等を採用した工事 ・特殊な設備システムを採用した工事 ・免震装置を設ける工事 ・大規模な山留め工法が必要な工事 ・敷地内又は周辺部の工作物、配管・配線等の大規模な移設、切り回しを行う工事 ・仮設備等を設け、システムを停止することなく配管・配線等の大規模な盛替え等を必要とする改修工事
	評点＝　点	詳細評価内容：

別紙8の3

工事成績採点の考査項目別運用表(建築等)

(特性2／3)　　(工事主管課長・係長)

考査項目(細別)	評価対象項目	
4. 工事特性 (施工条件等への対応)	■厳しい自然・地盤条件への対応	※下記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。 □湧水の発生、地下水の影響(地盤掘削時) □軟弱地盤、支持地盤の影響 □雨・雪・風・気温等の影響 □その他(理由：　　) ［評価技術事例］ ・地下水位が高く、ウエルポイント等の排水設備が必要な工事 ・液状化対策工法や地盤改良を伴う工事 ・冬期施工のため、大規模な雪寒冬囲いをする必要があり、冬期の養生温度の管理や施工スペースの制限を受けた工事
		詳細評価内容：
	評点＝　点	
	■厳しい周辺環境、社会条件との対応	※下記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。 □地中埋設物等の作業障害 □工事の影響に配慮すべき建物等の近接物 □周辺住民等に対する騒音・振動の配慮 □周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮 □その他(理由：　　) ［評価技術事例］ ・工事に支障をきたす地中埋設物、酸欠、有毒・可燃性ガス等の対策が必要な工事 ・工事場所周辺に近接工事があり、困難な調整を要する工事 ・場内に汚水処理装置(水替え)を必要とする工事 ・住居専用地域等で、騒音などの時間規制が条例で定められてる工事 ・有線電気通信法による届出が必要なテレビ電波障害対策工事で、困難な調整ををを行った工事
		詳細評価内容：
	評点＝　点	

別紙8の4

工事成績採点の考査項目別運用表(建築等)

(特性3／3)　　(工事主管課長・係長)

考査項目 (細別)	評価対象項目	
4. 工事特性 (施工条件等への対応) (最大　20点)	■施工現場での対応	※下記の対応事項に1つにレ点が付けば4点の加点とし、最大10点とする。 【長期工事における安全確保への対応】 □12ヶ月を超える工期で事故が無く完成した工事(ただし全面一時中止期間は除く) 【災害等での臨機の措置】 □地震、台風などにおいて、適切に臨機の対応を行った工事 【施工状況(条件)に対応した施工・工法等】 □工事の実施にあたり各種の制約があり、工程的にも特に厳しく、施工の制限を受けた工事 □工程上他工事の制約を受け、機械、人員の増強を行った工事 □休日・夜間作業が工程の過半を超える工事 □施設を使用しながらの工事で、工程的な制約が特に厳しい工事 □特に困難な調整を要する他工事(近接工区)の請負者が複数ある工事 □外来者の多い施設で、作業範囲内に外来者・通行人等の動線がある工事 □特殊な室などで、工種が輻輳し困難な調整を要する工事 □施工ヤードが狭く、高さ制限もあり、施工及び機械の移動や旋回等に制約を受けた工事 □同一敷地内における施設を使用しながらの建て替え工事で、工程の制約等が特に厳しい工事 □その他(理由：　　)
		詳細評価内容：
評点計＝　　点	評点＝　点	

※1. 評価は請負者から提出された実施状況に関する書類を活用する。

※2. 工事特性は、最大20点の加点評価とする。なお、1項目に複数の内容がある場合又は、対象範囲が広い場合は、それ以上の点数を与えても良い。

※3. 主任監督員が評価する「創意工夫」との二重評価は行わない。

※4. 評価にあたっては、主任監督員の意見も参考に評価する。

※5. レ点を付した評価対象項目について、評価内容を詳細評価内容欄に記載する。

別紙8の5

工事成績採点の考査項目別運用表(建築等)

(工事主管課長・係長)

考査項目	法令遵守等の該当項目一覧表	
8. 法令遵守等	点数	措置内容
	○	該当無し
	○ −20 点	1. 指名停止3ヶ月以上
	○ −15 点	2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満
	○ −13 点	3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満
	○ −10 点	4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満
	○ − 8 点	5. 文書注意
	○ − 5 点	6. 口頭注意
	○ − 3 点	7. 工事関係者事故または公衆災害が発生したが、ヒューマンエラー等軽微であり、口頭注意以上の処分がなかった場合(不問で処分した案件。なお、もらい事故や交通事故は該当しない。)
	□ 点	8. 総合評価落札方式において、受注者の責により提案を満足する施工が行われない場合等

① 本考査項目(8.法令遵守等)で評価する事例は、「工事の施工にあたり、工事関係者が下記の適応事例で上表1から7の措置があった」場合に適用する。

② 「工事の施工にあたり」とは、請負契約書の記載内容(工事名、工期、施工場所等)を履行することに限定する。

③ 「工事関係者」とは、②を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、請負会社の現場従事職員及び②を履行するために下請契約し、その履行をするために従事する者に限定する。

④ 口頭注意未満の処分を受けた後、事故及び災害等において安全対策の改善が見られない場合(主任又は総括監督員からの文書注意、口頭注意等)は、主任又は総括監督員・工事を総括する技術職員の評価対象項目である安全対策において減点をする。

⑤ 総合評価落札方式において、受注者の責により提案を満足する施工が行われない場合等は、上表8により工事成績評定点を減点する。減点数は入札説明書等によるものとする。

【上記で評価する場合の適応事例】

・1. 入札前に提出した調査資料等が虚偽であった事実が判明した。
・2. 承諾なしに権利義務等第三者譲渡又は承継を行った。
・3. 労働者の寄宿舎環境等について労働基準法上違反があり、送検等された。
・4. 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。
・5. 当該工事関係者が贈収賄等により逮捕または公訴された。
・6. 建設業法に違反する事実が判明した 例)一括下請負、技術者の専任違反等
・7. 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。
・8. 使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。
・9. 監督または検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。あるいは不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。
・10. 下請代金遅延防止法第4条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない。あるいは不当に下請代金の額を減じている。あるいはそれに類する行為がある。
・11. 過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検等された。
・12. 受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等、暴力団関係者がいることが判明した。
・13. 下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力団対策法第9条に記されている、砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、作業員やガードマンの受け入れ、作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。
・14. 安全管理の措置が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。
・15. 引渡し後に事故等が発生し、請負者の責による重大な瑕疵が判明した。
・16. 低入コスト調査で虚偽の報告があった。
・17. 請負者の責により工期内に工事を完成出来なかった。
・18. その他 理由:

別紙9の1

工事成績採点の考査項目別運用表(建築等)

(検査職員)

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
2．施工状況	Ⅰ．施工管理		□①約款第19条に基づく設計図書の照査結果を、適切に処理していることが確認できる。 □②施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映した内容となっていることが確認できる。 □③施工計画書に、出来形・品質確保のための記載があり、管理のための方法が確認できる。 □④施工計画書の記載内容と現場施工方法が、一致していることが確認できる。 □⑤工事記録の整備が、適切に行われていることが確認できる。 □⑥使用する材料、機材の搬入後の管理が適切であることが確認できる。 □⑦一工程の施工の確認の報告が、適切に行われていることが確認できる。 □⑧建設廃棄物の処分及び建設副産物等のリサイクルへの取り組みが、適切に行われていることが確認できる。 □⑨社内検査が計画的に行われ、出来形、品質等の管理を工事全般にわたって十分に行っていることが確認できる。 □⑩独自のチェックリスト等の管理基準により、日常的に管理されていることが確認できる。 □⑪工事の関係書類及び資料の整理がよい。
		□	□⑫その他 理由：
			(減点)該当すればd評価とする。 □施工管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。
			(減点)該当すればe評価とする。 □施工管理に関して、監督員から文書による改善指示に従わなかった。

評価
a：施工管理が優れている。　b：施工管理が良好である。　c：施工管理が適切である。　d：施工管理がやや不適切である。 e：施工管理が不適切である。
該当項目が90%以上・・・・・a 該当項目が80%以上90%未満・・・・b 該当項目が60%以上80%未満・・・・c 該当項目が60%未満・・・・・d ①　「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③　評価値(　　%)＝(評価数／対象評価項目数)×100

	評価＝	項	項目　　%

別紙9の2

工事成績採点の考査項目別運用表(建築等)

(検査職員)

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅰ. 出来形		□①承諾図等が、設計図書を満足していることが確認できる。 □②施工図等が、設計図書を満足していることが確認できる。 □③施工計画書等で出来形の管理基準を設定し、計画に基づく管理を実施していることが確認できる。 □④出来形の管理記録の整備が、良好であることが確認できる。 □⑤出来形の管理方法が、工夫されていることが確認できる。 □⑥現場における出来形が、設計図書を満足し、適切な施工であることが確認できる。 □⑦現場における出来形が良好で、施工の精度が高い。 □⑧不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により、確認できる。
		□	□⑨解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、適切な処分をしていることが確認できる。
		□	□⑩その他 理由：
			(減点)該当すればd評価とする。 □出来形の管理に関して、監督員が文書で指示を行い改善された。 (減点)該当すればe評価とする。 □出来形が不適切であったため、建築工事請負基準約款第32条に基づく修補指示を検査員が行った。

評価
a：出来形が特に優れている。　a'：出来形が優れている。　b：出来形が特に良好である。　b'：出来形が良好である。 c：出来形が適切である。　d：出来形がやや不適切である。　e：出来形が不適切である。
該当項目が90%以上・・・・・a 該当項目が80%以上90%未満・・・・a' 該当項目が70%以上80%未満・・・・b 該当項目が60%以上70%未満・・・・b' 該当項目が50%以上60%未満・・・・c 該当項目が50%未満・・・・・d ①　「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③　評価値(　　%)＝(評価数／対象評価項目数)×100
評価＝　　項　　項目　　%

※1. 出来形の対象は「材料、機材」と「施工の完了したもの」であり、工事目的物の形状、寸法、位置、数量並びに管理記録と設計図書を対比することにより評価を行う。

別紙9の3

工事成績採点の考査項目別運用表(建築等)

(検査職員)

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質 建築工事 工事比率		□①材料・製品の品質が、製作図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。 □②施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。 □③材料の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。 □④品質の確認結果が、分りやすく整理されていることが確認できる。 □⑤施工の品質が適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。 □⑥建具、ユニット等の性能及び機能に関する確認方法が適切であり、記録の内容が設計図書を満足していることが確認できる。
		□	□⑦躯体工事における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。
		□	□⑧内外仕上げ工事における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。
		□	□⑨その他の工事(躯体・内外仕上げを除く)における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。
			□⑩不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。
		□	□⑪中間検査や既済検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。
		□	□⑫その他 理由：
			(減点)該当すればd評価とする。 □品質の管理に関して、監督員が文書で指示を行い改善された。 (減点)該当すればe評価とする。 □品質が不適切であったため、建設工事請負基準約款第32条に基づく修補指示を検査員が行った。

評価	
a：品質が特に優れている。　a'：品質が優れている。　b：品質が特に良好である。　b'：品質が良好である。 c：品質が適切である。　d：品質がやや不適切である。　e：品質が不適切である。	
該当項目が90%以上・・・・・a 該当項目が80%以上90%未満・・・・a' 該当項目が70%以上80%未満・・・・b 該当項目が60%以上70%未満・・・・b' 該当項目が50%以上60%未満・・・・c 該当項目が50%未満・・・・・d	①　「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③　評価値(　　%)＝(評価数／対象評価項目数)×100
評価＝	項　　項目　　%

※1. 目的物の品質の水準を評価すること。

※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

※3. デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし工事比率は1.0とする。

別紙9の4

工事成績採点の考査項目別運用表(建築等)

(検査職員)

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質 電気設備工事 工事比率 		□①機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。 □②施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。 □③機材の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。 □④品質の確認結果が、分りやすく整理されていることが確認できる。 □⑤施工の品質が、適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。 □⑥施工の品質が、試験や検査等の結果の記録により、優れていることが確認できる。 □⑦システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法が適切であり、記録の内容が、設計図書を満足していることが確認できる。
		□	□⑧システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法に工夫がある。
			□⑨不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。
		□	□⑩中間検査や既済検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。
		□	□⑪運転・点検上の表示及び危険箇所などの表示等が明確で解りやすい。
		□	□⑫その他 理由：
			(減点)該当すればd評価とする。 □品質の管理に関して、監督員が文書で指示を行い改善された。 (減点)該当すればe評価とする。 □品質が不適切であったため、建設工事請負基準約款第32条に基づく修補指示を検査員が行った。

評価
a：品質が特に優れている。　a′：品質が優れている。　b：品質が特に良好である。　b′：品質が良好である。 c：品質が適切である。　d：品質がやや不適切である。　e：品質が不適切である。
該当項目が90%以上・・・・・a 該当項目が80%以上90%未満・・・・a′ 該当項目が70%以上80%未満・・・・b 該当項目が60%以上70%未満・・・・b′ 該当項目が50%以上60%未満・・・・c 該当項目が50%未満・・・・・d
①　「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③　評価値(　　%)＝(評価数／対象評価項目数)×100
評価＝　　項　　項目　　%

※1. 目的物の品質の水準を評価すること。

※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

※3. デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし工事比率は1.0とする。

別紙9の5

工事成績採点の考査項目別運用表(建築等)

(検査職員)

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質 暖冷房衛生設備工事 機械設備工事 工事比率		□①機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。
			□②施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。
			□③機材の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。
			□④品質の確認結果が、分りやすく整理されていることが確認できる。
			□⑤施工の品質が、適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。
			□⑥施工の品質が、試験や検査等の結果の記録により、優れていることが確認できる。
			□⑦システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法が適切であり、記録の内容が、設計図書を満足していることが確認できる。
		□	□⑧システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法に工夫がある。
			□⑨不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。
		□	□⑩中間検査や既済検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。
		□	□⑪運転・点検上の表示及び危険箇所などの表示等が明確で解りやすい。
		□	□⑫その他 理由：
			(減点)該当すればd評価とする。
			□品質の管理に関して、監督員が文書で指示を行い改善された。
			(減点)該当すればe評価とする。
			□品質が不適切であったため、建設工事請負基準約款第32条に基づく修補指示を検査員が行った。

評価	
a：品質が特に優れている。　a′：品質が優れている。　b：品質が特に良好である。　b′：品質が良好である。 c：品質が適切である。　d：品質がやや不適切である。　e：品質が不適切である。	
該当項目が90%以上・・・・・a 該当項目が80%以上90%未満・・・・a′ 該当項目が70%以上80%未満・・・・b 該当項目が60%以上70%未満・・・・b′ 該当項目が50%以上60%未満・・・・c 該当項目が50%未満・・・・・d	①　「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③　評価値(　　%)＝(評価数／対象評価項目数)×100
評価＝　　項	項目　　%

※1. 機械設備工事とは、建設業法における機械器具設置工事をいう。(エレベーター、エスカレーター設備工事を除く。)

※2. 目的物の品質の水準を評価すること。

※3. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

※4. デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし工事比率は1.0とする。

品質の評価計＝	項目　　%

別紙9の6

工事成績採点の考査項目別運用表(建築等)

(検査職員)

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅲ. 出来ばえ 建築工事		□①きめ細かな施工がなされ、取り合いの納まりや端部まで仕上がりが良い。
		□	□②関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。
	工事比率	□	□③使い勝手や使用者の安全に対する配慮に優れている。
		□	□④仕上がりの状態が良好で、作動状態も良好である。
		□	□⑤色調が均一であり、色むら等が無く、全体的な美観が良好である。
		□	□⑥材料・製品の割付や通り等が良く、全体的な出来ばえが良好である。
		□	□⑦保全に配慮した施工がなされている。
		□	□⑧その他 理由：
			(減点)該当すればd評価とする。 □出来ばえが劣っている。
評価			
a：全体的な完成度が優れている。　b：全体的な完成度が良好である。　c：全体的な完成度が適切である。 d：全体的な完成度が劣っている。			
該当項目が90%以上 ・・・・・ a 該当項目が80%以上90%未満 ・・・・ b 該当項目が80%未満 ・・・・ c			①　「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③　評価値(　　%)＝(評価数／対象評価項目数)×100 ④　評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当してもc評価とする。
	評価＝	項	項目　　%

※1. 全体的な仕上がり状態、機能を評価する。

※2. 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。

※3. デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし工事比率は1.0とする。

別紙9の7

工事成績採点の考査項目別運用表(建築等)

(検査職員)

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅲ. 出来ばえ 電気設備工事		□①きめ細やかな施工がなされている。
		□	□②関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。
		□	□③機器又はシステムとして、運転状態が正常であり、性能が優れている。
	工事比率	□	□④環境負荷低減への対策が優れている。
		□	□⑤運転操作及び保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。
		□	□⑥その他 理由：
			(減点)該当すればd評価とする。 □出来ばえが劣っている。
評価			
a：全体的な完成度が優れている。　b：全体的な完成度が良好である。　c：全体的な完成度が適切である。 d：全体的な完成度が劣っている。			
該当項目が90%以上 ・・・・・ a 該当項目が80%以上90%未満 ・・・・ b 該当項目が80%未満 ・・・・ c			①　「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ②　削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③　評価値(　　%)＝(評価数／対象評価項目数)×100 ④　評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当してもc評価とする。
	評価＝	項	項目　　%

※1. 全体的な仕上がり状態、機能を評価する。

※2. 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。

※3. デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし工事比率は1.0とする。

別紙9の8

工事成績採点の考査項目別運用表(建築等)

(検査職員)

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅲ. 出来ばえ 暖冷房衛生設備工事 機械設備工事 工事比率		□①きめ細やかな施工がなされている。 □②関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。 □③機器又はシステムとして、運転状態が正常であり、性能が優れている。 □④環境負荷低減への対策が優れている。 □⑤運転操作及び保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 □⑥その他 理由：
			(減点)該当すればd評価とする。 □出来ばえが劣っている。

評価
a：全体的な完成度が優れている。　b：全体的な完成度が良好である。　c：全体的な完成度が適切である。 d：全体的な完成度が劣っている。
該当項目が90%以上 ・・・・・ a 該当項目が80%以上90%未満 ・・・・ b 該当項目が80%未満 ・・・・ c ① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(　　%)＝(評価数／対象評価項目数)×100 ④ 評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当してもc評価とする。

	評価＝	項	項目　　%

※1. 機械設備工事とは、建設業法における機械器具設置工事をいう。(エレベーター、エスカレーター設備工事を除く。)

※2. 全体的な仕上がり状態、機能を評価する。

※3. 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。

※4. デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし工事比率は1.0とする。

出来ばえの評価計＝	項目　　%

別紙10の1

「施工プロセス」チェックリスト(建築等)

1. 工事名　　工事

2. 工　期　　平成　年　月　日　～　平成　年　月　日　　監督員氏名

3. 請負者名

①「施工プロセス」チェックリストは、標準仕様書、建設工事請負基準約款等に基づき、施工に必要なプロセスが適切に管理されているかを監督員が確認する。

②チェック欄には書類もしくは現場等で確認した月日を、その内容が適切であれば□にレマークを付す。

考査項目	細別	確認項目	チェックリスト一覧 (チェックの目安)	チェック欄					備　考 (指示事項、是正事項、取り組み状況等)
				着手前	施工中			完成時	
1 施工体制	1 施工体制一般	○品質・安全管理体制	・品質及び安全計画に見合う管理体制が確立されている。 (施工計画書提出時)		(／) □	(／) □	(／) □		
		○建設業退職金共済制度	・掛金収納書の写しを契約締結後1ヶ月以内に提出した。 (契約後、増額変更後)	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □		
			・建設業退職金共済証紙の配付を受け払い簿等により適切に管理している。 (県通知) (施工中適宜)		(／) □	(／) □	(／) □		
			・「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を現場に掲示している。(県通知、建設生産システム指導要綱) (施工中　1回程度)		(／) □	(／) □	(／) □		
		○工事費内訳書	・請負代金内訳書を契約締結後7日以内に提出した。(約款第3条、甲が工事の内容に照らして必要と認める時) (契約後)	(／) □					
		○労働保険関係成立票	・労災保険関係成立票を工事現場の見やすい場所に掲示している。 (施工中　1回程度)		(／) □	(／) □	(／) □		
		○建設業許可標識	・建設業法に定められた標識を正しく記載し、公衆の見やすい場所に設置している。(全ての下請業者を含む。)(建設業法第40条) (施工中　1回程度)		(／) □	(／) □	(／) □		
		○施工体制台帳、施工体系図または作業分担に関する資料	・施工体制台帳及び施工体系図を現場に備え付け、かつ、同一のものを提出した。(下請総額建築4,500万円未満、電気・機械3,000万円未満チェック不要。提出義務のない工事は、下請業者を含む作業分担に関する資料でよい。) (建設業法第24条の7)(施工時の当初、変更時)		(／) □	(／) □	(／) □		
			・施工体制台帳に下請負契約書等(写)(再下請業者を含む)を添付している。 (　同　上　)(建設業法第24条の7) (施工時の当初、変更時)		(／) □	(／) □	(／) □		
			・施工体系図を現場の工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲げている。 (　同　上　)(建設業法第24条の7) (施工時の当初、変更時)		(／) □	(／) □	(／) □		
			・施工体系図または下請負人通知書等に記載されている業者のみが作業している。(　同　上　) (施工中　1回／月程度)		(／) □	(／) □	(／) □		
			・元請負人がその下請け工事の施工に実質的に関与している。(下請け工事がある全ての工事に適用する。)(建設業法第22条) (施工時の当初、変更時)		(／) □	(／) □	(／) □		

別紙10の2

「施工プロセス」チェックリスト（建築等）

考査項目	細別	確認項目	チェックリスト一覧 （チェックの目安）	チェック欄 着手前	施工中			完成時	備　考 （指示事項、是正事項、取り組み状況等）
1 施工体制	II 配置技術者／現場代理人／監理技術者／主任技術者	○工事実績情報	・事前に監督員の確認を受け、契約締結後等の10日以内（祝日を除く。）に登録機関に申請し、登録されることを証明する資料を、監督員に提出した。 （請負金額が2,500万円以上が対象工事） （契約後、変更時、完成時）	（／） □	（／） □	（／） □	（／） □	（／） □	
		○現場代理人	・現場に常駐している。（約款第11条） （施工中　1回／月程度）		（／） □	（／） □	（／） □		
			・監督員への通知、報告、申出等を書面で行っている。 （施工中適宜）		（／） □	（／） □	（／） □		
		○監理技術者（主任技術者）の専任制等	・技術者としての要件が資格者証等により確認できた。 （着手前）	（／） □					
			・配置予定技術者または現場代理人等通知書等に記載されている技術者が本人と同一であった。 （着手前）	（／） □					
			・工事実績情報登録において重複が無く、現場に専任している。（専任義務は建築一式工事5,000万円以上、その他工事2,500万円以上） （施工中　1回／月程度）		（／） □	（／） □	（／） □	（／） □	
			・施工計画や工事に係る工程、技術的事項を把握し、主体的に係わっていた。 （建設業法第26条の3） （施工中、打合せ時）		（／） □	（／） □	（／） □		
		○専門技術者の配置	・専門技術者を選任し、配置している。（建設業法第26条の2） （施工計画時、施工中適宜）		（／） □	（／） □	（／） □		
		○作業主任者の選任	・作業技術者を選任し、配置している。（安全衛生法第14条） （施工計画時、施工中適宜）		（／） □	（／） □	（／） □		
		○下請負者の把握	・下請負者が工事指名参加資格者である場合には、指名停止期間中でない。　（施工中適宜）		（／） □	（／） □	（／） □		
2 施工状況	I 施工管理	○設計図書の照査　等	・約款第19条第1項第1号から第5号に係わる設計図書の照査を行っている。　（着手前、施工中適宜）	（／） □	（／） □	（／） □	（／） □		
			・現場との相違事実がある場合、その事実が確認できる資料を書面により提出して確認を受けた。 （着手前、施工中適宜）	（／） □	（／） □	（／） □	（／） □		
		○施工計画書	・施工（変更を含む）に先立ち、設計図書等の内容を反映したものを提出した。　（着手前、変更時）	（／） □	（／） □	（／） □	（／） □		
			・記載内容と現場施工方法が一致している。 （施工中適宜）		（／） □	（／） □	（／） □		

別紙10の3

「施工プロセス」チェックリスト(建築等)

考査項目	細別	確認項目	チェックリスト一覧 (チェックの目安)	チェック欄					備　考 (指示事項、是正事項、取り組み状況等)
				着手前	施工中			完成時	
2 施工状況	Ⅰ 施工管理	○施工管理 ・建築材料、機材の管理 ・出来形、品質管理	・建築材料、機材に関する資料の整理及び確認がなされている。 (施工中適宜)		(／) □	(／) □	(／) □		
			・日常の出来形、品質管理が適時、的確に行われている。 (施工中適宜)		(／) □	(／) □	(／) □		
		○建設副産物及び建設廃棄物	・請負者は、産業廃棄物管理票(マニフェスト)により適正に処理されていることを確認し、監督員に掲示した。(廃棄物処理法) (施工中適宜)		(／) □	(／) □	(／) □		
			・再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め提出した。 (施工中適宜)	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □		
	Ⅱ 工程管理	○工程管理	・施工前に各種工程表を提出している。 (着手前、施工中適宜)	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □		
			・工程の把握に努め、必要に応じ、フォローアップを行っている。 (施工中適宜)		(／) □	(／) □	(／) □	(／) □	
	Ⅲ 安全対策	○安全活動	・安全活動を実施し、記録がある。(必要に応じ、下記の内容をチェックする。) ①災害防止協議会等(施工中適宜) ②店社パトロール(施工中　1回／月程度) ③安全教育、訓練等(施工中適宜) ④安全巡視、TBM、KY等(施工中適宜) ⑤新規入場者教育(施工中適宜)		(／) □	(／) □	(／) □		
		○仮設備点検等	・仮設備点検等を実施し、記録がある。(必要に応じ下記の内容をチェックする) ①過積載防止対策(施工中適宜) ②機械・車両等点検整備等(施工中　1回／月程度) ③重機操作時安全点検記録等(施工中適宜) ④山留め、仮締切等の点検及び管理記録(施工中適宜) ⑤足場、支保工の組立完了時・使用中の点検及び管理記録(施工中適宜)		(／) □	(／) □	(／) □		
	Ⅳ 対外関係	○関係機関等	・関係機関等との調整等を実施し、記録がある。(必要に応じ、下記の内容をチェックする。) ①関係官署(施工中適宜) ②近隣住民・入居官署等(施工中適宜) ③関連工事等(施工中適宜)	(／) □	(／) □	(／) □	(／) □		

様式第５号（第５条関係）

年　　月　　日

様

糸魚川市長　　印

工 事 成 績 評 定 通 知 書

次のとおり糸魚川市建設工事成績評定実施要領に基づき、評定した結果を通知します。

1	工事番号及び工事名	第　　号　　工事
2	工期	年　月　日 ～　年　月　日
3	検査年月日	年　月　日
4	評定点	点 （ 項目別評定点は、別表のとおり ）
5	備考	

評定の結果に疑問があるときは、通知を受けた日から起算して14日以内に書面により工事成績の結果について、説明を求めることができます。

様式第６号（第７条関係）

年　　月　　日

様

糸魚川市長　　印

工事成績評定に係る説明書(回答)

　年　月　日付けで貴社から説明を求められました評定内容について、糸魚川市建設工事成績評定実施要領に基づき、下記のとおり回答します。

記

1	工事番号及び工事名	第　　号　　工事
2	説明請求に対する回答	

　説明請求に対する回答について疑問があるときは、通知を受けた日から起算して14日以内に書面により再説明を求めることができます。

様式第７号（第８条関係）

年　　月　　日

様

糸魚川市長　　印

工事成績評定に係る再説明書(回答)

　　年　月　日付けで貴社から再説明を求められました評定内容について、糸魚川市建設工事成績評定実施要領に基づき、下記のとおり回答します。

記

1	工事番号及び工事名	第　　号 工事
2	再説明請求に対する回答	

別表（第５条関係）

様式第１号（第４条関係）

様式第２号（第４条関係）

様式第３号（第４条関係）

様式第４号（第４条関係）

様式第５号（第５条関係）

様式第６号（第７条関係）

様式第７号（第８条関係）